

に代はる支那事變特別税が内地同様の課税方法を以て實施され所得税及法人資本税を増徴し、利益配當税、公債及社債利子税、建築税、通行税、入場税、特別入場税、物品税及遊興飲食税が創設せられ、事變の擴大に伴ひ昭和十六年十二月には免税點の引下げ、税率の引上げ等、増税を行ひ、次いで大東亞戰爭の勃發に因り名稱の變更を見たり。

本税の昭和十六年度収入額は三、二九九、五三〇圓に達す。

廣告税 本税は大東亞戰爭の勃發により、軍事費の増大するにつれ其の一部に當てんがため、内地同様昭和十七年四月一日より實施さる。

馬券税 本税も廣告税同様の目的を以て昭和十七年四月一日より實施さる。

二、租税外収入

租税外収入の概要を記述すれば左の如し

官業及官有財産収入 昭和十七年度豫算額八二、九八九、五七五圓にして其の収入の内容を左に略述す。

イ、郵便、電信、電話、切手収入五、七一、七二三圓

ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車、自動車及其の他鐵道より生ずる収入二六、七八二、二九一圓

圓

ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其の他醫院より生ずる収入三六四、七八二圓

ニ、中央試験所に於ける水産部、農業部、畜産部、林業部の収入五二、一六五圓

ホ、國有森林に於ける原木官行斫伐及其の他副産物の賣拂収入四九、八九〇、九二〇圓

ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其の他官有物の貸付料収入一八七、六九四圓

印紙収入 収入印紙の賣拂代及税印押捺に依る現金収入にして、昭和十七年度豫算額五八五、二〇六圓を計上す。

六圓を計上す。

煙草專賣益金受入 本島に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらる、ものにして、昭和十七年度

豫算額は二、六四七、七七〇圓を計上す。

雑収入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、

恩給法納金、大藏省預金部特別會計より受入金及其の他の雑収入等にして昭和十七年度豫算額は一、

六六三、五一二圓を計上す。

官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋立地、建物、船舶、石炭、物品其の他の

官有物拂下に依る収入にして、昭和十七年度豫算額は二八二、八一三圓を計上す。

返納金 定期及据置貸金の収入金にして昭和十七年度豫算額は三〇、六七五圓を計上す。

前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらる、ものにして昭和十七年度豫算額は一七、六〇二、

六二六圓を計上す。

歳出

昭和十七年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し

歳出總計

一二五、四二〇、六三八

經常部

五五、一七三、五九四

臨時部

七〇、二四七、〇四四

(イ) 歳出經常部

一、樺太神社費及神饌幣帛料

一三三、四六二

主として官幣大社樺太神社及樺太護國神社に要する交付金等にして大要左の如し

樺太神社費

一八、〇〇〇

神饌幣帛料

四六二

樺太護國神社費

五、〇〇〇

一、樺太廳の經費

三、三六八、四五一

主として樺太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し

俸給

一、〇四〇、一一九

廳費

三四四、五五七

町村長諸給

六三、二七二

雜給及雜費

九九七、一三二四

其の他の雜給及雜費

九二三、二七九

一、教育に關する經費

四、九五〇、七一七

中學校、高等女學校、師範學校、拓殖學校及工業學校、青年學校、水産學校の維持經營並に公

立國民學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し

俸給(奏任、判任給) 九一〇、九七〇

中學校費 一五七、七五三

高等女學校費 七六、九五三

師範學校費 二一四、四九八

拓殖學校費 六二、〇五二

工業學校費 五三、六〇一

青年學校費 三四、四五三

水産學校費 五二、八〇四

國民學校職員諸給 三、三四九、三三七

青年學校教員養成所費 三八、二九六

財政及金融

一、警察に關する經費

- 俸 給 二、三五一、二五六
- 事務 費 九六、八一四
- 二、二五四、四四二
- 五、四〇一、二二二

一、林務署に關する經費

各林務署に於ける林木の年期賣拂、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し

- 俸 給 六九九、三七七
- 事務 費 一、四五二、六四七
- 斫 伐 費 三、二四九、一八八
- 三、五五九、五〇九

一、現業に關する經費

逓信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測等に要する經費にして大要左の如し

- 逓 信 費 四、九六七、八七四
- 鐵 道 費 二五、四七八、五三一
- 醫 院 費 五八〇、五九五
- 氣 象 台 費 四一六、二五二
- 結核療養所費 一一六、二五七
- 一、試驗事業に關する經費 六一九、一二五

中央試驗所に於ける農事、畜産、林業、水産及化學工業等の學究的試驗に要する經費にして大要左の如し

- 俸 給 一四二、九三一
- 事務用諸費 一四七、〇六七
- 農 業 部 費 六〇、八五三
- 畜 産 部 費 六〇、八一九
- 林 業 部 費 三九、九八九
- 水 産 部 費 五五、〇五〇
- 化學工業部費 三一、五〇四
- 保 健 部 費 八〇、九一二
- 六七、二三九
- 一、職業紹介所に關する經費 一一、六二八
- 俸 給 四五、六一一
- 事務 費 一〇、〇〇〇
- 事 業 費 一一、八四四
- 一、家畜檢疫所に關する經費 三、八七六

財政及金融

財政及金融

事務費 五、九六八

檢疫費 二、〇〇〇

種馬所に關する經費 五二、二〇〇

俸給 三、一〇〇

事務費 七、八五五

事業費 四一、二四五

恩給負擔金 四六四、六七三

恩給分擔に要する經費とす。 六四四、〇四七

諸支出金 六四四、〇四七

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、

滯納處分費、受刑者及刑事被告人護送竝に留置諸費、遞信事業用證票類諸費、檢丁及新兵旅

費、救護費及同補助、結核豫防費、政府職員共濟組合給與金、電話加入取消交付金、新設

費、切手貯金拂込金等主なるものとす。 二、六五九、八五九

公債 二、六五九、八五九

臺灣修築、鐵道建設竝に改良及道路開鑿竝に改良等に要せし公債及之に伴ふ諸雜費とす。 三、〇〇〇、〇〇〇

豫備金 三、〇〇〇、〇〇〇

第一豫備金 五〇〇、〇〇〇

第二豫備金 二、五〇〇、〇〇〇

(四) 歲出臨時部

一、營繕土木費 三、四四〇、五二〇

樺太廳廳舍新營費 九九、〇〇〇

師範學校新營費 一三四、一二六

航空無線電信電話施設費 一〇〇、〇〇〇

樺太神社造營費 一〇〇、〇〇〇

飛行場設置費 七七三、〇〇〇

新營及修繕費 二、一一四、三九四

結核療養所新營費 一二〇、〇〇〇

一、補助費 一、九九五、五九二

私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、教育、社會事業、衛生、警防、產業組合及漁業組合、

博覽會其他各種公益團體に對する補助金 二五、八二六、六五〇

一、樺太拓殖事業費 一、七九五、七九六

道路新設及改良費 一、七九五、七九六

財政及金融

財政及金融

| | |
|------------|-----------|
| 鐵道建設費 | 三、三八五、三四三 |
| 鐵道改良費 | 三、五五三、三一五 |
| 港灣修築費 | 四、七七三、九七四 |
| 船澗修築費 | 二四四、七三八 |
| 船澗改良費 | 三八、八二四 |
| 河川改修費 | 一八〇、六〇六 |
| 電信電話擴張及改良費 | 七〇〇、〇〇〇 |
| 殖民費 | 六四六、六九二 |
| 土地改良費 | 一、一四〇、八七四 |
| 產業振興費 | 三、二七七、一五四 |
| 內譯 | |
| 俸給 | 一五四、四七六 |
| 事務費 | 二一八、五七二 |
| 產業基本調查費 | 三五一、〇六六 |
| 販路調查及擴張費 | 六五、〇〇〇 |
| 農業獎勵費 | 一、二九三、六七二 |

畜產獎勵費

六四六、三九三

水產獎勵費

二九八、九二一

瓦斯炭塵爆發豫防費

三〇、〇〇〇

鑛區整理費

一一、四〇〇

鑛業出願實查費

四七、四五〇

林業獎勵費

一三五、二五〇

造林獎勵地區劃費

一六、四五四

探鑛獎勵費

七、五〇〇

水產增殖事業費

三一九、七四八

國有林事業經營費

五、六四三、二六八

燃料資源調查及開發助成費

二六、三一八

大泊驛移轉改良費

五〇、〇〇〇

本斗驛改良費

五〇、〇〇〇

一、臨時軍事費特別會計へ繰入

一九、〇二一、三四一

臨時軍事費財源繰入

一一、八五〇、〇〇〇

支那事變特別稅收入其他繰入

七、一七〇、一六四

財政及金融

財政及金融

- 北支事件特別稅收入繰入 一、一七七
- 一、市町村財政援助費 五八五、二〇一
- 俸給事務費 五、八五三
- 市町村交付金 五七九、三四八
- 一、物資需給調整諸費 一二〇、九五九
- 二、臨時軍事援護諸費 一八〇、一四四
- 一、物價調整及貯蓄獎勵費 九九、〇五八
- 二、臨時警察費 三五三、〇二〇
- 一、防空及警備費 一、〇一三、九七六
- 一、昭和十五年國勢調査費 三八、二〇〇
- 一、國家總動員諸費 三五七、九七八
- 二、勞務需給調整諸費 一二〇、六八六
- 一、協和事業費 一九、九〇一
- 一、石炭増産對策諸費 八、七九四、九一五
- 一、國民体力管理諸費 六四、八二四
- 一、臨時木材供出諸費 二六四、九八六

- 一、國土計畫設定費 四六、九四五
- 一、臨時道路及電信電話施設費 一、二八五、八三〇
- 一、樺太地方食糧營團設立費 一五、〇〇〇
- 一、臨時出資金 四、八〇〇、〇〇〇
- 一、臨時家族手當 八一五、九四〇
- 一、國民奉公運動諸費 七七、〇〇〇
- 一、重要物資調査費 二二、二七三
- 一、臨時手當 二六八、八四六
- 一、食糧對策施設諸費 五九四、〇〇七
- 一、臨時海運統制諸費 一七、〇六六
- 一、戰爭保險臨時諸費 六、一八六

第二節 煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豊原に函館專賣支局出張所を、大泊に同專賣官吏派出所を新設し専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、從來の煙草小賣營業者は其の希望に依り政府專賣機關として小賣人に指定せられたり。其の後本島各地の發展に伴

ひ眞岡、泊居、元泊、敷香の四箇所に専賣官吏派出所の増設を見たるが昭和六年七月元賣捌制度廢止の結果豊原以外の専賣官署は之を煙草販賣所と改稱し同時に惠須取販賣所を増設し、各所に於て直接販賣事務を取扱ふに至りたる結果略煙草供給機關の完成を見るに至れり。而して右の内元泊煙草販賣所は地方狀況の推移に依り昭和十年十二月より知取に移轉せり。

煙草賣渡代金調査表

| 總計 | 昭和六年 | | 昭和六年 | | 昭和六年 | |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| | 口 | 付 | 切 | 兩 | 刻 | 富貴煙 |
| 内地葉卷、パイプ煙草、輪移入煙草 | 敷島 | 朝日 | 櫻 | 光 | 白梅 | あやめ |
| | 七三、五六六 | 七六、二二六 | 一六、〇三三 | 三七二、七八六 | 四、七〇〇 | 二六三、二六五 |
| 合 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| | 一、〇五五、三五四 | 一、〇五五、三五四 | 三、六九五、〇四七 | 三、六九五、〇四七 | 八四〇、二二二 | 八四〇、二二二 |
| カメリヤ | 豐錦 | ほま | 曉 | なでしこ | はな | はな |
| 一五、〇七六 | 一六七、六二六 | れ | 三六、六八九 | 三二六、六八九 | 富貴煙 | 富貴煙 |
| 合 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |
| 五、五九〇、六二二 | 五、五九〇、六二二 | 三、六九五、〇四七 | 三、六九五、〇四七 | 八四〇、二二二 | 八四〇、二二二 | 八四〇、二二二 |

輸入煙草中には内地葉卷の賣渡代金を含む

第三節 金融

樺太に於ける金融機關 (昭和十六年末)

| 本島に於ける金融機關の大要を略述すれば左の如し | 北海道拓殖銀行 | | 貯蓄銀行 | | 産業組合 | | 無盡業 | | 私營公益 | |
|-------------------------|---------|----|------|----|------|----|-----|----|------|----|
| | 本店 | 支店 | 本店 | 支店 | 聯合會 | 組合 | 私營 | 公益 | 私營 | 公益 |
| | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 五 | 五 | 五 | 三 |

一、銀行

明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなれり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、眞岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店(大正三年四月豊原支店と改稱)も亦豊原に移轉し依然從來の業務を行ひしが、明治四十四年北海道拓殖銀行法を改正し本島をも營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四月に至り本島に於

ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、眞岡に出張所を設置し、前者は大正七年、後者は大正八年に各々支店に昇格せり、爾來同行支店、出張所は一般普通銀行業務、不動産、漁業権、工場財團等の各種擔保貸付、農業者、漁業者等の十人以上連帯貸付及公共團體各種組合に對する貸付の外預金部地方資金の取扱を行ひ以て本島拓殖事業資金の供給を計ると共に豊原、大泊及眞岡の各支店に在りては日本銀行代理店として國庫金の出納保管の事務を掌り、其の業務極めて廣汎にして且營業所は全島に亘り現在豊原、大泊、眞岡、本斗、野田、泊居、落合、知取、敷香、留多加、惠須取の各地に支店を設く。又本島に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむる目的を以て樺太廳の補助を得大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更し大正五年十月大泊に資本金五十萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を二百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置し拓殖上からず貢献ありたるも、昭和十六年十一月非常時局經濟界の再組織にあたり金融機關の一元化に依り内容の充實強化を目的とし、解散の上株式會社北海道拓殖銀行に業務を譲渡せり。

右の外本島に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄銀行（昭和十四年二月株式會社北海道貯蓄銀行と改稱）は鋭意島民貯蓄心の向上に努め漸次其の業績を擧げつゝあり。

今各銀行の昭和十六年末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し

| | |
|----------------|-------------------------|
| 株式會社北海道拓殖銀行各支店 | |
| 預金總額 | 八九、六六四、六九五 ^円 |
| 貸金總額 | 二八、三〇六、四七四 |
| 株式會社北海貯蓄銀行支店 | |
| 預金總額 | 五、九二六、五一五 |
| 貸金總額 | 一〇八、三〇二 |

二、産業組合及産業組合聯合會

産業組合は大正四年産業組合法施行と同時に一組合の設立を見、大正五年末に於ては組合數六、組合員數二九五、拂込濟出資金一一、三四五圓、運轉資金總額二三、〇九二圓を算す。産業組合聯合會は大正十四年に設立を見、昭和元年末事業概況は所屬組合數一四、出資總額三六、五〇〇圓、拂込濟出資金七、〇五〇圓、運轉資金總額七、〇五五圓なりき。其の後島内各地に産業組合の設立せらるゝもの逐年其の數を増加すると共に堅實なる發展の道程を辿りつゝありたるが、昭和九年以來實施中の産業組合擴充計畫の進捗と同十四年十月全島一齊に實施したる産業組合未加入農業者解消運動に依り、全農村に遍く組合の設立を見ると共に農業者を殆んど全部網羅し、農村に於ける重要必須の協同組織として金融、生産、配給、消費等各般に亘る經濟活動を行ふに至り、其の成績見るべきものあり、之に伴ひ産業組合聯合會の事業成績も亦近年顯著なる進展を示すと共に、昭和十五年九月公布の

種別別組合数

| 年次 | 種別 | 種別別組合数 | | | | | | | | | | |
|-------|----|--------|------|------|------|----|----|----|----|---|----|----|
| | | 信用組合 | 信利組合 | 販購組合 | 購利組合 | 信販 | 販購 | 信販 | 購利 | 計 | 組別 | |
| 昭和十六年 | | 二二 | 六 | 一 | 一 | 一 | 七 | 五九 | 八五 | 一 | 三 | 八二 |

職業別組合員数

| 年次 | 種別 | 職業別組合員数 | | | | | | | | | | | |
|-------|----|---------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|
| | | 組合数 | 調査組合員数 | 一組合員数 | 農業 | 工業 | 商業 | 水産業 | 林業 | 公務員 | 其他 | 法人 | |
| 昭和十六年 | | 八五 | 七五 | 一九九三〇 | 二六五 | 八、七七七 | 一、四三二 | 三、九五四 | 九六六 | 二八七 | 二、四三七 | 一、九四二 | 一四七 |

三、質屋

イ、私營質屋 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ庶民金融機關の完備せざる本島に於ては重要な金融機關として各地共相當に利用せられつゝあり。今昭和十六年に於ける營業概況を擧ぐれば左の如し

| 業者数 | 貸付高 | 辨濟高 | 流質高 | 貸付残高 |
|-----|---------|---------|--------|---------|
| 五六 | 六七八、五三八 | 六五六、七八七 | 三七、七五三 | 一六三、五四一 |

ロ、公益質屋 公益質屋は昭和七年十二月豊原に、同十年四月大泊に、同十一年十二月惠須取に夫

夫設置せられ、私營質屋に對し遙かに低利なるを以て庶民階級の福利を増進しつゝあり。今昭和十六年に於ける事業概況を擧ぐれば左の如し

| 经营主体数 | 貸付高 | 辨濟高 | 流質高 | 貸付残高 |
|-------|---------|---------|-------|--------|
| 三 | 一三三、六七四 | 一二九、三三七 | 一、三二三 | 五八、八五三 |

四、無盡會社

無盡會社に就ては昭和五年十一月勅令第二一〇號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り一時四十有餘の業者数を算し競争激烈を極めしが現在免許を得たるものは五社にして庶民金融機關として堅實なる機能を發揮しつゝあり。昭和十六年末業務狀況左の如し

| 會社名 | 所在地 | 資本 | | 掛金契約高 | | 給付金契約高 | |
|----------|-----|---------|--------|-----------|-----------|--------|--|
| | | 公稱 | 拂込 | | | | |
| 豊原無盡株式會社 | 豊原市 | 100,000 | 20,000 | 1,335,308 | 1,299,000 | | |
| 本都無盡 | 本斗町 | 51,000 | 31,500 | 471,701 | 446,100 | | |
| 棒太相互無盡 | 眞岡町 | 50,000 | 15,000 | 70,774 | 845,000 | | |
| 泊居無盡 | 泊居町 | 30,000 | 11,000 | 60,489 | 539,000 | | |

| | | | | |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 敷香無盡 | 敷香町 | | | |
| 計 | | 三、五〇〇 | 三、五〇〇 | 二、〇三〇、〇〇〇 |
| | | 二、六二五、〇〇〇 | 一、三九、〇〇〇 | 五、一八一、六〇〇 |
| | | | 一、四五一、九六四 | |
| | | | 四、五五九、二七六 | |

備考 大泊無盡會社は解散し豊原無盡會社に譲渡し豊原無盡會社は大泊に支店を設置す

第九章 交通通信

第一節 交通

道 路

露領時代に於ては道路施設として見るべきもの殆どなく所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し内路より北樺太オノールを経てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加し各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は益々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築し其の普及發達を計り道路網の實現を期し居れり。本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縦貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要都邑等を連絡するため幹線より分岐せる

路線及農村殖民部落を連絡する農耕道路より成る。

鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊豊原間の軍用輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫建設し現在營業線路五、其の延長六三八軒一（外に海岸支線三、其の延長四軒九）なり。

一、國有鐵道及廳營自動車

營業線路

| | |
|-------|-----------|
| 東海岸線 | 大泊港—敷香間 |
| 敷香線 | 落合—榮濱間 |
| 川上線 | 敷香—上敷香 |
| 豊眞線 | 小沼—川上炭山間 |
| 西海岸線 | 豊原—手井間 |
| 南部横斷線 | 本斗—久春内間 |
| | 本斗—留多加驛前間 |

北部横斷線 内 路—惠須取間

東海岸線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅に六十日間を以て急設したる楠溪町豊原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初は軍需品のみを輸送するに過ぎざりしが明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年六月大泊楠溪町間を延長せしが越えて明治四十三年十一月全線の改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豊原榮濱間新設工事に着手し同年十二月竣工茲に大泊榮濱間の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣功に伴ひ海陸連絡の便を計るため大泊港驛を新設し、昭和三年十一月より大泊港大泊驛間を開業昭和十六年三月三十一日樺太鐵道株式會社線を買收同日より運輸營業を繼承現在に及べり。

敷香線 東海岸線の延長線として北方開發の重大性に鑑み、敷香、上敷香間に敷設し、昭和十六年十一月十五日一般運輸營業を開始せり。

川上線 東海岸線小沼驛より分岐し西北方川上炭山に至るものにして、島内家庭用、工業用石炭の輸送を大宗とする重要線なり。大正三年四月には小沼奥川上間を運轉し同十一年十月全線の開通を見たり。

豊眞線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡する接路に當り中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し拓殖上亦軍事上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊

原鈴谷間、大正十五年十一月手井逢坂間の開通を見更に昭和三年九月鈴谷逢坂間を開業し茲に豊真線の全通となれり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡野田泊居を経て久春内に至る區間にして、從來西海岸の交通は海運を主としたるも沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年起工大正九年十月本斗眞岡間の營業を開始し、大正十一年十一月眞岡野田間、昭和四年十二月眞岡海岸支線、昭和五年六月野田追手間、同年十一月追手泊居間、同年同月本斗海岸支線、昭和十二年十二月泊居久春内間開業現在に及べり。

自動車線 本島産業が林産品、鑛産品及農産品等原料品の生産を主とすること竝に陸上は冬季積雪期及融雪期を通じ約半歳に亘り交通容易ならず海上も亦激浪又は凍結等の爲交通至難或は杜絶の状態なること等に鑑み、本島産業文化の促進は鐵道交通網の整備に據らざるべからざること論を俟たずと雖も財政其の他の關係上急速に之が完成を期し難きを以て鐵道の豫定線及鐵道幹線の相互對峙する主要區間にして鐵道の培養線たるべき地方は臨時代行の意味に於て之を自動車交通に委ぬるを得策と認め、狀況に應じ樺太廳に於て自動車の運輸をなし旅客、貨物の輸送を行ひ以て島民の福利増進に資すべく自動車交通網を計畫し現に南部(本斗、留多加驛前)及北部(内路、惠須取間)の兩横斷線に於て廳營自動車を運行し居れり。

營業線 現在營業線區間、其他(廳鐵)

| 線名 | 運轉區間 | 驛 | 荷取扱所 | 假停車場 | 所 |
|------|----------|----|------|------|---|
| 東海岸線 | 大泊港—敷香間 | 四三 | 四 | 七 | 一 |
| 敷香線 | 落合—榮濱間 | 二 | 一 | | |
| 川上線 | 豐原—川上炭山間 | 二 | 三 | | |
| 豊真線 | 豐原—手井間 | 四 | 六 | | |
| 西海岸線 | 本斗—久春内間 | 一八 | 一三 | 九 | 二 |
| 計 | | 六九 | 二七 | 一六 | 三 |

從業員 現在從業員は三千二百五十二人にして庶務、經理等の事務に従事する外運輸、車輛、保線等の各系統に分屬す。而して是等從業員は一軒平均五人一分に當り、内地其の他に比し配當人員過少なれども鋭意能率増進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績 拓殖の進展、人口増加及線路の延長等に因り之が利用は逐年増加しつゝあり。殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡、更に大正十五年四月より北日本汽船株式會社及日本郵船株式會社の大泊眞岡と小樽青森間の航路を経由し樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び本島内地間を一層近接せしめ、更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線(新場留多加間)の開通、昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線

及昭和六年十月三菱石炭油化工業株式會社線(本斗内幌炭山間)の開通等は本島拓殖に一大利便を與ふるところとなり、樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。

廳鐵運輸成績表

| 年度 | 種別 | 旅客 | 貨物 | 取扱収入 | 鐵道省、社及汽船會社ヨリ割賦受領 | 同上拂額 | 純収入 |
|--------|----|-----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 昭和十六年度 | | 四、二四二、二七人 | 一、三三四、八五四 <small>担</small> | 二二、三三九、二八 <small>円</small> | 一、〇一五、五三八 <small>円</small> | 五、二九〇、一一 <small>円</small> | 七、一五五、七九八 <small>円</small> |

運輸收入表 (單位圓)

| 年度 | 種別 | 客車收入 | 貨車收入 | 合計 |
|--------|----|-----------|-----------|-----------|
| 昭和十六年度 | | 三、四〇一、五四二 | 三、七五四、二五六 | 七、一五五、七九八 |

自動車運輸成績表

| 年度 | 種別 | 旅客 | 人員 | 運輸 | 収入 |
|--------|----|----|----|----|-------------------------|
| 昭和十六年度 | | | | | 三七、六七六 <small>人</small> |
| | | | | | 五四、九七七 <small>人</small> |

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは南樺鐵道株式會社、三菱石炭油化工業株式會社、樺太人造石油株式會社(工事中)及惠須取鐵道株式會社(工事中)の四社にして樺太廳は拓殖の進展竝に地方開發上其の緊要なるに鑑み南樺鐵道株式會社の鐵道に對し樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付せり。南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線新場より留多加に至る間を經營す。大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し將來の開發を期して俟つべし。三菱石炭油化工業株式會社線 本社は資本金二千萬圓、樺太廳鐵道西海岸線本斗より内幌炭山に至る鐵道にして内幌本斗間は昭和六年十月より内幌同炭山間は同年十二月より夫々一般營業を開始せり。

軌道

本島に於ける軌道は大正十三年大泊市街軌道の太泊船見町より同楠溪町迄の間敷設されたるに始まり、交通機關未發達の時に於て交通の具として重用されたり。以來交通機關の整備と共に軌道は何れも營業不振となり現在營業を繼續せるもの左の一線に過ぎず。三井鑛山株式會社線 内川軌道本社は資本金一億圓を有する三井鑛山株式會社の經營に係り内川炭山より日本人絹バルプ株式會社敷香工場に送炭する外、一般運輸營業を目的として昭和九年十二月北斗軌道を買収し昭和十一年七月より營業を開始せり。

乗合自動車

島内拓殖の進展道路の開設に伴ひ各地に乗合自動車線開通し交通極めて頻繁にして各町内は勿論奥地と雖も交通の不便を感じることなきに至れり。現在路線の主なるもの左の如し

| 運轉區間 | 經 | 營者 |
|--------------|---|-------------|
| 本斗、留多加 | 同 | 樺太廳 |
| 内路驛前、惠須取 | 同 | 南樺鐵道株式會社 |
| 留多加、豐原(並川廻り) | 同 | 留多加自動車株式會社 |
| 留多加、大泊 | 同 | 留多加自動車株式會社 |
| 留多加、古江 | 同 | 留多加自動車株式會社 |
| 豐原、榮濱 | 同 | 豐榮バス合資會社 |
| 落合、上美保 | 同 | 落合運輸株式會社 |
| 内淵、西内淵 | 同 | 樺太人造石油株式會社 |
| 豐原、大泊 | 同 | 中央自動車株式會社 |
| 大泊、札塔 | 同 | 東灣運輸合資會社 |
| 富内、大泊 | 同 | 大泊乗合自動車合資會社 |
| 富内、落帆 | 同 | 同 |

| | | |
|--------------|---|--------------|
| 富内、豐原 | 同 | 眞岡自動車株式會社 |
| 眞岡、廣地 | 同 | 眞岡自動車株式會社 |
| 眞岡、久春 | 同 | 眞岡自動車株式會社 |
| 久春、内眞 | 同 | 眞岡自動車株式會社 |
| 泊居、珍内 | 同 | 眞岡自動車株式會社 |
| 珍内、名好 | 同 | 眞岡自動車株式會社 |
| 惠須取、大平 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 天内、炭山 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 惠須取(王子地内)、布禮 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 北小澤、北小澤炭山 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 西恩洞、塔路 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 敷香、内路 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 西多來加、佐知 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 内路、上敷 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 敷香、半田 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 本斗、白主 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 内幌、内幌炭山 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |
| 南名好、開發會社 | 同 | 丸惠惠須取自動車株式會社 |

港 灣

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て調査研究の結果内外の連絡港として大泊、眞岡、本斗、敷香及惠須取の五港を築港するの外沿海航行の小汽船及漁船の繋留並に避難所として沿岸樞要の地に船入澗を築設し海運に便せり。

一、大泊港

本港は亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に在りて本島の咽喉を扼し北海道及本州との連絡の要衝に當り物資の移出入並に旅客の吞吐量に於ては本島中首位を占む。而して魚族豊富なる亞庭灣沿岸一帯の商業中心地にして將又政廳所在地たる豊原を始めとし鈴谷、留多加、内澗等の農耕地帯を控え、加ふるに埋藏量豊富なる内澗、川上兩炭田を擁し、之等産業の開発と相俟つて一般物資の移出入港として最も重要なり。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し西海岸に於ける交通産業の樞要地點にして開港場たり。附近水産業の中心地として商業頗る盛なり。今後北部鐵道の延長と相俟つて益々發展すべき前途を有し一般物資の吞吐港として重要なり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして沿海には夙に沖合漁業發達し就中冬期沿海州方面に於ける鱈釣漁業は殷盛を極め、漁船の出入頻繁なり。尙近時南部炭田の開発及石炭低溫乾溜事業の創業せらるゝに及び之等生産品其他水産物並に一般物資の吞吐港として港勢著しく發展せり。

四、敷香港

北方に多來加灣を擁し幌内河口に臨む東海岸北部の要港にして木材の移出港として著名なり。近時奥地産業開發せられ、日本人絹バルブ株式會社の設立を見るに及び港勢は躍進的發展を續け將來陸上交通機關の整備に依る後方地域の擴大に伴ひ物資の集散益々増加の趨勢にあり。

五、惠須取港

惠須取港は西海岸北部地方開發據點として産業及交通上の中心地たるのみならず、殊に近時石炭礦業の殷盛に伴ひ之が積出港として益々重要性を加ふるに至りたるを以て、昭和十四年度より總工費千八百萬圓、七ヶ年繼續事業として港灣の修築に着手せり。

六、船入澗

船入澗は沿岸航行汽船、發動機船及近海漁船の繋留、避難所並に荷役艀船の繋留所として一般海運、地方産業の發展に資する處大にして之等の多くは國費又は國費補助を以て築設せられたるも、私費を以て築設せられたるものもあり

航 路 標 識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきもの少く近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが、邦領となるや航路標識を建設し船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果、出入船舶は年々増加するも海難は減するに至れり。

航路標識は遞信省の所管に屬し現在大泊港、西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、愛郎岬、本斗港、氣主、中知床岬、知床岬の九燈臺の外公設の燈臺白浦に一箇所あり。又二丈岩燈標竝に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものであるも、本島は環海七百九十餘海里に及び尙幾多燈臺の建設を必要とすべく遞信省に於て目下これが施設に付調査中なり。

驛 遞

交通機關未だ完からざる僻陬の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲、驛遞制度を設け必要の箇所に驛遞を設置し旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌し之を適當に普及改廢せしめ以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は三十一とす。

第二節 通 信

概 説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ（豊原）、コルサコフ（大泊）、マウカ（眞岡）、ガルクノウラスコエ（落合）の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひ又電話は軍事上の必要によりコルサコフ、ウラジミロフカ、ガルクノウラスコエ、ノトロの各軍用通信所及主要官衙に設置せられたるに端を發し、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し大泊に樺太廳郵便電信局を置き（同四十一年八月豊原に移轉）一般事業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改め普通局及特定局の二種とし専ら現業事務を取扱はしめ、事業の監督は樺太廳直接之を主管することとなり遞信課を設く。現在關係職員左の如し

職 員

（昭和十六年度末現在）

| 區 別 | 奏 任 (含待遇者) | 判 任 (含通信手) | 雇 員 | 備 人 | 計 |
|------------|---------------|---------------|-----|-----|-------|
| 本 廳 | 八 | 九四 | 三七九 | 三一 | 五一二 |
| 郵 便 局 (普通) | 一 | 一四九 | 八八一 | 三三 | 一、〇六四 |

交通通信

一七〇

| | | | | | |
|-------|----|-----|-------|----|-------|
| 特定郵便局 | 四 | 一六 | 九五 | 一 | 一〇七一 |
| 計 | 一三 | 三五九 | 二、三二一 | 六四 | 二、六四七 |

備考 外ニ本廳囑託三〇

郵便

郵便・遞送 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく、尙原始的境域にありて郵便遞送は甚しく困難を極めたり。然るに人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修鐵道の敷設等交通機關漸を逐うて備はり、銳意遞送方法の改善竝に遞送回數の増加に努めたる結果大いにその面目を改めたり。

現在の各遞送線路料程概略左の如し

(昭和十六年度末現在)

| | |
|--------------|------|
| 遞送線路便名 | 總料程 |
| 鐵道便 | 六九〇料 |
| 自動車、車馬又ハ馬橋送便 | 七三五 |
| 人夫送便 | 三七三 |

水路便 線路實數一、七四三料にして島内相互間を連絡する樺太廳命令航路は四月以降十一月迄航海するを以て冬季結氷期を除くの外何等の支障なし。

本島内地間の連絡は從來通常郵便物は主として鐵道省連絡航路(稚内大泊間)及樺太廳命令連絡航路(稚内本斗間)に依り遞送せられたるも、小包郵便物は遞信省及樺太廳の命令航路にて大泊、眞岡、泊居、惠須取等と小樽間航送せられたるを以て遞送圓滑ならず、殊に冬季間は航海度數の減少に依り甚しく遅延を免れざりしも、昭和九年十月一日以降は本島内地間發著の郵便物は總て前記連絡航路に依り遞送することとなり從來の不便は大いに緩和せられたり

日・蘇間郵便遞送交換 本邦及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦領北樺太間發著通常郵便物の交換は昭和二年二月以降毎年凡そ十二月より三月迄施行す。本邦より蘇國に達する郵便物は豊原郵便局に集中し亞港郵便局宛締切となし氣屯郵便局へ遞送し同局遞送人をして國境半田に於て交換をなす。又蘇國より本邦に達する郵便物は亞港郵便局に集中し「オノール」郵便局は媒介の取扱を爲し交換日時は昭和七年一月十八日より毎週月、木曜日の二回交換を爲すこととなり

郵便集配 郵便物の集配は本島拓殖の進展及人口の増加に伴ひ年々集配區域の擴張竝集配回數の増加を爲しつゝあり。而して郵便物の集配は内地と異り道路の設備未だ完からざるもの多きのみならず冬期に酷寒又は吹雪等ありて郵便物の集配に甚しく困難を極む。現在管内の郵便局一〇二局中集配局九一を有す。

郵便物數 人口の増加、産業の發達に伴ひ郵便物は逐年増加しつゝあり。之を示せば次の如し

交通通信

一七一

| 年 度 | 種 別 | 引 通 | | 常 配 | | 郵 便 | | 小 包 | | 郵 便 | |
|--------|-----|------------|---|------------|---|---------|---|---------|---|-----|---|
| | | 受 | 配 | 受 | 配 | 受 | 配 | 受 | 配 | 受 | 配 |
| 明治四十年 | 度 | 一、四八三、九三一 | | 一、七五七、〇五四 | | 八、四七〇 | | 二七、六八六 | | | |
| 大正元 年 | 度 | 三、七七七、五七〇 | | 三、九五八、八三九 | | 二〇、一五三 | | 五八、九一六 | | | |
| 昭和元 年 | 度 | 二〇、二五九、〇六三 | | 二二、九七六、四一八 | | 一六〇、九七八 | | 五五〇、二七二 | | | |
| 昭和十二 年 | 度 | 二三、七五一、二八五 | | 三三、五五一、一一六 | | 二八一、四八七 | | 六五五、一八八 | | | |
| 昭和十三 年 | 度 | 二四、四三三、八〇五 | | 三三、〇七三、二一〇 | | 三二四、四一三 | | 七二一、九一四 | | | |
| 昭和十四 年 | 度 | 二八、一七〇、七六四 | | 三四、一一四、九九二 | | 三九二、七六二 | | 八四三、六〇八 | | | |
| 昭和十五 年 | 度 | 二九、三八〇、一一八 | | 三六、九〇八、〇三六 | | 四三三、〇四〇 | | 八八八、五八六 | | | |
| 昭和十六 年 | 度 | 二八、二一九、五七二 | | 三四、三三三、七七八 | | 四五四、五二〇 | | 八五九、九五六 | | | |

爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲預金及送金の郵便局を媒介とするもの頗る多し。之が近況を示せば左の如し。

郵便爲替

| 年 度 | 種 別 | 口 受 | | 金 入 | | 口 拂 | | 金 戻 | | 年 度 末 現 在 高 |
|--------|-----|---------|---|------------|---|---------|---|------------|---|-------------|
| | | 數 | 額 | 數 | 額 | 數 | 額 | 數 | 額 | |
| 昭和十六 年 | 度 | 八二〇、四七一 | | 五七、一七四、〇三五 | | 三三五、四九〇 | | 二五、四一六、三〇四 | | |

振替貯金

| 年 度 | 種 別 | 口 預 | | 金 入 | | 口 拂 | | 金 戻 | | 年 度 末 現 在 高 |
|--------|-----|-----------|---|------------|---|---------|---|------------|---|-------------|
| | | 數 | 額 | 數 | 額 | 數 | 額 | 數 | 額 | |
| 昭和十六 年 | 度 | 一、九八七、六六〇 | | 五四、八二六、三五七 | | 三七一、二三三 | | 三九八、一七、八三七 | | 四九、〇六、四三九 |

簡易生命保険、郵便年金

簡易生命保険法及郵便年金法の本島に施行をみたるは、昭和十六年四月一日なるも、これより先大正十五年十月一日簡易保険、昭和三年十月一日郵便年金、昭和六年十月一日小兒保険が夫々相繼ぎ、郵便振替貯金利用の方法に依り、島内各郵便局に於て取扱を開始したり。

本制度は其の目的たる相互扶助の精神に基き、勤儉貯蓄の美風を涵養し、島民の福利を増進し、生活の安定を確保せしむるに止まらず、時局下國民貯蓄機關の一環を爲し、長期安定資金として優秀なる適格性を有するその機能は、戦時財政政策上重要な使命を擔ふに至り、近次急激なる發展振りを示せり。而して其の積立たる資金は其の一部を地方に還元し、以て社會公共事業の勃興を促進し、又

被保険者福祉施設として簡易保険健康相談所を各地に開設し、輕費診療に従事する外、交通不便なる僻陬地に至るまで巡回健康相談を實施し、島民の健康保持増進、竝に衛生思想の普及啓發に寄與する所頗る顯著なるものあり。其の近況を示せば次の如し。

一、契約狀況

(一) 簡易保險

| 年度 | 種類 | 契約件數 | 保險金額 | 保險料額 | 人口千人に對する普及率 |
|---------|----|---------|-------------------------|----------------------|-------------|
| 昭和十六年度末 | | 二四七、〇五三 | 五八、六九五、〇四三 ^円 | 三〇〇、三九六 ^円 | 五九五 |

(二) 郵便年金

| 年度 | 契約件數 | 年金 | 人口千人に對する普及率 |
|---------|-------|----------------------|-------------|
| 昭和十六年度末 | 二、七七四 | 四六九、六五五 ^円 | 六七 |

二、積立金貸付狀況（昭和十六年度末迄ノ貸付高累計）

國民學校建設及同舊債償還資金 四〇件 一、二〇四、三〇〇^円
 市町村廳舎建設及同舊債償還資金 一〇件 二二一、六〇〇

| | | |
|---------------|------|-----------|
| 公設火葬場及同舊債償還資金 | 五件 | 八七、〇〇〇 |
| 上水道建設及同舊債償還資金 | 一三件 | 九九三、二〇〇 |
| 住宅建設 | 二件 | 一一〇、〇〇〇 |
| 傳染病舎建設 | 六件 | 二九、一〇〇 |
| 道路建設及同舊債償還資金 | 五件 | 一六二、一〇〇 |
| 公設質屋 | 五件 | 八六、〇〇〇 |
| 公立中等學校建設 | 三件 | 五九、六〇〇 |
| 下水道建設及同舊債償還資金 | 六件 | 一四三、五〇〇 |
| 公設防火設備 | 二件 | 一三、〇〇〇 |
| 農村電氣事業 | 一件 | 三〇、〇〇〇 |
| 授産及職業輔導事業 | 一件 | 五、〇〇〇 |
| 各種公共事業 | 六件 | 四五六、五〇〇 |
| 商工會議所事務所用建物建設 | 一件 | 一五、〇〇〇 |
| 特定郵便局々舎建設 | 二件 | 二七、五〇〇 |
| 計 | 一〇八件 | 三、七五三、四〇〇 |

三、健康相談所患者取扱狀況（昭和十六年度分）

| 相談所名 | 種別 | 患者取扱数 | 同上一日平均取扱数 |
|------|----|---------|------------|
| 豊原 | | 三六、八八四 | 一三四人 |
| 大泊 | | 三〇、五七二 | 一〇二 |
| 眞岡 | | 四一、五二六 | 一三八 |
| 恵須取 | | 四、五六一 | 三一 |
| 計 | | 一一三、五四三 | (二箇所當) 一〇九 |

ラジオ

ラジオは單なる文化施設たるに止まらず實に重要國策の傳達及國土防衛上最も緊要なる施設なり。然るに從來本島には放送局の設置なかりしため、遙か内地の放送を聴取せざるべからざる状態にありしため、従つて機具高價なるのみならず、之が受信に多大の困難を感じつゝありたり。昭和四年民間団体より樺太放送局の設置方陳情せるも、時機尙早の理由と民間団体に許可せざる方針のため遂に設立に至らざりしものなり。

昭和十一年八月樺太拓殖共進會開催され、之を機會に同會場内に臨時豊原放送所を開設し、講演、演藝等の放送を爲したるに好成绩を收めたる結果、一層島民の關心昂まりたるが、次で支那事變勃發

するや、ラジオの重要性頓に加りたるを以て、放送局の設置は寸時も遷延を許さざるものありとなし、茲に官民の熱心なる要望と、日本放送協會の努力の結果、昭和十五年五月以來工事に着工、鋭意之が竣工を急ぎつゝありたる豊原放送局も、偶々大東亞戰爭勃發し、香港島陥落のニュースに湧き立つ昭和十六年十二月二十六日颯爽たる新發足を見、島民多年の要望は達成されたのである。本島のラジオ普及状況左の如し

| 年度 | 種別 | 年度末現在数 | 世帯數百に對する普及率 |
|--------|----|--------|-------------|
| 昭和十六年度 | | 二〇、五三八 | 二八・六 |

第十章 電氣及水道

第一節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受け豊原市街一圓に電燈の供給をなせるを以て嚆矢とす。次いで大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルプ工場創設せられて以來各地にバルプ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營する者等續出し供給區域として開業せるもの全島一市四十一町村中一市三十六町村に及び最近は漸次之が合同統制の結果事業數は年々減少の傾向にあり。

第二節 水道

上水道

上水道に就ては衛生及火防上之か施設の必要を認め、之が調査研究の結果樺太廳に於て先づ應急の

施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木樋又は木管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となれるを以て從來の簡易水道と共に水道に關する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は擴張せるもの又は新規計畫を爲すもの等あり。左に其の概況を述べし。

豊原市水道 將來の發展を豫想して設計を爲し、工費六十五萬圓(内三十萬圓樺太廳補助)を投じ大正十二年七月起工翌十三年十月竣功せり。

大泊町水道 大正十四年工費百六十二萬一千圓(内六十一萬圓樺太廳補助)を以て上水道敷設工事を計畫し、昭和二年六月着手昭和四年十二月通水す。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費十萬二千圓(内六萬圓樺太廳補助)を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣功せり。

惠須取町水道 同町は近年の急激なる發展に伴ひ上水道敷設の必要を痛感するに至りたる爲昭和十五年より六箇年繼續事業として工費二百萬圓(内七十萬圓樺太廳補助)を以て起工し昭和二十年度竣功の豫定なり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋木管を鐵管に替へ、工費二三、九〇二圓(内六千圓樺太廳補助)を以て大正十四年六月起工同七月竣功せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりた

るを以て工費一萬三千圓(内五千圓樺太廳補助)を投じ、水源池の擴張、鐵管の敷設換へ、消火栓の増設共用給水栓の新設を爲し、昭和三年七月竣功せり。

名好町水道 從來の木樋簡易水道を改むると共に戸數増加したるに伴ひ之が擴張を計り工費六萬圓(内二萬五千圓樺太廳補助)を投じ、昭和四年七月起工し同十一月竣功せり。

眞岡町水道 從來の簡易水道は設置以來已に二十數年を経過し其の間年々修理を加へつゝありと雖も今や各施設に對し根本的變改を要する時期に到達したるを以て昭和十一年度より三ヶ年繼續事業として工費三十六萬圓を以て本水道工事に着工したるも十二年度以降物價高騰により三萬二千六百圓の工費を増額し合計三十九萬二千六百圓を以て昭和十四年三月竣功せり。

知取町水道 同町は從來井戸に依り飲料水を得つゝありしも上水道敷設の必要を認め工費十六萬六千圓(内五萬六千圓樺太廳補助)を以て昭和十五年六月起工、昭和十六年十一月竣功せり。

其の他落合町、惠須取町、敷香町其他の町村に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

下 水 道

大泊町下水道 一時的木造下水渠の築造せる箇所ありしも下水道完全ならざる爲雨天融雪に際しては泥濘甚しく交通、保健、衛生上捨て置き難く、工費十九萬六千圓(内八萬圓樺太廳補助)を以て本年來の懸案たる下水道築造工事を(道路改修工事と共に)計畫し、昭和三年十二月着工同六年九月竣功

せり。本工事は當町の經濟中心地たる榮町、旭町一帶に施行し延長六、三九五米、人孔二十箇所にし爲に全區域舊態を一新せり。更に本町大通より楠溪町驛迄の延長を計畫し昭和八、九、十、十二の四箇年度に於て工費六萬二千圓を以て本町大通に千五百七十米、人孔二十二箇所を施行し汚水雨水の流下を良好にせり。

豊原市下水道 道路側溝あるも汚水流下の用を爲さずして全部地下に滲透し、又雨天融雪期には泥濘甚だしく交通、保健、衛生上遺憾の點多かりし爲、工費百二十五萬圓を以て下水道計畫を樹立し其の第一歩として昭和七年度に於て工費五萬五千圓(内約半額樺太廳補助)を投じ、大通の一部及眞岡通を着工し鈴谷川へ放流する下水道を築造せり。延長千九百餘米、人孔四十箇、雨水樋一四八箇とす。更に昭和八、九、十、十二の四箇年度に於て工費一三三、九〇〇圓(内約半額樺太廳補助)を以て眞岡通、南五丁目及大通西二條間の區域及大通は南九丁目迄、神社通は東四條迄、南一丁目は西三條より西全部、南四丁目は東三條より西全部に亘り下水道を築造す。其の延長四、八一五米、人孔七十四箇、雨水樋約四百四十箇とす。此の計畫は年を逐うて順次施行の豫定なり。

知取町下水道 昭和六年度に工費一萬四千圓(内約半額樺太廳補助)を以て初音町に延長九二五米の側溝式下水道を築造し、次で昭和九、十、十一年度に工費三萬五千圓(内約半額樺太廳補助)にて千歳町及火防線通延長千三十米、人孔十六箇所の下水道を築造せり。

眞岡町下水道 道路側溝あるも雨天及融雪期には其の用を爲さずして泥濘甚だしく車馬の交通さへ

不能の状態なりしを以て昭和八年度より起工し下水道の築造に着手せり。昭和八、九、十、十一、十三、十四の六箇年度に工費十萬四千圓(内約半額樺太廳補助)を以て南濱町、本町及榮町、北濱町の一部に延長三千五百米、人孔四十三箇、雨水榭約百八十二箇の下水道を築造す。更に十七年度より全面的に着工中なり。

落合町下水道 昭和六年以降毎年傳染病の發生を見保健衛生上遺憾の點ありし爲工費六十萬圓を以て下水道計畫を樹立し其の一部として昭和十一、十二、十三年度に於て工費七萬二千圓(内約半額樺太廳補助)を以て大通及中通の一部に延長一、九〇〇米、人孔三十九箇、雨水榭約百四十箇を築造せり。

本斗町下水道 昭和十三、十四の兩年度に於て工費八萬七千五百圓(内約半額樺太廳補助)を以て大通、濱通及中通の一部に下水道施設を爲し管の延長三千百九十米、人孔四十一箇、雨水榭百四十四箇、汚水榭二百四十六箇を築造す。

第十一章 教化

第一節 學校教育

概 説

明治三十八年七月樺太攻略軍の本島を占領するや渡航者相亞ぎ、豊原、大泊、眞岡の三地は忽ち市街を形成し、就學兒童の參集亦漸く多きを加へ來れるに依り、翌三十九年八月、豊原(現舊市街)の教會堂を假校舍とし、民政署員を教師として小學校を開設せり、是本島教育の濫觴とす。

次いで同年十月大泊、眞岡にも開校し、廳政時代に入りて之等を廳立小學校となしたり。然るに教育施設を要するは、管に前記市街地のみならず、依つて私立簡易教育所、私立小學校の設置相踵ぎて起るに至れり、越えて同四十一年勅令第四十五號を以て「樺太ニ於ケル小學校ニ關スル件」公布せられ其大部分は小學校令を適用すると共に、之が細則に就ては内務省令第六號を以て「樺太ノ小學校ニ關スル件施行方」公布せられ、殆んど小學校令施行規則(文部省令)に則る事となれり。以上の外別に廳令を以て私立學校補助規則を定め教員給に補助を與へ、部落總代をして學校管理に當らしめ斯くて廳立私立相並びて教育の普及を計り來りしが、廳立私立の二元制にありては其の實績を

擧ぐるに不便尠からず、茲に於て大正九年全部公立に統一し、教員給は國庫之を負擔し、物件費は之を町村支辨として現在に及べり。

而して町村教育費殊に農漁業部落及集團殖民地の負擔輕減を圖る爲、從來の補助法を改め、昭和七年度より農漁業部落教育費補助規程を定め、學校建築及經常教育費に對し相當の補助金を交付し居れり、然れども校數の約七割は單級若は複式なると自然及文化的教材は自ら内地と趣を異にする等、本島の特事情あるを以て此點一般の考慮を拂ひ、其の改善振興に努めつゝあり。

斯くして初等教育漸く普及せる一方高等普通教育機關設置の必要に迫られ、男子教育の爲に明治四十五年勅令第八十一號を以て樺太廳中學校官制を、同年廳令第十一號を以て樺太廳中學校規則を各公布し、同年大泊に中學校を創立、次で大正十四年豊原に、昭和二年眞岡に、昭和十五年敷香に各中學校を設け、更に昭和十六年惠須取に中學校を新設せり。一方女子教育の爲には、大正五年勅令第九十三號を以て樺太廳高等女學校官制を、同年廳令第十四號を以つて樺太廳高等女學校規則を各公布し同時に豊原に高等女學校を創立せり、之より前大正四年大泊に私立大泊女學校なるものあり、數次の變遷を経て昭和二年之を廳立に改め、尙大正十五年眞岡に設立せられたる公立實科高等女學校を昭和四年に、昭和三年泊居に設けられし公立高等女學校を同七年夫々廳立に改め、昭和十四年敷香に設置せられたる公立實科高等女學校を公立高等女學校に改め、昭和十七年知取に設置せられたる公立實科高等女學校を公立高等女學校に改む。(本年度第二學年は實科存続とす)

師範教育に於ては大正七年以來小學校男子教員養成機關として大泊中學校に小學校教員講習所を附設し修業年限一ヶ年として當時尋常科准訓導以上の實力ある者を收容して尋常小學校本科正教員を養成し來りしが大正十一年之を改めて中等學校卒業若くは之と同等以上の學力を有する者を收容して師範學校本科第二部と同一資格を與へ更に昭和十二年之を二ヶ年制に改正し大体内地師範學校の二部と同一のものとなせり。

女子教員養成機關としては大正九年豊原高等女學校に補習科を置き同校五年卒業生及之と同等以上の學力を有する者を收容し修業年限一ヶ年として卒業者には無試験檢定を以て小學校教員の資格を與へ随時任用せり。昭和十一年之を二ヶ年制とし高等女學校四年修了者及之と同等以上の學力を有する者を入學資格とすると共に教員講習所と改名し卒業者に對し小學校本科正教員の資格を附與することとなせり。

昭和十四年樺太師範學校を設置し男女併置の二部制となし本島教育養成機關の整備を見るに至れり。之に伴ひ大泊中學校並に豊原高等女學校に附設したる男女兩教員講習所は昭和十五年之を廢止せり。

近時炭礦業の殷盛を極むるに際り就學兒童頓に増加し學校の新設學級の増加著しく之に伴ふ教員亦急増を來したるを以て昭和十四年以降豊原第一國民學校に昭和十五年以降樺太師範學校及豊原高等女學校等に夫々樺太教育會主催教員養成講習會を開催し修了者は試験檢定の上國民學校初等科准訓導又

は初等科訓導の資格を與へ之を採用しつゝあり。

師範學校卒業者の入營に依る缺員補充及國民學校實施に伴ふ教員増加に對する方策に就きては師範學校の學級増及前記教員短期養成の擴充を考慮しつゝあり。

實業教育方面に於ては昭和四年四月樺太公立實業補習學校規程を公布し、島内十箇所に公立實業補習學校を設置し、専ら職業教育を施したり。尙九年度より本島の特殊事情に鑑み農業指導啓發に當らしむる中堅人物養成の目的を以て拓殖學校を豊北村に設置せり。

昭和十二年六月公立本斗水産補習學校を公立水産學校に昇格し更に昭和十四年四月全島實業補習學校八校全部を公立實業學校に昇格し尙新に公立實科高等女學校二を設置したる外拓殖學校を甲種實業學校程度に昇格し、昭和十五年新に甲種工業學校を豊原に設置して時代の趨勢本島拓殖の進展に即應したる教育網の整備を期しつゝあり

之等高等普通機關は逐年入學志願者激増のため、益々普及發達の一途にあるを以て、之が諸學校官制を總轄統合するの要を認め、從來の中等學校官制を廢止し、昭和十七年五月勅令第四百九十七號を以て新に樺太廳諸學校官制を公布せられたり。

青年教育に於ては昭和十四年公私立の青年訓練所を全部青年學校に改むると共に時局に鑑み將來に稽へ實務青年層の量的質的向上を期し力めて青年學校の増設を督勵し男子青年學校に對し全面的義務制施行豫定の處、昭和十七年四月勅令第四百七號を以て年齢滿十六歲迄の者に對し、之が義務制を施

行せられたり。

教育施設前述の如く漸く其の緒に就くと共に教育行政上監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四月初めて樺太廳に專任視學を置き、各支廳にも專任或は兼任視學を配置して之が監督統一の嚴密を期す、又大正九年には教育に關する告諭を發し、普通教育方針五大綱領を訓令して、拓殖教育の内容充實に嚮ふ所を示せり。斯くして漸次諸般の規程を整へ、昭和二年多年の懸案たりし學務課を獨立せり。

初等教育

概説中に略説せる如く、領有以來逐年移民の増加に伴ひ初等教育亦普及し、現在左表の如き狀況にして兒童は年々約三千餘の増加を見つゝあり然れども校數の約三分の二は單級若は複式學校にして、規模小さく、分布狀態粗にして兒童は移動性に富む、加ふるに自然的教材及文化的教材共に内地と大いに趣を異にする等樺太の特殊事情存するありて當事者の苦心亦甚大なるものあるも教育の振興如何は本島拓殖の隆替に關するもの多きを以て其の普及向上に力を致しつゝあり。

而して之に要する人件費（教員俸給、賞與、赴任旅費）年約三百三十餘萬圓を國庫の支出となし、物件費及教員視察旅費、宿舍料等年約百餘萬圓は町村之を負擔しつゝ、あるも、集團殖民地並に農漁業部落に於ける學校建築費に對しては相當補助金を交付し、更に教育經常費に對しても學齡兒童數に應

補助を爲しつゝあり。

學校、學級及教員、兒童數

(昭和十七年四月一日現在)

| 出張所 | 校 | | 分教場 | 學級數 | 教員數 | 兒童數 |
|-----|-----|----------|-----|-------|-------|--------|
| | 初等科 | 初等科高等科併置 | | | | |
| 豐榮 | 二〇 | 二五 | 一 | 三二〇 | 三三〇 | 一四、二二二 |
| 大泊 | 一八 | 一五 | 二 | 一八二 | 一九三 | 七、二九〇 |
| 留多加 | 一四 | 二二 | 一 | 七二 | 七二 | 二、四六二 |
| 本斗 | 一〇 | 一三 | 二 | 一八 | 二四 | 五、〇四〇 |
| 眞岡 | 二二 | 二〇 | 一 | 二〇三 | 二二四 | 一三、八九 |
| 泊居 | 一六 | 二二 | 一 | 一四七 | 一五五 | 五、四二六 |
| 惠須取 | 一七 | 二二 | 一 | 三三八 | 三六一 | 一四、九二六 |
| 元泊 | 七 | 九 | 一 | 一〇八 | 一一七 | 四、〇三〇 |
| 數香 | 二二 | 一四 | 一 | 一三五 | 一四一 | 六、一三三 |
| 計 | 一二六 | 一四二 | 二 | 一、六二二 | 一、七〇七 | 七三、三三八 |

高等普通教育

一、中學校

現在官立五校にして各校共生徒の訓育に關しては特に國體觀念の明徴協同精神の涵養、校風、校規の振作勤勞作業の實施、武道及各種運動競技の獎勵等に力を致し以て質實剛健の氣風を養成し常に精深なる教授と相俟つて皇國の道の修練を旨として忠良なる國民を鍊成し産業並に國防の根基に培ひ拓殖教育の効果を收めんことを期しつゝあり尙設備に就きては各中學校共、年々生徒の増加と年限を経るに従ひ校舎の狹隘腐朽を告ぐるを以て教室の修築等設備の改善を要するもの不尠漸を追つて完備の域に進みつゝあり。

教員の待遇は夙に考慮する所にして一人平均年俸學校長四千二百五圓奏任三千六百二十一圓判任二千二百五十三圓なり。

イ、中學校一覽

| 校名 | 設立者 | 校長 | 沿革 |
|----------|-----|------|-----------------------------------|
| 樺太廳大泊中學校 | 樺太廳 | 中江時助 | 明治四十五年四月樺太廳中學校トシテ設置五月開校、大正十四年四月改稱 |
| 同 豐原中學校 | 同 | 瓜田友衛 | 大正十四年三月設置四月開校 |
| 同 眞岡中學校 | 同 | 谷内讓 | 昭和二年一月設置四月開校 |
| 同 數香中學校 | 同 | 横山賢市 | 昭和十五年三月設置四月開校 |
| 同 惠須取中學校 | 同 | 花田康三 | 昭和十六年三月設置四月開校 |

ロ、生徒定員、學級數、教員數、生徒數

(昭和十七年四月)

| 校名 | 生徒定員 | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 入學志願者數 | 入學者數 | 備考 |
|----------|-------|-----|-----|-----|--------|------|---------|
| 樺太廳大泊中學校 | 一、〇〇〇 | 一七 | 二七 | 七七二 | 二八〇 | 二〇九 | 無給囑託ヲ除ク |
| 同 豐原中學校 | 一、〇〇〇 | 二〇 | 三二 | 九八七 | 三九三 | 二〇九 | |
| 同 眞岡中學校 | 七五〇 | 一五 | 二五 | 七〇六 | 三三三 | 一六一 | |
| 同 敷香中學校 | 五〇〇 | 七 | 一二 | 三三三 | 二〇〇 | 一二二 | |
| 同 惠須取中學校 | 五〇〇 | 四 | 七 | 二二四 | 二九八 | 一〇六 | |

備考 教員數ハ配屬將校ヲ除ク

ハ、學年別生徒數調

(昭和十七年四月)

| 校名 | 第一學年 | | | | | 第二學年 | | | | | 第三學年 | | | | | 第四學年 | | | | | 第五學年 | | | | | 計 |
|----------|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|--|--|--|--|---|
| | 生徒數 | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 學級數 | 生徒數 | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 學級數 | 生徒數 | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 學級數 | 生徒數 | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 學級數 | | | | | | |
| 樺太廳大泊中學校 | 二二〇 | 四 | 四 | 二〇一 | 四 | 一四二 | 四 | 四 | 一四五 | 三 | 一〇四 | 三 | 七七二 | 三 | 七七二 | 三 | 七七二 | 三 | 七七二 | 一七 | | | | | | |
| 同 豐原中學校 | 二二三 | 四 | 四 | 二二一 | 四 | 二〇五 | 四 | 四 | 一八三 | 四 | 一七五 | 四 | 九八七 | 四 | 九八七 | 四 | 九八七 | 四 | 九八七 | 二〇 | | | | | | |
| 同 眞岡中學校 | 一六〇 | 三 | 三 | 一六六 | 三 | 一四一 | 三 | 三 | 一三三 | 三 | 一〇七 | 三 | 七〇六 | 三 | 七〇六 | 三 | 七〇六 | 三 | 七〇六 | 一五 | | | | | | |
| 同 敷香中學校 | 一三三 | 二 | 二 | 一〇五 | 二 | 八二 | 二 | 二 | 一五 | 一 | 一 | 一 | 三三三 | 一 | 三三三 | 一 | 三三三 | 一 | 三三三 | 七 | | | | | | |

二、高等女學校

現在官立四校公立四校にして各校共生徒の訓育に關しては特に國體觀念の明徴、溫良貞淑の婦徳の涵養母性の存養に力を致し常に精深堅實なる教授と相俟つて皇國の道の修練を旨として忠良なる國民を鍊成し國防國家建設の根基に培ひ拓殖教育の實効を收めんことを期しつゝあり。

教員一人平均年俸は學校長四千二百五圓、奏任三千二百二十四圓、判任二千二百五十三圓なり。

イ、高等女學校一覽

| 校名 | 設立者 | 校長 | 沿革 |
|------------|-----|------|---|
| 樺太廳豐原高等女學校 | 樺太廳 | 中澤信治 | 大正五年四月樺太廳高等女學校トシテ設置五月開校、昭和二年四月改稱 |
| 同 大泊高等女學校 | 同 | 古屋 碧 | 大正四年十月私立大泊女學校トシテ設置、大正十三年八月公立ニ變更、樺太廳立大泊高等女學校ト改稱、昭和二年三月公立ニ變更、更ニ改稱 |
| 同 眞岡高等女學校 | 同 | 林 章 | 大正十五年三月公立眞岡實科高等女學校トシテ設置、昭和三年一月公立眞岡高等女學校ト改稱、昭和四年四月公立ニ變更、更ニ改稱 |
| 同 泊居高等女學校 | 同 | 柳澤軍一 | 昭和七年四月公立ニ變更、改稱 |

る規程を公布し昭和三年乃至昭和五年は毎年九月一回施行せるも昭和六年より春秋二回之を施行し現在迄の合格者二十一名を算ふ、該試験の効力に付ては大正十五年文部省令第五號を以て大正十三年文部省令第二十二號に依る試験檢定と同一と認められ且免除學科目の効力は昭和三年文部省議を以て相互共通して亦同一に認めらる。

實業教育

一、拓殖學校

昭和九年四月勅令第八號樺太廳拓殖學校官制に基き豊原郡豊北村に創設せる學校なるが昭和十四年四月に至り高等小學校卒業を入學資格とする修業年限三年の甲種程度の農林學校の組織に改め農科及林科を置き亦昭和十五年三月畜産科を併置することとせり。

1、拓殖學校一覽

| 校名 | 設立者 | 校長 | 沿革 |
|---------|-----|------|---------------|
| 樺太廳拓殖學校 | 樺太廳 | 中里重也 | 昭和九年四月設置、七月開校 |

ロ、生徒定員、學級數、教員數、生徒數

(昭和十七年四月)

| 校名 | 生徒定員 | | | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 入學志願者數 | 入學者數 | 學前卒業者數 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|------|--------|
| | 農科 | 林科 | 畜産科 | | | | | | |
| 樺太廳拓殖學校 | 一學年 | 一學年 | 一學年 | 九 | 一九 | 二〇七 | 一八三 | 一〇四 | 一七 |
| | 二學年 | 二學年 | 二學年 | | | 三〇七 | | | |
| | 三學年 | 三學年 | 三學年 | | | 三六六 | | | |
| | 合計 | 九〇 | 九〇 | | | 九〇 | | | |
| | 合計 | | | | | 二八〇 | | | 三六 |

二、工業學校

本島天産の開發漸く旺にして鑛工業の發展輓近頓に顯著なるものあるに鑑み昭和十五年三月勅令第二百二十八號を以て樺太廳工業學校官制の公布を見茲に豊原市に創設されたる學校なり。

本校は國民學校初等科卒業を入學資格とする修業年限五年の甲種實業學校にして機械科及採鑛科の二科を設く、鑛工業に従事せんとする者に須要なる知能を授け拓殖開發に適應する人物を育成せんとす。

1、工業學校一覽

| | | | | | | | | | | | |
|----|---------|-----|-----|----|-------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 校名 | 樺太廳工業學校 | 設立者 | 樺太廳 | 校長 | 田中正五郎 | 沿革 | 昭和十五年四月開校 | 沿革 | 昭和十五年四月開校 | 沿革 | 昭和十五年四月開校 |
|----|---------|-----|-----|----|-------|----|-----------|----|-----------|----|-----------|

口、生徒定員、學級數、教員數、生徒數

(昭和十七年四月)

| 校名 | 生徒定員 | | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 入學志願者數 | 入學者數 | 前年度卒業者數 |
|---------|---------------------------------|---------------------------------|-----|-----|-----|--------|------|---------|
| | 一學年 | 二學年 | | | | | | |
| 樺太廳工業學校 | 機械科 | 探礦科 | 六 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 一五三 | 八一 |
| | 一學年 二學年 三學年 四學年 五學年 | 一學年 二學年 三學年 四學年 五學年 | 一一 | 一一 | 一一 | 一一 | 六三 | 四〇 |
| 合計 | 二〇〇 | 二〇〇 | 六 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 一五三 | 八一 |

三、水産學校

昭和四年四月廳令第七號樺太公立實業補習學校規程に依りて本斗郡本斗町に創設されたる學校なるが

其の後昭和十二年六月に至り樺太公立實業學校官制公布せらるゝや制を革め、乙種實業學校程度の樺太公立本斗水産學校となる又更に昭和十五年三月三十日勅令第二百二十九號を以て樺太廳水産學校官制の公布を見之を廳立に移管し組織を改め漁撈科及製造養殖科の二科を置き何れも國民學校高等科卒業を入學資格とする修業年限三年の甲種水産學校となし本島水産産業の重要性に鑑み斯業を革新せんとする先驅者を養成せんとす。

イ、水産學校一覽

| 校名 | 設立者 | 校長 | 沿革 | 沿革 |
|---------|-----|------|------------------------------|----|
| 樺太廳水産學校 | 樺太廳 | 八島興信 | 昭和十二年六月樺太公立本斗水産學校設置昭和十五年四月改稱 | |

口、生徒定員、學級數、教員數、生徒數

(昭和十七年四月)

| 校名 | 生徒定員 | | 學級數 | 教員數 | 生徒數 | 入學志願者數 | 入學者數 | 前年度卒業者數 |
|---------|-------------------|-------------------|-----|-----|-----|--------|------|---------|
| | 一學年 | 二學年 | | | | | | |
| 樺太廳水産學校 | 漁撈科 | 製造養殖科 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 一學年 二學年 三學年 | 一學年 二學年 三學年 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 合計 | 六〇 | 九〇 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

| | | | | | |
|----|---|----|-----|----|----|
| 合計 | 六 | 一五 | 一四八 | 八七 | 五七 |
|----|---|----|-----|----|----|

四、公立實業學校

本島國民學校卒業兒童にて直に職業に従事せんとする者に對し職業に關する知識技能を授け拓殖に適應する人物を育成せんとし昭和四年四月廳令第七號を以て樺太公立實業補習學校規程を公布し當初十校を數へしが昭和十二年六月樺太公立實業學校官制公布せらるゝや本斗水産補習學校を乙種程度の實業學校に改め次で昭和十四年四月青年學校制度の制定に伴ひて從來の公立實業補習學校の官制を廢し留多加農業補習學校を除く補習學校八校を公立實業學校に改む何れも國民學校高等科卒業を入學資格とする修業年限二年の乙種程度の實業學校なりしも、豊原商業學校は高等科卒業を入學資格とする修業年限三年の甲種程度に、知取工業學校は初等科修了程度を以て入學資格とする修業年限三年の乙種程度に、何れも昭和十七年四月より改組せらる。

實業學校一覽

(昭和十七年四月)

| 校名 | 設立年月 | 學級數 | 職員數 | | 生徒數 | | |
|------------|--------|-----|-----|------|-----|----|-----|
| | | | 教諭 | 一屬託計 | 一年 | 二年 | 三年計 |
| 樺太公立豊原商業學校 | 昭和一四、四 | 三 | 五 | 七 | 五一 | 五五 | 一〇六 |
| 同 落合商工學校 | " | 二 | 六 | 六 | 三四 | 三三 | 六六 |

國民學校教員養成機關

一、師範學校、教員養成講習會、教員檢定

島内人口の増加に伴ひ國民學校の學級増加頻しく國民學校教員の要求數亦増加す而して又文化の進展に鑑みその資質の向上を計る必要より從來の大泊中學校並に豊原高等女學校に附設せる小學校教員講習所を廢し昭和十四年四月師範學校官制公布と共に豊原市に官立樺太廳師範學校の設立を見るに至れり。

| 校名 | 設立年月 | 學級數 | 職員數 | | 生徒數 | | |
|-----------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| | | | 教諭 | 一屬託計 | 一年 | 二年 | 三年計 |
| 同 大泊商業學校 | " | 二 | 四 | 九 | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 |
| 同 眞岡商業學校 | " | 二 | 二 | 七 | 三三 | 三三 | 六六 |
| 同 泊居商工學校 | " | 二 | 二 | 一 | 三三 | 二六 | 五九 |
| 同 惠須取商工學校 | " | 二 | 二 | 一 | 四三 | 三七 | 八〇 |
| 同 知取工業學校 | " | 二 | 三 | 八 | 四二 | 一四 | 五六 |
| 同 敷香商業學校 | " | 一 | 四 | 七 | 五一 | 三四 | 八五 |
| 計 | | 一七 | 三〇 | 六〇 | 九〇 | 三四四 | 六八〇 |

中學校高等女學校卒業を入學資格とする修業年限二年の所謂二部制師範學校にして男女併設なり、昭

和十六年三月男子二學級六十五名、女子一學級四十二名の新卒業生を出す運となれり然りと雖尙國民學校教員の不足を補充するに足らざるを以て樺太教育會の事業として國民學校教員短期養成講習會を開き、第一回は昭和十四年度に於て男子尋常小學校本科正教員三十五名、第二回は昭和十五年度に於て女子尋常小學校本科正教員三十二名男子尋常小學校本科正教員二十一名を養成せり。
更に昭和十七年度に於てはこの機關を通じて百四十二名の教員を養成せんとす又毎年一回國民學校教員檢定試験を行ひその不足を補ひつゝあり。

師範學校一覽

| 生徒定員 | | 學級數 | | 入學志願者 | | 入學者數 | | 生徒數 | | 職員數 | |
|------|-----|-----|----|-------|----|------|-----|-----|----|-----|-----|
| 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 一六〇 | 一六〇 | 三二〇 | 三 | 四 | 七 | 一〇三 | 一七九 | 二八二 | 五八 | 七六 | 一三四 |
| 八六 | 一四〇 | 二二六 | 二〇 | 七 | 二七 | 二〇 | 七 | 二七 | | | |

昭和十七年國民學校教員檢定人員調

| 資格別 | 性別 | 檢定人員 | | 檢定合格者 | |
|-----------|----|-------|----|-------|----|
| | | 無試験一試 | 驗 | 無試験一試 | 驗 |
| 國民學校訓導 | 女男 | 一三 | 一五 | 二七 | 未定 |
| 國民學校初等科訓導 | 女男 | 一 | 一四 | 一四 | 未定 |
| 計 | | 一四 | 二九 | 四一 | 四一 |

二、國民學校教員の獎勵並に向上施設

1、獎勵的施設

(一) 單級、複式學級編成國民學校教育研究會
 拓殖途上に在る我が樺太に於ては此の種の學校數非常に多きが故に之が普及徹底の如何は本島拓殖上甚大なる影響を及ぼすものなり。依つて昭和七年度より繼續的に毎年一回宛東西兩海岸地方別に研究會を開催し、其の都度樺太廳より會員に諮問し、又は會員よりも協議事項を提出せしめて研究發表、答申討議等を行ひ斯道の獎勵に努め尙成績優良者より毎年島外へ數名を派遣して他道府縣の該學校教育の視察を行はしめつゝあり。

(二) 高等科教育研究會

高等科教育の改善は本島の實情に鑑み極めて緊要なるを認め昭和十年十月豊原第一、第四兩國民學校に於て全島高等科併置國民學校及單置高等科編成國民學校代表者を集め第一回の研究會を開催爾

| 計 | 國民學校專科訓導 | | 國民學校初等科準訓導 | |
|---|----------|----|------------|----|
| | 女 | 男 | 女 | 男 |
| | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 二 | 四 | 二 | 四 |
| | 三 | 六 | 七 | 六 |
| | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| | 五 | 五 | 五 | 五 |
| | 三 | 九 | 三 | 九 |
| | 一 | 一 | 一 | 一 |
| | 五 | 五 | 五 | 五 |

來各地持廻式に依り毎年之を開催し來れり。

(三) 體練科研究會

改正要目趣旨の徹底と學校体操の改善振興に依り兒童體位の向上を圖らんがため五ヶ年繼續計畫の下に中央の大家を招聘し巡回指導講習會を實施しつゝありしが昭和十五年度之を完了したるを以つて昭和十六年度に於ては更に其の範圍を擴充し體育衛生に關する研究會及武道巡回講習會を開催し國民學校體練科の徹底を期せり。更に今般體練科要項の制定せられたるを以て、全島數箇所其の傳達講習會を企圖しつゝあり。

(四) 國民科教育研究會

時局の重大性に鑑み國史教育の振興徹底を期する事極めて緊要なるに顧み昭和十四年十月全島各校の國史研究主任教員を豊原第四國民學校に集め中央の大家指導の下に第一回標記研究會を開催し昭和十五年其の第二回を開催、更に昭和十七年度豊原第三國民學校に國語教育研究會を開催せり。

(五) 理科教育研究會

世界並に帝國の現状及將來に稽へ科學教育振興の重要性に鑑み其の中心教科たる理科教育の徹底を期するため昭和十六年十月該科研究會を豊原に開催するの外地方巡回講習會を實施せり。其の後理科教育の生活化を重視し、創意啓發と生活態度の改善を圖りつゝあり。

(六) 航空教育研究會

時局下該教育の重要性を認め、文部省主催の講習會に研究員を派遣し、各地に之を中心に研究會を開催せんと企圖しつゝあり。

(七) 學術研究員

大正九年十月廳令を以て學術研究員規程を公布し管内小學校教員並に教育事務に従事する者の中成績優秀なる者を毎年十名内外二ヶ年乃至一ヶ月の期間を以つて高等師範學校或は内地先進教育地に派遣し高等の程度に於て學術技藝乃至教授の實際に適切なる問題を研究せしめつゝあり。本年度に於ては全島幹部級訓導中最も優秀なる者十六名を選抜派遣せり。

(八) 管外視察員派遣

本島が地理的特殊性あるに鑑み管内教員中成績優良なる者及前記(一)乃至(四)項の研究發表者中の優良者約二十名を内地先進教育地に派遣し學校經營及教科教育の實際を視察せしむると共に教育知見の向上に資せしめつゝあり。

ロ、向上的施設

(一) 國民學校教員講習會

國民學校制度の實施に伴ひ制度の内容及教育の理論的方面の認識を深め併せて教員の質的向上を期する爲昭和十五年第一回國民學校教員講習會を全島四ヶ所に開設し約八百名の再教育を實施せり。昭和十六年以降亦前年同様の方法に依り約八百名の講習を行へり。昭和十七年度に於ては各支廳管

内より選抜せられたる四十名の教員を、十六日間師範學校に收容し、五日間に亘り計二百名の挺身教育者の錬成を實施せり。

(二) 養護訓導講習會

國民學校令に於て新に設けられたる養護訓導の養成を目的とし從來各國民學校に勤務せる學校看護婦を再教育して學校衛生の萬全を期せんとし此の講習會を實施せり。更に昭和十七年度に於ては短期養成試験檢定の方法を實施せり。

(三) 樺太廳指定國民學校研究會

國民學校教育の實際的方面を研究せしめ、新制度の實績の向上を期せんが爲昭和十六年度全島十二校を指定研究せしめ、其の結果を發表せしめたり。昭和十七年度に於ける指定校左の如し。

| 支廳(市)名 | 指定學校 | 支廳名 | 指定學校 |
|--------|----------|-------|----------|
| 豐原市 | 豐原第二國民學校 | 眞岡支廳 | 泊居國民學校 |
| 豐原支廳 | 川上國民學校 | 惠須取支廳 | 塔路第一國民學校 |
| 同 | 船見國民學校 | 數香支廳 | 元泊國民學校 |
| 同 | 多蘭內國民學校 | 同 | 上數香國民學校 |
| 眞岡支廳 | 内幌第二國民學校 | 豐原支廳 | 千歲國民學校 |
| 同 | 野田國民學校 | 惠須取支廳 | 幌千國民學校 |

其の他の教育機關

(一) 私立學校 本島の私立學校に關しては大正九年九月廳令を以て私立學校の規則を定め、其の設立は長官の認可を経しむ大正十五年四月豐原に樺太教育會附屬豐原夜間中等學校の設立せられたるを初めとし現在二校あり。

私立學校現況

(昭和十七年四月末現在)

| 學校名 | 位置 | 設立者 | 設置年月日 | 學級數 | 教員數 | 生徒數 |
|-------------------|-----|-------|-------------|-----|-----|-----|
| 私立樺太教育會附屬豐原夜間中等學校 | 豐原市 | 樺太教育會 | 大正十五年四月二十二日 | 五 | 二八 | 一五一 |
| 同 藤川實踐女學校 | 同 | 藤川マキエ | 大正十五年八月十三日 | 五 | 一一 | 一一五 |

(二) 幼稚園 本島に於ける幼稚園は大正十年八月大泊に設置せられたるを初めとし、次いで大正十二年五月豐原に、昭和二年三月惠須取に之が開設を見たるも何れも私立にして其の施設未だ完からざるを遺憾とする處なり。

幼稚園現況

(昭和十七年四月末)

| 園名 | 位置 | 設立者 | 設置年月日 | 組數 | 保母數 | 園兒數 |
|---------|-----|------|----------|----|-----|-----|
| 私立大泊幼稚園 | 大泊町 | 吉居義道 | 大正十年八月一日 | 三 | 三 | 一三六 |

| | | | | | | |
|------------|------|------|------------|---|---|-----|
| 同 豊原幼稚園 | 豊原市 | 中澤信治 | 大正十二年五月十五日 | 二 | 二 | 一一七 |
| 同 惠須取青藍幼稚園 | 惠須取町 | 倉本純岡 | 昭和二年三月九日 | 二 | 三 | 九五 |

(三) 教育所 内地人に比し智能劣れるアイヌ族以外の土人の子弟を教育する爲敷香に教育所を設置し公立国民學校に準じ學習を指導し其の智徳の涵養に努めつゝあり。現在在籍兒童四十一人あり。

第二節 社會教育

概 説

明治三十八年十月本島の帝國版圖に加はるや内地人の移住する者頗に多きを加へ開拓進展と共に教育施設の整備を見るに至りしも時運の進展に伴ひ彌々一般民衆に對する社會教育の必要痛感せらるゝに至り各地に於て男女青年團の活動及講演會の開催等社會教育の施設事業漸次行はるゝに至れり。斯くて昭和五年十月樺太廳に社會教育官設置せられ専ら社會教育の指導監督並に事務を掌ることとなり。

大正十一年豊原に樺太廳博物館、昭和三年大泊に、同七年豊原、同十五年眞岡に夫々圖書館開設せられ、大正十五年全島二十七ヶ所に青年訓練所、大正十四年樺太各地に青年團、昭和三年樺太聯合女

子青年團の組織、昭和十四年四月青年訓練所を廢して青年學校制度實施せらるゝ等主要なる社會教育施設の充實を見るに至りしが更に教育會及婦人會其他の各種團體等をして社會教化の諸運動を振起せしむると共に昭和十五年樺太廳内に映畫聯盟を置きて映畫の統制並に映畫教育の普及發達を圖るとしせり。其の他各地に講習會を開催し或は島外に視察者を派遣し内地優良町村の社會施設を見學せしめ或は社會教育に努めたる島内優良團體並に篤行者を表彰する等社會教育の發展に努めつゝありと雖尙漸次之が組織の整備を圖り規模を擴充し以て本島の開發社會の進歩向上に寄與せんとす。

指導目的

本島に於ける社會教育は拓殖の重大使命を荷へる本島住民に對して其の資質を向上し社會の進歩改善を圖るを以て目的とす則ち左の事項に重點を置きて指導し其の徹底に努む。

- 一 國民精神の作興、特に公民思想の涵養、敬虔眞摯、質實剛健の氣風育成
- 二 産業的智能の啓培
- 三 情操の陶冶
- 四 體位の向上

社會教育の施設及其の概要

(一) 樺太教育會

從來各支廳に獨立したる教育會ありたるも是等を統一して一層強化するの要あるに鑑み、大正十三年二月從來の教育會を解散新に各町村に單位教育會を設け各支廳には之を統一したる支廳管内教育會を創設し更に之を統合する樺太教育會を樺太廳に設置したり爾來講演會、研究會、夏季講習會の開催各科研究調査會、學用品選定、圖書館及夜間中學の開設並に機關雜誌の刊行、新刊書籍の巡回輪讀等々事業を進められり。

教育會概況

(昭和十七年四月末)

| 名 | 稱 | 所屬團體數 | 事務所所在地 | 氏名 | 表 | 職 | 業 | 會員數 | 經費 |
|----------|-----|-----------|----------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 樺太 | 教育會 | 市、支廳聯合教育會 | 樺太廳學務課 | 江口親憲 | 樺太廳 | 內務部長 | | 二、八〇〇 | 一、七〇〇 |
| 豊原市 | 教育會 | 一 | 豊原第一國民學校 | 大島忠康 | 豊原市長 | | 五〇〇 | 一、七〇〇 | 一、七〇〇 |
| 豊榮支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 豊榮支廳 | 大森三之助 | 支廳長 | | 七九四 | 六九三 | 六九三 |
| 大泊支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 大泊 | 田中熊太 | 〃 | | 六五〇 | 一、〇三六 | 一、〇三六 |
| 留多加出張所管内 | 〃 | 各町村教育會 | 留多加出張所 | 梅林嘉吉 | 出張所長 | | 三八九 | 三六七 | 三六七 |
| 本斗支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 本斗支廳 | 井手瑞穂 | 支廳長 | | 四八三 | 八八八 | 八八八 |
| 眞岡支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 眞岡 | 中西弘成 | 〃 | | 一、〇一五 | 七八七 | 七八七 |

(二) 恩賜財團樺太教化事業獎勵會

本會は大正十四年五月十三日 天皇后兩陛下 御成婚滿二十五年の御祝儀に方り御下賜せられたる恩賜金及利子を以て昭和六年八月三日設立せられたるものにして御内帑恩賜の聖旨を奉戴し本島に於ける教化事業の獎勵を爲すを目的とし事務所を樺太廳内に置き篤行者、社會教化功勞者並に團體の表彰及補助等社會教化に盡力しつゝあり。

(三) 樺太青少年團

(イ) 沿革

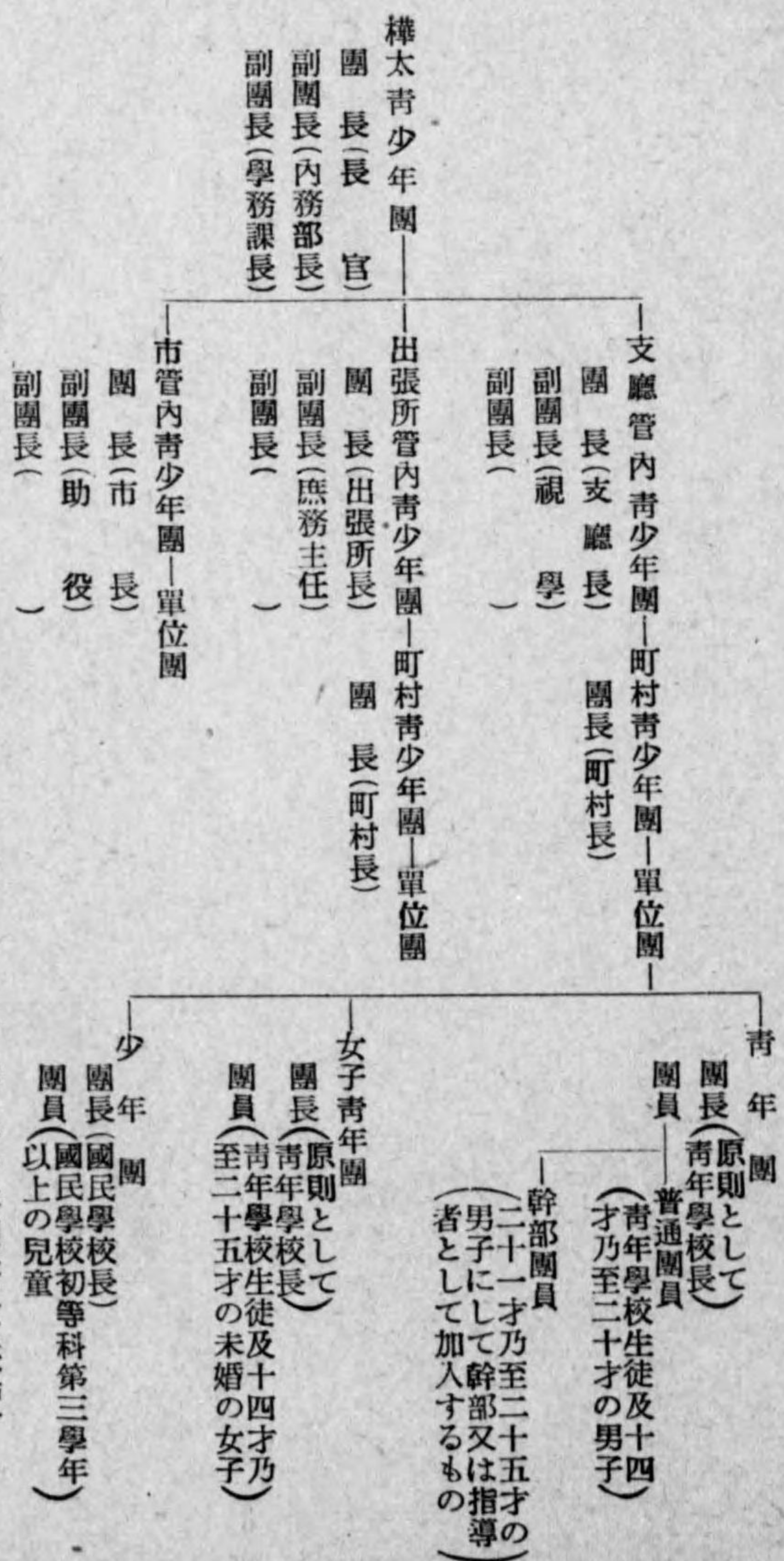
一、從來樺太に於ける男女青年は男子青年團、處女會の名稱の下に各町村に於て任意設立し來りたるが男子青年に在りては大正十四年八月十日 東宮殿下樺太行啓の勅本島青年團振興の爲特に金一封御下賜の恩命に浴し、之が台慮に副ひ奉らん爲統合、同年十一月樺太聯合青年團として創立せられ、昭和三年大日本聯合青年團に加盟し、女子青年に在りては大正十五年十一月發

| | | | | | | | | |
|---------|---|--------|-----|-------|---|--|-----|-------|
| 泊居支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 泊居 | 佐藤俊男 | 〃 | | 五二二 | 二、四四四 |
| 惠須取支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 惠須取 | 日影館喜助 | 〃 | | 五四〇 | 一、八六三 |
| 元泊支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 元泊 | 安田善次郎 | 〃 | | 六二四 | 五九六 |
| 敷香支廳管内 | 〃 | 各町村教育會 | 敷香 | 金子利信 | 〃 | | 一三〇 | 二、一八五 |

布女子青年團に關する内務、文部兩省訓令の趣旨に基づき昭和三年十二月御大典記念として樺太聯合女子青年團を創立、直に大日本聯合女子青年團に加盟せり。

二、昭和十六年一月内地に在りては從來の男女青少年の諸團體を整理統合して大日本青少年團の結成を見、外地に在りてはこの中央の組織に準じて各々單獨に結成すること、なりたるを以て樺太に在りても昭和十六年三月從來の男女聯合青年團並に全島に於て僅かに二、三を數ふるに過ぎざりし少年團は之を發展的解消し、新に樺太青少年團を結成せり。

(口) 機構



備考

イ、支廳、出張所、市管内の副團長一名は團長の申請に依り樺太青少年團長之を任命す

ロ、團長役員の外顧問、審議員、參與、監事、専門委員を置く

ハ、單位團の機構は支廳管内青少年團に準ず

樺太青少年團事務局

局長(内務部長)―次長(學務課長)―幹事長(社會教育官)―幹事

(ハ) 豫算及事業(昭和十七年度)

1. 總豫算 一六、二〇〇圓(樺太廳補助金繰越金、雜收入等による)
口、事業(主なるもの)

1. 體育方面(經費 一、九〇〇)

武道大會、雪上競技會、海洋競技會、内地開催各種競技會派遣等

2. 訓練方面(經費 二、八〇〇)

行軍訓練、合宿訓練、奉仕訓練、動員訓練

3. 神饌奉獻施設(經費 九〇〇)

神德景仰講習會開催、内地奉獻者派遣

4. 講習會(經費 二、九〇〇)

青少年團指導者幹部鍊成講習會開催、自轉車訓練講習會、銃劍道、國防競技指導者講習會開催、内地開催の諸講習會派遣

5. 内地大會代表派遣(經費 一、〇〇〇)

内地大會代表の派遣

6. 食糧増産獎勵(經費 五〇〇)

食糧、飼料等増産運動に對する獎勵

(二) 團員數

(括弧内ハ幹部團員數)

(昭和十七年八月末現在)

| 管内別 | 單位 | | 團數 | | 團員數 | | |
|-----|-------|----|----|-----|-------|-------|--------|
| | 男子 | 女子 | 少年 | 計 | 青年 | 少年 | |
| 豐原 | (二二二) | 五 | 一〇 | 二〇 | 一、二二八 | 一、四八八 | 七、二六七 |
| 豐榮 | (一九八) | 三 | 三六 | 一〇一 | 一、八三五 | 一、一三一 | 五、一四六 |
| 大泊 | (二二四) | 二六 | 三三 | 八五 | 一、七九二 | 一、三四一 | 五、〇五八 |
| 留加 | (二〇八) | 二 | 二五 | 六六 | 八四五 | 七三七 | 二、一五七 |
| 本斗 | (六一) | 一九 | 二四 | 六三 | 一、〇八一 | 八二三 | 三、六三三 |
| 眞岡 | (三四〇) | 二二 | 三三 | 六九 | 二、一七八 | 二、八九三 | 六、一九六 |
| 泊居 | (二六四) | 一八 | 二四 | 六〇 | 一、二八一 | 一、一六八 | 三、七八九 |
| 惠取 | (二六九) | 三六 | 四〇 | 一一一 | 四、二六二 | 二、四八六 | 一〇、五二五 |
| 須泊 | (一四六) | 一四 | 一一 | 三五 | 一、〇三三 | 一、二二五 | 三、〇六一 |
| 元香 | (二二) | 三 | 三五 | 七二 | 一、四二二 | 一、二二九 | 四、二五八 |
| 數 | | | | | | | 六、八九八 |

尙昭和十四年大泊圖書館は大泊町教育會より離れて公立となり同時に眞岡町に於ても公立圖書館の設立を見たり。

圖書館

(昭和十七年三月末)

| 項目 | 圖書館別 | 備考 |
|------|--------------------|----|
| 設立年月 | 樺太廳圖書館 昭和十二年八月 | |
| 設立場所 | 豊原 | |
| 館長 | 山本市太郎 | |
| 藏書數 | 一八、三四冊 | |
| 閱覽者數 | 三五、六〇六人 | |
| 經費 | 三三、六三〇圓 | |
| 設立年月 | 公立大泊圖書館 昭和十五年四月 | |
| 設立場所 | 大泊 | |
| 館長 | 伊藤英吉 | |
| 藏書數 | 五、〇〇冊 | |
| 閱覽者數 | 一七、九九一人 | |
| 經費 | 七、五六八圓 | |
| 設立年月 | 公立眞岡圖書館 同上 | |
| 設立場所 | 眞岡 | |
| 館長 | 中野亥利 | |
| 藏書數 | 三、七六二冊 | |
| 閱覽者數 | 三、四九九人 | |
| 經費 | 一〇、五四五圓 | |

(六) 樺太廳博物館

本島の我が領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も急務なりとし明治三十九年五月樺太民政署に於て斯道の權威者に囑託し植物調査を遂げ樺太廳設置と共に動物調査を行ひ越えて明治四十二年農産、林産、水産、鑛産等各種産業上の標本を蒐集するに當り同時に土人の使用せる器具等をも蒐集したるも未だ公開せしむるに至らざりき。斯くして諸種の標

本蒐集せるもの多數に上るや大正六年舊樺太駐屯軍司令官々舎に之を陳列公開し大正十一年に至り其の内容漸く整ひたるを以て樺太廳博物館規程を設け毎年五月乃至十月の期間を公開し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。

越えて昭和二年に至り植物、動物、水産、林産、農産、鑛産、土俗及歴史参考品の各部を設け、内容の整備擴充を圖ると共に陳列解説等に改善を加へ爾來蒐集品の増加に伴ひ陳列室狹隘のため昭和十三年工費十五萬七千圓を投じて日本式建築美を表現せる新館を建設し内容の充實と相俟つて社會教育竝に學校教育の補助、學術研究機關として本島拓殖の進展に寄與しつゝあり、現在陳列品一萬三千六百二十八點を算し觀覽者六萬二千六百二十六人に達せり。

(七) 成人教育

本島に於ける成人教育に關する施設は未だ見るべきものなく僅に成人講座、婦人講座、榮養講座等あるのみなり。

將來全島住民をして教化的精神に燃えしめ郷土に即したる綜合的社會教化施設として島内各市町村毎に各種團體聯合會及教化員を設置し以て國民精神の作興公民教育の徹底、産業の振興竝に生活の改善等教化の實績を擧ぐるの要ありと認めらる。又勞務者教育及工場、鑛山教化機關等を助成し、或は映畫に依る教化の振興を圖りつゝあり。

第三節 學校衛生概況

學校衛生に關しては各學校に學校醫を配し主要市街地國民學校には養護訓導又は學校看護婦を置き學校教員との連絡補佐に當らしめ實際的研究と兒童の保健衛生並に適切なる體育運動とによりて其の實績の向上を圖りつゝあり。

本島に於ける養護訓導又は學校看護婦設置校は現在四十四校なり學校衛生の直接擔當者たる養護訓導並に看護婦の増置は最も緊要なる問題にして將來六學級以上を有する學校には漸次設置せしむることとし毎年十五校宛學校看護婦設置補助費として給料の半額（一校月二十五圓程度）を支給し努めて學校看護婦の設置を奨励しつゝあり樺太廳に於ては昭和十二年十一月學校衛生技師を置き學校衛生に關する指導並に調査研究に當らしむ。

昭和十四年十一月更に技師一名を増員し學校職員並に生徒兒童の巡回健康診斷用として携帶用レントゲン機械を購入し其の事務に當らしむ。

各學校に於ては學校衛生設備の充實を計ると共に逐年校舍の増改築をなし保温、採光、換氣、風致等に留意し兒童用机、腰掛の改良、湯呑場、洗面所、便所等の設備には見るべきものあり又屋内外の運動場の設備も漸次改良せられ其數も亦増しつゝあるは洵に欣快とする處なり。

其の他學校に於ては毎年又は毎學期毎に衛生週間、身體検査、衛生検査、臨海並に林間教授、衛生訓練、衛生教授、虚弱兒童特別指導、紫外線照射、裸體體操、乾布摩擦、濕布摩擦、寄生虫驅除、近視眼豫防、洗眼、滋養強壯劑及榮養給食等の諸施設に留意し且兒童生徒の學校體操の徹底と課外運動の奨励と相俟つて保健衛生に努めつゝあり。

本島生徒兒童の健康狀況は身體の發育狀態より觀察するに内地府縣に比して決して遜色あるべきものと思惟せられざるも其の死亡率、呼吸器系疾患の數等よりして相當注意と研究を必要とするものと思惟せらる。

又脊柱不正者、近視眼は内地府縣に比して其の數多きに鑑み學校衛生訓練要目を定め特に日常生活に於て健康の保護増進を圖らしむ一方學校給食の施行を奨励し本廳に於ては昭和十四年度以降學校給食設備補助を爲して該施設の助成改善を期しつゝあり。

本廳並に各支廳にては昭和十四年度に學校衛生會の設立をみ本島學校衛生の改善向上が企圖せられたり。

一、國民學校教員結核性疾患休退職死亡者調

(昭和十六年度)

| 病名 | 性別 | | 計 | 休職者 | 退職者 | 死亡者 |
|-------|----|---|----|-----|-----|-----|
| | 男 | 女 | | | | |
| 肺結核 | 四 | 一 | 五 | 一 | 一 | 一 |
| 肺門浸潤 | 七 | 一 | 八 | 一 | 一 | 一 |
| 肋膜炎 | 二 | 一 | 三 | 一 | 一 | 一 |
| 其他の結核 | 五 | 一 | 六 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 二〇 | 六 | 二六 | 九 | 五 | 六 |

二、國民學校教員身體檢查成績

| 支廳別 | 區分 | 教員數 | 檢查人員 | 要再檢查者數 |
|------|-------|-----|------|--------|
| | | | | |
| 多 | 二五六 | 二四 | 一 | |
| 居取泊香 | 一一一 | 二八 | 二 | |
| 計 | 一、五三七 | 一〇六 | 五 | |

三、國民學校々醫設置調

本表は昭和十五年迄實施したる現況とす。

(十六年度十二月現在)

| 支廳別 | 區分 | 學校數 | 校醫設置校數 | 校醫數 | 児童數 |
|-----|-----|-----|--------|--------|-----|
| | | | | | |
| 多 | 三三 | 三三 | 一九 | 七、三八三 | |
| 泊真 | 二七 | 二七 | 一〇 | 二、六七四 | |
| 元惠 | 二二 | 二二 | 一〇 | 四、五三〇 | |
| 計 | 二七〇 | 二六五 | 一三六 | 六六、〇二四 | |

備考 兒童數ハ六月現在
校醫數ハ一人校醫ガ數校兼任ノ時校醫數一人ト計算

四、學校衛生施設調

(十五年度十二月現在)

| 支廳別 | 區分 | 衛生室數 | 養護訓導數 | 衛生婦數 | 學校醫數 | 太陽燈設置校 | 養護學級ヲ |
|-----|----|------|-------|------|------|--------|-------|
| | | | | | | | 有スル校數 |
| 豐 | 榮 | 八 | 八 | 一 | 四 | 一 | 三 |
| 大 | 泊 | 四 | 一 | 二 | 九 | 一 | 五 |
| 留 | 加 | 一 | 一 | 一 | 八 | 一 | 一 |
| 本 | 斗 | 三 | 四 | 二 | 〇 | 一 | 三 |
| 眞 | 岡 | 六 | 一 | 一 | 〇 | 一 | 七 |
| 泊 | 居 | 二 | 一 | 一 | 八 | 一 | 二 |
| 惠 | 取 | 九 | 六 | 三 | 一 | 一 | 三 |
| 元 | 泊 | 五 | 一 | 三 | 〇 | 一 | 三 |
| 數 | 香 | 三 | 八 | 二 | 六 | 一 | 一 |
| 計 | | 四一 | 二八 | 一八 | 一二 | 九 | 二六 |

第四節 史蹟名勝天然記念物

昭和六年一月廳令第三號を以て史蹟名勝天然記念物保存規程を公布し、同時に史蹟名勝天然記念物調査會を設置せり。現在該規程により指定せられたるもの史蹟三箇所、天然記念物左の通りにして目下尙調査しつゝあり。

(一) 史蹟は左の如し

| 名 | 稱 | 位 | 置 |
|----|--------|----------------|---|
| 白主 | 勤番所址 | 本斗郡好仁村大字白主字南白主 | |
| 鶺鴒 | 城元會所址 | 鶺鴒郡鶺鴒城村俗稱鶺鴒城澤 | |
| 松川 | 辨之助堀割址 | 大泊郡長濱村大字長濱字長濱 | |

(二) 天然記念物概記

一、白堊系化石(アンモナイトの類)

二、頭場湖の毬藻（大泊郡富内村）
 三、馬群潭泥火山（元泊郡帆寄村大字馬群潭）
 其の他高山植物地帯山岳として鈴谷岳、野田寒岳、檜保山、突阻山竝に海馬島の五ヶ所を保存指定せられたり。

第五節 神社及宗教

神社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに伴ひ神社の創立を企圖するもの各地に相踵ぐに至り、茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作するため、明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社建立せられたり。爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で産土神社の建立を見現在其の數一三〇社に及ぶ。
 官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少名彥命の三神一座にして豊原市の東郊旭ヶ丘に鎮座し幽邃絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり。大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。社殿神域整備し境内樹木鬱蒼として森嚴の氣漲り神威赫として島民の崇敬

殊に厚し。而して昭和十四年より五ヶ年計畫を以て東北第一の外苑建造中なり。

縣社豊原神社 祭神は天照皇大神、豊受大神、明治天皇、照憲皇太后の三座四柱にして豊原市大字北豊原に鎮座し閑雅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は六月十六日なり。

昭和三年十一月五日縣社に列格せらる。

縣社亞庭神社 祭神は大國主命、事代主命、市杵島姫命、御食津神、譽田別命の五柱にして、幽邃森嚴なる大泊町神樂ヶ丘の高地に鎮座し亞庭灣を望む。大正三年創建、昭和五年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は八月十日なり。

縣社眞岡神社 祭神は天照皇大神、豊受姫大神の二柱にして西海岸眞岡町市街の高臺山手町の森嚴閑雅なる淨地に鎮座し眞岡町を一眸に收む。明治四十三年の創建にかゝり、昭和九年五月縣社に列格せらる。例祭日は七月十日なり。

縣社惠須取神社 祭神は天照皇大神、神武天皇、應神天皇、明治天皇の四柱にして惠須取市街の南方高地中腹の高雅森嚴なる地に鎮座し間宮海峽を一望の内に收む。大正七年七月の創建にかゝり、昭和十五年七月縣社に列せらる。例祭日は七月十五日なり。

縣社敷香神社 祭神は天照皇大神にして敷香町幌内川の川口高層閑雅なる砂丘の淨地に鎮座し多來加灣を望む。明治四十四年七月の創建にかゝり、北門の鎮護として崇敬極めて厚く昭和十五年十二月二十八日縣社に列格せらる。例祭日は七月十日なり。

縣社知取神社 祭神は天照皇大神にして東海岸知取町市街西方高地の閑雅なる淨地に鎮座し市街を距て、オホツク海を望む。大正十四年十二月創建。昭和十六年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は七月十七日なり。

縣社落合神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少彥名命の三柱にして、落合町東方高地の閑雅なる淨地に鎮座し、落合町を一眸に收む。大正四年九月の創建にかゝり昭和十七年六月十九日縣社に列格せらる。例祭日は七月二十四日なり。

樺太護國神社 豊原市の東郊官幣大社樺太神社に隣接せる淨地に鎮座し、日露戦争、昭和六年乃至九年事變及支那事變に於ける本島關係の戦病死者の英靈を祀る。昭和十年九月樺太招魂社として創建せられたるが昭和十四年護國神社の制度施行と共に樺太廳より樺太護國神社として指定せらる。例祭日は七月七日なり。

表忠碑 大泊中央高地にあり。明治三十七、八年戦役に際し本島に於て戦歿せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬し其の英靈を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戦死)を卜し毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鍾むるところにして大正十四年 今上陛下皇太子殿下に在します御當時本島に行啓あらせられ畏くも特に鶴駕を枉げさせられたる本島唯一の由緒ある記念碑なり。

樺太戦跡記念碑 本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戦跡は徒に荒野に委

棄せられ、漸次其の形態を煙滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戦跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じ彼我兩軍の輸贏を一舉に決せる交戦地たる豊原市宇軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

宗 教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教所を設け布教傳道に努めたる結果歳を逐うて盛んとなり。檀信徒の數亦倍々増加しつゝあり。之が種別は神道、佛教、基督教の三種とす。

神道 神道、黒住、天理、金光、大社其の他にして現在布教所六〇箇所あり。

佛教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土其の他にして現在寺院九九、布教所一一三箇所に達す。

基督教 日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會、日本基督教會、救世軍、きよめ教會及新教日本一致教會の七にして現在教會一三箇所あり。

第六節 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月之を撤廢するに至れり。然

れども大正九年五月突發したる尼港事件に起因し、薩哈噠州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。越えて大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤廢を見、尙憲兵隊は樺太守備隊の駐屯と共に設置せられたるも守備隊の撤廢と共に廢止せられたり。然るに近年樺太の軍事的地位の向上に伴ひ軍事警察機關設置の必要あるに鑑み昭和九年四月二十四日再び豊原憲兵分隊の設置を見るに至れり。

本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居りたる爲、遺憾の點尠からざりしも大正十三年戸簿法と共に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法令の適用を受け内地と共に其の軌を一にするに至り、爾來毎年徴兵検査を施行し良好なる成績を得、簡閱點呼及勤務演習、教育召集其の他一般兵事々務に於ても圓滑なる遂行を見つゝありたり。

一、海軍志願兵召募

本島は從來海軍志願兵令の適用は受けざりしも、大正十四年より其の適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるも、其の初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向にあるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも同所に於て全島の志願者を受檢せしむるは交通其の他の關係上遺憾の點尠からざるを以て、東西兩方面に區分せらるゝ本島の地形により、昭和三年度に於て更に西海岸眞岡に検査所を増設せられ、爾來益々志願者の増加に伴ひ昭和九年度に於て更に大泊、知取、本斗の三箇所に、越えて昭和十

二年度より泊居、敷香に又昭和十三年度より惠須取に増設せらるゝに至れり。

二、在郷軍人

人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり、是等軍人は概ね質實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり、大正十四年三月陸軍召集令施行せられ次いで大正十五年七月より海軍召集令施行せらるゝに至り是等軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

第十二章 社會事業

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調なりしを以て、慈惠救済及釋放者保護を主とし社會事業の發達亦著しきものなかりしも、輒近本島の人口増加と時運の推移に伴ひ社會的事象も漸次複雑化し、此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原及大泊の主要市街地に於ては市町村又は民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、公益質屋、投産場等の設置を見、市町村に於ては方面委員を設くる等既設社會事業團體の事業擴張と相俟つて社會の要望に副はむ事を期し榊太廳に於ても極力之が助成に努めつ、あり。尙法令に基き實施しつ、ある社會事業は軍事扶助、罹災者救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並に取扱、精神病者監護、公益質屋、水難救護及入營者職業保障等あり。又社會事業團體中相當其の成績を見るべきものとしては財團法人榊太慈惠院、財團法人榊太共濟會、財團法人榊太恩賜財團、財團法人大禮恩賜榊太慈惠財團、財團法人榊太保護會、大泊社會院、大泊託兒所、財團法人榊太恩賜財團經營の大泊共同宿泊所等あり。

一、法令に基く社會事業
 罹災救助

罹災者救助規程(廳令)に依り、多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り救助を行ふものにして避難

費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費及學用品等に對し救助金を附與するものなり。

精神病者監護

精神病者監護法に依るものにして昭和十六年末現在の既監置者は二十名なり。精神病者監護の公的施設としては、財團法人榊太慈惠院一を擧ぐるのみにして昭和十六年度收容者四十七名あり、他は私宅に於て監護しつ、あり。

公益質屋

公益質屋は一般庶民階級に對し簡易敏速なる金融の途を與へ之が福祉増進を圖るを以て目的とする經濟的保護施設にして昭和九年十一月本島に公益質屋法施行せられてより時代の要求と當局の獎勵と相俟つて年々増加し、今後に於ける普及發達を期待せられつ、あり。昭和十五年度末現在の經營狀況左の如し

| 名稱 | 經營組織 | 貸付資金 | 貸付制限 | | 貸付利率 | 流失期限 | 業務開始年月日 |
|--------------|------|---------|-----------|----------------|----------|------|----------|
| | | | 一口ニ付 | 一世帯ニ付 | | | |
| 豊原市 公益質屋 | 市營 | 四五、〇〇〇円 | 至自 三〇〇 | 一〇〇以内 三〇〇以内 | 月百分ノ一・二五 | 四ヶ月 | 昭和七、三、一八 |
| 大泊町 公益質屋 | 町營 | 三六、〇〇〇 | 至自 三〇〇 | 一〇〇以内 三〇〇以内 | 月百分ノ一・五〇 | 四ヶ月 | 昭和二〇、四、一 |
| 惠須取町 公益質屋 | 町營 | 五〇、〇〇〇 | 至自 三〇〇 | 一〇〇以内 三〇〇以内 | 月百分ノ一・五〇 | 四ヶ月 | 昭和三、四、一 |

二、社會事業團體
財團法人樺太慈惠院

明治四十四年の創立に係り主として自活し得ざる者を救護し天恵を全うせしむるを以て目的とし行旅病人及精神病者の委託治療、貧困患者の施療及院外救護等の事業を行ひ本島に於ける唯一の救療機關とも稱すべく、本島社會事象の複雑を加ふるに従ひ同院の活動は社會の要望する所にして同院亦各般の事業計畫を樹立し、事業の擴張を期しつゝあり。

財團法人樺太共濟會

大正七年設立せられ、本島に於ける住民の生業に必要な物資の需給を調節し併せて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とする外交通不便なる奥地住民の爲冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相當の活動を爲せり。右は本會事業の一端に過ぎざるも、拓殖途上に在る本島の進展上貢獻する所尠からず、其成績見るべきものあり。

財團法人樺太恩賜財團及財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團

財團法人樺太恩賜財團は大正元年、明治天皇御大喪に當り地方賑恤の資として賜はりたる御下賜金を以て設立せられ、其の後 照憲皇太后 大正天皇御大喪の際の御下賜金をも本財團の管理に屬せしめ、財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團は大正四年 大正天皇御大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設立し、昭和三年御大禮の際の御下賜金をも併せ

管理し共に本島に於て慈惠救濟の事業を行ひ、廣く住民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來専ら資金の増殖に努め、大正十三年より鰥寡孤獨孝子節婦にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し惠恤を行ひ來れり。近時資金も相當の増加を見るに至り漸次事業を擴張し、貧困者の生活扶助及施療等を行ひ相當の成績を擧げつゝあり。

尙財團法人樺太恩賜財團に於ては事業の一端として昭和七年十月豊原に人事相談所を開設し職業紹介を始め一般人事の相談に應じ來りたる處昭和十四年十二月十三日本島に職業紹介法が施行せられ樺太廳職業紹介所の設置を見るに至りたるに付同日を以て人事相談所は廢止せられたり。

財團法人樺太保護會

大正八年の創立にして刑の執行を受けたるものに對し釋放後の保護を爲すものにして收容保護、間接保護及一時的保護の三種に區分し保護事業を行ひつゝあり。而して釋放後の一時宿泊、職業紹介、衣食、旅費の給與及結婚媒介等を爲し、昭和十六年度に於て收容保護五十一名、一時保護二百十一名にして斯業の爲貢獻する所尠からず。

以上の團體は一般に基礎未だ十分なりと云ひ得ざる狀況なるも、畏くも毎年紀元節に當り斯業獎勵の御思召を以て御内帑金を賜はり、又樺太廳に於ても之等社會事業團體に對し指導獎勵に努めつゝあるを以て漸次發達を見つゝあり。

第十三章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は凡そ三万六千九百方呎にして臺灣に比し稍廣く北海道本土の約半ばに等しき面積を有す。

而して本島に於ける農牧適地面積は四千八百餘方呎にして總面積の約一割四分に當り、又之を更に利用及目的に依り區分するときは三千三百餘方呎の地味肥沃なる農耕地を得ると共に殘餘の千五百餘方呎は亦好適なる宅地及放牧地となすことを得べし。

土地區劃 明治三十八年始めて大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和十六年末に於て三九九、三五一町歩餘あり。其の主なるものを記せば左の如し。

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び、五町歩乃至十町歩を普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年より事業を開始し、昭和十六年末に於て其の面積二〇三、九三四町歩に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十八坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直ちに大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、本斗、知取、内路、鵜城、落合、惠須取、留多加、北小澤、川口、諸津、上敷香の十九箇所あり。昭和十六年末に於ける區劃面積七五六町歩に及べり。

部落宅地は密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九〇〇坪となして専ら農業者の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準三〇〇坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙漁村には明治四十二年より六〇〇坪内外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奨勵せり。昭和十五年末に於ける區劃面積三、三九二町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、ために河水氾濫し農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川、列丹川及來知志川の五大流域に對し土地改良基本調査を開始し、昭和十一年迄に九〇、三〇〇ヘクタール餘の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給し大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝は昭和十六年末に於て延長八四五、七八八米に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和十六年末現在に於て延長二、四一〇、四九四米、暗渠排水溝を掘

鑿せしめたるもの三〇二、七九九米に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿すること、し、其の工事の困難なるもの又は急設を要するものは之を官營となし、簡易なるものは農村住民に補助金を給し之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和十六年末に於ける施設農耕道路延長官營一、五四九、一九八米、補助二、〇〇二、二六九米に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直ちに賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成就したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜、造林及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とする開拓者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三万坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十万坪、造林及之に直接附隨の用途に供する土地は五百町歩、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一万坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於て一万五千坪に對し一戸の割合を以て移住農業者を收容するときは九万坪迄を貸付し、造林目的地は公共團體、會社其の他の法人に對して前記面積の五倍迄、樺太廳長官の定むる重要産業を營む者に對しては五十倍迄増加する事を得、其

の他の事業に供する土地は公共團體、會社其の他の法人に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和十六年末に於ける處分面積は貸付地八七、四七五町歩、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地七八、四〇三町歩餘に達せり。

第二節 移民

交換前の殖民概況

本島に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事蹟に至りては素より論すべきものなく、今より約八十年前堀利熙奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠を企て内地漁夫の出稼を奨勵すると共に農業開拓者をも奨勵し新に「是迄本島出稼人ハ松前、函館人別ニ限ル様相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トテモ身元髓カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥羽方面より多數の移住を見るに至れり。是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本判官東京より移住するに際し農工民三百名を募集し同伴して移り、彼等に賄料、工料を給し開墾、土木の事業に従事せしめたり。

明治三年九月永住者三年間一日に付玄米五合、一月手當金三分、衣類料一年金五兩を給し、六十五歳以上七十七歳未滿は十月より翌三月迄六月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地の割渡の上永住者には終身無税とせり。又寄留者出稼者には三年間無税にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して農業開拓者に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵む者には更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて其實績を擧ぐるに努め移住民を保護したるも、多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に送還し、同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に送還せる状態なりき。

農工永住者は三年間扶助を受くる規定なりしも其の實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にし扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農業開拓者男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶助を與へたり。

自作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集し移住せしめられたれども、是等農業開拓者の多くは本島の風土に慣れざるのみならず惰民多く樺太を去り歸國する者百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受くる者夫々歸省に托し其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て此の弊を矯めんと

し以後歸省を願出づる者は事實を調査し、土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還せしめたる上歸國を許し、又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一年歸島せざる時は從來給與の扶助米を保證人より上納せしむること、せり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新たに願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の農業開拓者は生計困難にして其の多くは様子を窺ひ本島を去らんと謀るもの多きに反し、新たに永住する者稀少にして戸口年々減少し明治七年九月に於ける居住民數は僅々四五〇人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移住民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らず應募者の多くは概ね内地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勉勵せず。加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず、百方獎勵の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太廳支廳は「當州永住人並ニ雇農工民ノ儀ハ詮議ノ次第モ有之ニ付一先御引揚相成候條引拂ノ儀ハ別紙箇條書ノ通り心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆ど皆退散し單に出稼地たるの状態となり。明治八年領土の交換を待たずして之を放棄したるもの、如くなりき。

要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便及氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかり

したため、新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

露領時代の本島民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人は此の地に收容し其の改心せる者は之を放免し開拓に従事せしむるの政策を執りたり。即ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農務其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期滿了後六年間品行方正なるときは所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。

即ち一八九八年(明治三十一年)の調査に依れば、自由民九、七九七人、流刑民二二、一六七人、計三一、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)の調査に於ては自由民一一、九九七人、流刑民二三、二五一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に漁業に従事せんとして夏季渡來する者毎年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を経て流刑殖民となるを許されたる者は殖民監督官の監督下に島内諸所に多數居住し以て農業に就き所謂農民部落を形成せり。即ち其の村落一三三戸數六、一六八建物七、四九一

人口二一、七七七人なりき。

流刑農民に對する政策

- 一、土地貸付(三町歩乃至六町歩を二戸として自由に撰定せしむ)
- 二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
- 三、食糧給與及被服貸與(最初二年間)
- 四、種子貸付(收穫時迄)
- 五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
- 六、官營病院
- 七、小學校設置
- 八、結婚補助
- 九、農産物の買上
- 一〇、私設水車場建設

其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれども之を略す。

然れども彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性質を缺き、従つて開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期滿了し自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間曾て著しき人口の増加もなく其の産業の發達をなすに至らずして終始せり。

領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示せり。即ち明治三十九年末人口は僅かに一二、三六一人なりしが昭和十六年末に於ては四〇六、五五七人に増加し實に三二倍餘に奔騰せり。而して此の人口増加の内容を見るに舊土人及諸外國人は領有當時より現在に至る迄、殆ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは逐年急激なる増加を示し居れり。

爾來本島に於ける開拓者は逐年著しき増加をなしつゝありと雖も、今尙季節的に渡來する漁業、林業労働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も凡そ處女未開の國土を開發して國産の興起を圖らんとせば、先づ以て農牧業を以て定着開拓者招徠の一大根本政策を確立するに在りとなし、領有以來我政府は農業開拓者の招徠に全力を傾注したるを以て、逐年開拓者の増加を來し今日に至りたるものなり。即ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考查し斯界専門の學者及技術者に托し精密なる調査を遂げたる結果其の地味、氣候共に農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして飼畜農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則り制定し、且土地處分の規定を定め、更に農業者に對する保護獎勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を獎勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達の目的を以て諸種の試験場、試作場及其他の施設をなし大いに其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年從來の試験場を改めて樺太廳中央

試験所となし、大規模なる設備と内容の充實革新を圖り其の大使命たる大自然の資源開發に努めつゝあり。

加之今後三二〇、〇〇〇ヘクタール餘の廣大なる農牧適地を有する本島に於て、道路、排水、教育、衛生機關其の他の施設の完成を見ん曉に於ては、實に移住價値の増大と現下日本の深刻にして緊急なる食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適する土地の選定に着手し、三十九年殖民地の部分區劃の測設を設け、土地貸付を開始せしが、四十年以降漸次土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

| | | |
|--------------|-----------|---------------------|
| 明治三十九年四月 | 軍令第四十四號 | 官有土地建物貸付假規則 |
| 同 四十年四月一日 | 廳令第三十四號 | 官有建物貸付規則 |
| 同 四十年四月一日 | 廳令第三十五號 | 樺太國有土地貸付規則 |
| 同 四十年四月二十日 | 廳訓令第十七號 | 樺太移住民取扱規則 |
| 同 四十一年三月四日 | 內務省告示第十八號 | 樺太移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方 |
| 同 四十年四月一日 | 廳令第二號 | 種子貸付規則 |
| 同 四十年四月一日 | 廳令第四號 | 家畜貸付規則 |
| 同 四十年四月一日 | 廳令第三號 | 牛、馬、豚種付規則 |
| 同 四十年十月十三日 | 廳令第八十一號 | 共同放牧地貸付規則 |
| 同 四十二年四月九日 | 廳令第七號 | 農事獎勵補助規程 |
| 同 四十一年三月二十九日 | 勅令第三十六號 | 樺太國有土地管理規則 |

| | | | |
|---|-------------|---------|--------------|
| 同 | 四十一年十月九日 | 勅令第三十號 | 有償貸付地賣拂規程 |
| 同 | 四十二年四月二十九日 | 勅令第九號 | 公獸醫規程 |
| 同 | 四十二年六月二十九日 | 勅令第十五號 | 家畜去勢規程 |
| 同 | 四十三年四月十日 | 勅令第十二號 | 家屋建築費規程 |
| 同 | 四十四年四月十五日 | 勅令第十二號 | 種畜貸付規程 |
| 同 | 四十四年十二月二十三日 | 勅令第二九〇號 | 樺太國有未開地特別處分令 |
| 同 | 四十四年十二月二十三日 | 勅令第二八九號 | 樺太官有財産管理規程 |

等の法令を制定し専ら本島に農業開拓者招徠及之が助成發達を期し開拓者の保護に努め、以て本島開拓の大方針を樹立せり。即ち此の期に於ては方三百間を一區劃とし、之を更に四分して七町五反歩を一戸分の土地面積とし、移住後一ヶ年以内に六坪以上の防寒に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月勅令第二十一號産業獎勵補助規程を制定し、開拓者の招徠に努めたれども、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得たるに過ぎず。農産額又九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年四月十八日勅令第八號移住獎勵補助規則に依り移住費及開墾費を補助することゝせり。

- 一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸十五圓以内。
- 二、開墾費十圓以内

更に大正十五年六月二十三日勅令第十九號に依り移住獎勵補助規則改正せられ指定地の貸付を受けたる者に對し、一戸宛三百圓以内の補助金を交付することゝなり、同年七月七日告示第一三七號に依り農業開拓者を收容すべき指定地を豊原、大泊、眞岡各支廳及留多加出張所の四管内二十箇村六九〇戸と定めたり。

然れども是等移住者は所謂自由移民にして、昭和二年始めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎず、間もなく指定移民の制度廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り従來の自由移民と區別理想農村建設の一大新計畫を以て集團殖民地制度を設定し以て各府縣よりの移住者を集團的に一定の殖民地に移住せしめ着々として其の顯著なる實を擧げつゝありたるも更に昭和十四年四月二十五日移住獎勵補助規則の改正を行ひ島民中の堅實なる着農者に對しても百五十圓の移住獎勵補助金を交付するの外尙獨身者に對しても共同經營をなす場合は一戸として同様の補助をなし益々充實強化を圖ることゝせり。更に既設農村の振興充實を期する目的のもとに既設農村の中より十九箇所を選定し、之等指定地に將來部落の中堅人物たり得る優良なるものを扶植し以て自から既住農家を指導せしむることゝせり。

右殖民地に對する施設竝に保護特典の概要を述べれば左の如し

- 一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一戸に對し二町歩の無償伐根開墾を爲す。

- 二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して開拓者に對する萬般の指導幹旋を爲す。
- 三、殖民地内には國民學校を設置し子弟の教育を爲す。
- 四、拓殖醫、産婆を配置し保健、衛生に萬全を期す。
- 五、青森、函館、稚内、大泊の諸港には移住民取扱事務所を設け諸般の保護指導を與ふ。
尙大泊榮町には移民休泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。
- 六、土地の貸付及無償讓與未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準として無償貸付し五年若は七年以内に規定の家畜（一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭を、それ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭増加す）を有して其の土地に居住し十分の七以上を成墾すれば其の全地を無償にて讓與す。

七、産業獎勵補助

- 1、自ら農業を營む、者又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。

牛 馬

種畜の資質あるもの 一頭に付評價々格の二分の一以内
其の他のもの (管内にて購入したる場合 一頭に付評價々格の三分の一以内
管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内)

- 2 農業經營に要する器具機械を購入したる場合は購入價格の二分の一以内。
- 3 副業を經營したるとき
- ロ、種牡牛馬を所有し種付を行ひ若は種牡牛貸付規則に依る種畜の貸付を受けたる者には毎年度豫算の範圍内に於て一月に付十五圓以内の補助金を支給す。
- ハ、産業の獎勵上必要と認むる工事又は事業若は産業に關する共進會、品評會又は競馬會等に對しては毎年度豫算の範圍内に於て其の經費を補助し又は器具機械を貸付す。
- ニ、土地改良費補助 部落民共同して農耕道路を設け、又は排水溝を掘鑿したるときは工事費の二分の一以内を補助す。
- 八、共同放牧場の使用
市町村に無料にて共同放牧場を貸付し之を農業者に使用せしむ。

九、種畜貸付

樺太廳に於て必要と認むるときは農業者若は同團體に對し種馬統制法又は種牡牛貸付規則に依り種畜を貸付す。

一〇、牝牛馬貸付

本島移住者にして國有未開地の貸付を受け又は土地を有し農業を營むものは牝牛若は牝馬の貸付を受くる事を得。而して其の家畜より生産したる仔畜中一頭を樺太廳に返還するときは他は自己

の所有となる。

一一、開墾獎勵補助

農業經營上土地利用増進を圖る爲、農耕適地を一年七反歩以上開墾したるものに對し、適當と認めたるときは開墾費の四割以内を補助す。但し特別の事由あるものにして適當と認むる場合は三反歩以上の開墾に對しても補助金を交付することを得。

一二、特殊土壤改良獎勵補助

土地の農業上の利用を増進する目的を以て特殊土壤の改良を行はむとする者に對し、適當と認めたるときは毎年度豫算の範圍内に於て石灰は必要量の八割以内を、肥料は必要量の五割以内を給與す。

一三、移住費補助

本島に集團移民となりて移住し集團殖民地の貸付を受けたる者に對しては移住費の補助として島外三百圓島内百五十圓の補助金を支給す。

一四、家屋建築費補助

本島に移住し十町歩以下の國有未開地の貸付を受けたる農業者にして、貸付地内に自己の住居目的を以て家屋を建築せむとする者に對し適當と認めたる場合は、毎年度豫算の範圍内に於て一棟(十二坪以上)に付五百圓以内の補助金若は建築材を交付す。

一五、種子の無償給與

農耕目的を以て本島に移住し土地の貸付を受けたる者には入地の初年に限り優良種子を無償にて給與す。

一六、移住に際して汽車、汽船賃は五割(樺太島内は無賃)の割引證を受くることを得。

之を要するに現今の集團殖民政策は移住許可に際しては嚴密なる移民の身元調査遂行の上、其の良質なるものを收容し加ふるに施設の向上を圖りつゝあるを以て移民の定着率良好にして顯著なる實績を擧げつゝあり。

第三節 農業

概 説

本島は我國唯一の亞寒帯に位する島にしてポドゾル地帯を形成す。此の氣温と土性に基く本島の農業は異なる氣温及土性を有する北海道、内地、臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

本島の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にして甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用

ライ麦の栽培は其の將來を認められつゝあり。
次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば、本島に於ける農業は所謂有畜農業を主とし畜力の利用、地方の維持を計り收穫の増加を期すべき情勢にあり。

現況及施設

本島領有以來茲に三十有餘年其の間、各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、現時農畜産物生産額約千二百九十九萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅かに三一、七六四ヘクタールにして、農耕適地三三一、三一七ヘクタールに比すれば未だ其の割弱に達せず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の曉には蓋し優に他の産業を凌駕し得る事明かなり。昭和十六年七月樺太開發株式會社設立せられ、昭和十七年より農業部門の事業に着手せしを以て、本島農業も劃期的發達を爲すべく之が將來は期して俟つべきものありと信ず。
耕地 本島の耕地面積は年を逐うて漸次増加しつゝありたる處支那事變大東亞戰爭の發生により稍々減少に赴きたるは遺憾なり其の最近五年間の狀況を見るに左の如し

| 種別 | 年次 | 昭和十一年 | 昭和十二年 | 昭和十三年 | 昭和十四年 | 昭和十五年 |
|------|----|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 耕地面積 | | 三三、六三〇・八三 <small>(ヘクタール)</small> | 三四、八八八・五二 <small>(ヘクタール)</small> | 三四、〇三三・四六 <small>(ヘクタール)</small> | 三三、七二五・九五 <small>(ヘクタール)</small> | 三一、七六四・六〇 <small>(ヘクタール)</small> |

| 増加指數 | 昭和十一年 | 昭和十二年 | 昭和十三年 | 昭和十四年 | 昭和十五年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 100 | 104 | 101 | 100 | 94 |

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の本島に對する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民も亦著しく其の數を増加し、全戸口の約一割二分に達し昭和十五年末戸口八、三八九戸、四五、三七〇人を算す。

農畜産物の地位 本島の沿海は到る處魚介豊富なるのみならず、陸には森林、鑛物及沃野の農牧に適する處亦尠からず。各種の産業は之より起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日尙淺く未開の地は今尙隨所にあり。従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は注目し値するものあるべし。今昭和十五年に於ける農畜産物生産額と他産業生産額と比較すれば左の如し (單位圓)

| 種別 | 年次 | 昭和十一年 | 種別 | 年次 | 昭和十五年 |
|-----|----|------------|-----|----|-------------|
| 農産物 | | 八、〇三三、六九八 | 鑛産物 | | 七三、四八三、七九四 |
| 畜産物 | | 四、九七二、八六五 | 工業物 | | 二〇七、四九七、〇一六 |
| 林産物 | | 六〇、五七四、九五二 | 計 | | 四〇一、六七五、一九二 |
| 水産物 | | 四七、一二三、八六七 | | | |

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せ

らるゝ作物の種類に至りては水稻栽培を除きては略北海道に於けると大差なし。

食糧作物中到る處に於て栽培せらるゝものは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類、牧草の各種にして概ね面積に於て燕麥、牧草、馬鈴薯、豌豆、甜菜、蕎麥等の順に栽培せられつゝあり。更に時局の進展に伴ひ、漸次食糧料の希求切なるものあるに鑑み、之が打開策として食料作物として本島に適作たる小麥、稗麥、馬鈴薯、飼料作物に於て燕麥、牧草、クロバー等を奨励し漸次増加の趨勢にあり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆、蠶豆にして、從來豌豆は輸移出品として、蠶豆は家畜飼料として充當せられたるも、輸移出制限と本島農業が有畜基本たる關係上、家畜増加につれ兩者とも之を飼料に充當する一面、代用食として利用せしむるため益々栽培増加せしめつゝあり。

馬鈴薯は本島特産とも稱すべき重要作物にして、時局下代用食料としては勿論、無水アルコール、澱粉、酒精等其の利用價值最も大なるを以て漸次之が製造原料として相當多量の需要を見るに至れり。

工藝作物中本島に適するものは甜菜、罌粟等にして就中甜菜は昭和十一年樺太製糖株式會社の操業開始に伴ひ、急激に其の栽培面積を擴大せられ、昭和十五年の作付面積一、一三七・五〇ヘクタール收穫高一〇、三八六、六五〇疋に及ぶ。而も甜菜は輪作關係より本島農業經營上根幹的不可缺の作物にして、且残渣たる莖葉根冠は家畜飼料として大なる價值を有するものなるを以つて、今後耕地の擴

張に伴ひ本作物は逐年増産せらるゝに至るべし。

飼料作物としては燕麥、牧草、瑞典燕菁、家畜ビート等何れも生育良好にして收量又少からず。就中燕麥、チモシー、瑞典燕菁、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。

燕麥は家畜飼料たるの外近時食糧として之の一般需要亦尠からず。其の作付面積は作物中第一位に位し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充すに至らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も又燕麥と同様需要多く且つ耕作容易なる結果其の産額多し。其の他家畜胡蘿蔔、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及地方に於ける二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稻作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増加し來りたれども、其の成績年により著しく異なれり。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも不可能に非ざるべし。雖も、本島農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨励する時機に非ざるべし。

尙之等農産物の昭和十五年に於ける作付面積、收穫高及生産額の主なるものを示せば左の如し

| 品 種 名 | 作 付 面 積 | 收 穫 高 | 生 産 價 額 |
|-------|----------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 大 麥 | 六五・八一 <small>ヘクタール</small> | 一、〇〇七 <small>箱</small> | 一七、三六四 <small>円</small> |
| 小 麥 | 六二・六九 | 八、七六七 | 一五〇、三四一 |
| 燕 麥 | 八〇九・二八 | 一一、九五二 | 二四六、八七五 |
| 燕 麥 | 六、七二・二二 | 一八〇、三三三 | 一、五五一、七六五 |
| 稗 麥 | 一三六・二七 | 二、〇五七 | 二八、八〇一 |
| 蕎 麥 | 九八七・七七 | 一〇、五一四 | 一三三、二二八 |
| 玉 蜀 黍 | 一八四・九七 | 二、〇六二 | 三三、一三四 |
| 碗 豆 | 一、九八二・五〇 | 二九、〇六六 | 九八七、二四九 |
| 蠶 豆 | 五五八・一一 | 七、二三七 | 二〇七、七〇一 |
| 菜 豆 | 二五七・一六 | 二、二三六 | 五五、一八〇 |
| 葵 豆 | 二七・三六 | 三六七 | 七、七三五 |
| 馬 鈴 薯 | 二、〇七七・九二 | 一四、〇四六、九四三 <small>担</small> | 一、〇三四、七三二 |
| 甘 藍 | 三三三・六一 | 五、五五〇、五八六 <small>担</small> | 四一七、四六三 |

| 品 種 名 | 作 付 面 積 | 收 穫 高 | 生 産 價 額 |
|---------|-----------|-----------------------------|-----------|
| 漬 菜 | 四六九・九六 | 五、一六四、三九三 <small>担</small> | 三六八、〇〇五 |
| 葱 | 五八・五四 | 三三六、一九五 <small>担</small> | 六六、一〇三 |
| 蘿 蔔 | 六三三・九二 | 一一、八四八、八九九 <small>担</small> | 五五四、四五二 |
| 青 苳 | 七〇・四九 | 九四三、七四四 <small>担</small> | 五三、二四八 |
| 燕 窩 | 六六・六一 | 一、八一八、三六八 <small>担</small> | 一九三、六九八 |
| 胡 蘿 蔔 | 八三・〇六 | 五七八、八四三 <small>担</small> | 八八、四五二 |
| 牛 蒡 | 一八一・五七 | 一、一〇三、九〇六 <small>担</small> | 一七七、八七九 |
| 南 瓜 | 一、一三七・五〇 | 一〇、三八六、六五〇 <small>担</small> | 二〇七、七二九 |
| 甜 菜 | 一八四・一八 | 三、〇三〇、八九九 <small>担</small> | 八四、六九九 |
| 瑞 典 燕 窩 | 三八・四五 | 六九九、四八一 <small>担</small> | 一三、九六二 |
| 家 畜 飼 料 | 五、五三二・九一 | 二〇、五六六、四四六 <small>担</small> | 一、一四三、一一二 |
| 牧 草 | 四七九・四九 | | 二〇二、八二二 |
| 其 他 | 二二、七六〇・三九 | | 八、〇三三、六九八 |

第四節 畜 産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず、其の施設宜しきを得ば大いに斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設として清川に官營牧場を設置し種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡牛二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牝混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親繁殖繼續せられ、遂に體格矮小となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄し本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川等に牛馬收容所を設置し上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐため牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅かに五百餘頭にして、民間に於て拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にし、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死し食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併し貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭(ベルシユロン種、種牛トロッター種)、種牛一頭(ホルスタイン種)を購入し場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來

諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛、馬、豚、鶏を主とし細羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。今昭和十五年末の家畜飼養數を示せば左の如し

| 飼養戸數 | 羊 | | 豚 | | 鶏 | | 狐 | |
|------|-----|-------|-------|-------|--------|------|-------|--|
| | 頭數 | 飼養戸數 | 頭數 | 飼養戸數 | 羽數 | 飼養戸數 | 頭數 | |
| 一七七 | 四二二 | 一、八二四 | 四、一四三 | 三、三六〇 | 八九、七二六 | 六八一 | 八、五三三 | |

一、畜 牛

本島畜牛の基礎をなせるものは在來種(露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの)及領有後北海道より移入せるものゝ二種に大別せらる、在來種は體格一般に矮小にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入詳かならざるも略馬匹と同一經路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、シヨートホン、ブラウンスピスデボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛うじて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、ホルスタイン及エアシャーの二種は繁殖盛にして、在來種は殆どホルスタイン種に依り改良せられ現在畜牛の七割以上はホルスタイン種を以て占め成績甚だ良好なり。昭和十六年に於ける成牝牛は五、八四七頭に

して、牛乳搾乳高は六二、〇四八疗、價額九五五、四七七圓を算す。

二、馬 匹

本島産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるものゝ二種とす。在來種は極めて僅少となれるも多く矮小緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力、挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖るため樺太廳に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へ民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ペルシユロン、クライスデル、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありては中間種を獎勵品種となし居れり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや不明なり。明治四十年樺太廳に於てバークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てバークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、蕃殖竝に成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてバークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所畜産部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムバーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮小舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十箇を算し一箇の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあるを以て將來其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オービントン種、横斑プリマスロック種、名古屋種其の他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種竝に横斑プリマスロック種を本島に最適のものとして認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦佳良なり。

五、緬 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數ながら緬羊を飼養せるものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる緬羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場にて飼養したり。然れども劣等種なるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜牧場よりシユロツプシヤ種緬羊牝四頭、牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入補足し飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央

試験所畜産部)に於ける設備を擴張し、爾來四年間シユロツプシャー種を米國より輸入し其の繁殖を圖れるに成績良好なるを以て大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業のため其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖も爾後再び増加し來り堅實なる發展を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針濶混淆林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在主に農家の副業として飼養しつゝあり。

飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は恐怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟知せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。昭和十五年末の養狐種別は赤狐、紅狐、十字狐、青狐、黒狐、銀黒狐等にして生産額一、三三六、九六三圓なり。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を始めてより漸次増加し大正十四年度には豊原、眞岡兩支廳管下に酪農組合設立せられてより各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頓に増加し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつゝあり。昭和十五年末製産高は二一五、九三九疋、價額八八〇、七一三圓なり。

第十四章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警しめ林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究し本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるるも實際利用價值ある林木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして其の分布殆んど一定し、河岸の低地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混淆歩合を増加し遂に白樺の純林となり、グイマツは主に低地濕地に生ず。而して是等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

第二節 林政

領有直後竝に民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令に依りて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設せられ、林務行政上一新紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に設置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐、森林火災、放牧又は無斷開墾等類に行はれたるを以て、林業の發展上遺憾なきを期する爲、昭和三年大增員を行ひ定員二六三名となし、之を各支廳及四十八箇所の森林主事駐在所に配置し森林の管理保護に努めたり。昭和五年一月樺太廳林務署官制の公布を見、豊原外八箇所に林務署設置せられ、

其の定員技師六名、屬技手五九名、森林主事二六三名と定められしも管轄區域廣汎なる爲、國有林野の營林上遺憾多き實情に在るを以て、其の後漸次人員の擴充を行ひ、更に昭和十一年七月樺太廳林務署官制の改正に依り管轄區域最も廣汎なる敷香林務署管内に野頃出張所を設くるに至り同十二年一月之が開廳を見たり。現在技師一七名、屬技手二六一名、森林主事二八七名、林務官派出所數一四四箇所を算す。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月林務署官制公布の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於て之をなし、其の企劃竝に監督は之を林務課に於てなすことゝなれり。

然るに昭和十七年十一月行政簡素化實施に伴ひ從來の林務署管制を廢止し、新に支廳に林務課を設け更に島内樞要の地に支廳林務出張所を設け諸般の林務行政を實行しつゝあり。

樺太廳林務課の管掌事項を擧ぐれば次の如し

- 一、國有森林原野の管理、處分及保護
- 二、國有林野の施行計畫
- 三、造材及斫伐

四、保安林

尙林業試験は中央試験所設置と同時に同所林業部に於て行はる。

昭和七年樺太林政史上に未曾有の大改革を斷行せり。其の主なる事項は賣拂單價劃一制度の廢止、賣拂調査方法の改善、林務實地監査の勵行、出材數量の統制、年期賣拂契約の整理、年期賣拂制度の廢止、島外用材賣拂の隨意契約廢止、農林適地區分竝に施業案編成促進計畫、造林事業の大擴張等諸般に亘る森林政策の革新を以て從來の面目を一新し其の效を收めつゝあり。

第三節 造林

一、樺太に於ける造林の沿革

- (イ) 露領時代は全島殆んど天然林を以て蔽はれ住民各自其の欲する所に従ひ利用せしも、造林に關しては何等施設なかりしもの、如し。
- (ロ) 領有後製紙工業の勃興に伴ひ天然林の利用大いに進みしも其の伐跡に對しては既存天然生後繼樹の生長に依る自然の成林を期待せり。
- (ハ) 然るに年々各地に頻發せる山火は所期の天然更新を妨ぐるること大なるものありしのみなら

す、大正八年邦領南部の天然林に発生したる松毛蟲の被害は、世人をして本島の林力保続上至大の不安を感じしむるに至れり。

(ニ) 大正九年造林用苗木養成に着手すると同時に落合方面に播種造林を試み爾來播種及植樹により主として山火跡地の復舊に努力し、尙保護施設としての防火線は大正十一年より、林内歩道は昭和四年より、又天然更新の補助作業は將來本島に於ける造林事業の主体たるべしとの見地に基き昭和四年より夫々之を實施し來れり。

二、現在及將來の方針

(イ) 本島に於ける國有未開地に關しては拓殖上の諸關係に基き之が利用上の區分を急ぎ昭和十一年度之が完了を見たるを以て、公安公益の爲緊急成林を要する保安林見込地若は地方資材の欠乏目睫の間に迫れる方面に就て速急なる造林事業を進むるは勿論國有林内未立木地の造林を行ひ其の將來に於ける森林資源の充實を計り、以て林産の保続的供給を期すると共に水産の恒續水害の豫防等島情の安定に資する所あらむとす。

(ロ) 造林方法は天然更新地に對しては其の林況に基き下種、補植、除伐、撫育間伐及手入等適切なる補助作業を加ふるものとし、天然更新の見込なき未立木地に對しては植樹或は播種造林を施行し、終始山火の防止に努めつ、其の成林を期せむとす。

次に造林樹種は天然更新に在りてはトドマツ、エゾマツ、グイマツ、樺類等現在既存のもの

のを主體として其の成林撫育を圖るべきは勿論なれど、人工造林に於ても亦郷土の樹種を最安全なりとする技術上の通則と、既往數年の造林成績竝に將來の需要を考察し、主としてグイマツ、エゾマツ、トドマツ、樺類の如き在來種を用ひて要造林地の種々なる立地に應じ適切に配植し、以てバルブ資材、鑛業用材、構築用材、薪炭材等島内消費原木の自給を圓滑ならしむる方針なり。

(ハ) 尙現在の廣大なる未立木地は官民協力して之が成林を促進する必要があるのみならず、一面山火警防上よりすれば住民に直接の利害關係を齎すべき公私有林を設定すること最も適切にして且つ急務なるを認め、前記の如き方針を以て官行造林を進むると同時に、昭和十一年度より左の方法に依り民間造林を奨励し舉島一致し林力の復興を企圖しつゝあり。

國有未開地特別處分令を改正し昭和十年十月改正案公布造林に供する土地の無償貸付竝に成林後の土地讓與を可能ならしむ。

苗木の無償交付及造林奨励金交付の途を拓き主として市町村地元住民及島内に於て重要産業を營む會社の造林を奨励す。

而して從來拓殖十五箇年計畫に基き人工造林は官行造林及奨励造林各毎年三千ヘクタールを實施し以て要急地域約九万ヘクタールの緑化を目標として實施し來れるも本島の諸事情は更に積極的なる大造林を必要とするに至れる爲逐年事業を擴張し昭和二十年以降は毎年官行

造林は七千五百ヘクタール、天然更新撫育作業二萬ヘクタール、民行造林一萬九千ヘクタールを實施するの計畫を樹立し目下其の計畫に基き實行中なり。

三、既往施業の概要

(イ) 官行造林の部

| 施業年度 | 事業別 | 播種面積 | 植樹面積 | 天然更新面積 | 防火線新設延長 | 林内歩道新設延長 | トラック道新設延長 | 車馬道新設延長 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 自大正九年 | | 五〇、一七・八七 | 一一、六三・〇四 | 一、四一・五・四三 | 九八七、三五九 | 七三三、五四二 | | |
| 昭和九年 | | 一八一・六六 | 三、六八・七七 | 二五七・四九 | 二八、五八六 | 二六六、〇〇六 | | |
| 昭和十年 | | 一九・六〇 | 四、五七・三三 | 三七〇・三五 | 一四、〇三九 | 三三八、三〇七 | | |
| 昭和十一年 | | | 三、二五〇・一五 | 三七〇・六〇 | 五、三三〇 | 九一、二七〇 | | |
| 昭和十二年 | | | 三、五三〇・三三 | 一〇、一一九・六一 | 五〇、〇八六 | 一八八、四三四 | | |
| 昭和十三年 | | | 三、七二七・四九 | 一一、三三三・三三 | 七〇、六四四 | 一六〇、一四一 | | |
| 昭和十四年 | | | 二、九〇三・六九 | 一四、一一七・二九 | 二、八七五 | 一五五、五九三 | | |
| 昭和十五年 | | | 三、四二三・八九 | 一〇、一九五・八三 | 五、五五七 | 一三六、三八五 | | |
| 昭和十六年 | | 四九〇・一〇 | 五、九一七・三三 | 一三、七九七・五二 | | 六四、九七〇 | 四二、一八五 | 九一、五五八 |
| 累計 | | 五〇、八六九・三三 | 四二、六三一・八七 | 六二、九九七・四七 | 一、一六四、五二六 | 二、〇三四、六三八 | 四二、一八五 | 九一、五五八 |

(ロ) 奨励造林の部

| 施業年度 | 事業別 | 植樹面積 | 防火線 | 林内歩道 | 備考 |
|--------|-----|------------------------|--------------------|---------------------|----|
| 昭和十一年度 | | 四、三八九、〇九三 ^理 | 四、三八〇 ^間 | 一〇、五六五 ^間 | |
| 昭和十二年度 | | 八、一二五、六八八 | 一〇、六九七 | 二六、〇〇一 | |
| 昭和十三年度 | | 一一、五三五、三九〇 | 二〇、四七一 | 二〇、三三八 | |
| 昭和十四年度 | | 一三、八五六、二八六 | 二二、三八二 | 四九、三四三 | |
| 昭和十五年度 | | 一五、七六四、二九八 | 二九、四四三 | 五六、五八四 | |
| 昭和十六年度 | | 二〇、五〇二、六四九 | 四〇、九六九 | 九三、六二一 | |
| 累計 | | 七五、一七三、四〇四 | 二二八、三四二 | 二五六、四五三 | |

説明

(イ) 播種造林は發生後の経過不良なるもの又は山火の爲焼失したるもの等施業面積累計の過半に達せるも爾餘の成績比較的良好なるものに在りては今後補植に依り、或は現に混生せる天然生稚樹と共に成林せしめ得る見込充分にして、本事業は將來尙植樹造林の傍研究的に之を續行する豫定なり。

(ロ) 植樹造林の成績は概して良好なるも、信州カラマツ、ドイツタウヒ及朝鮮カラマツ等の如き外來種は野兎野鼠等の被害各地に生じ、且本島の寒氣に堪へ難きもの、如し。仍て將來は前

- (ハ) 天然更新事業は既往伐跡の内後継樹過密なる箇所に対し其の成長を促進する目的を以て除伐を施行せり。
- (ニ) 防火線は概ね危険地帯に沿ひ又は峰通りに於て幅員五米、十米若は二十米の剝土面を作り尙將來に於ては其の維持費効果等の關係上二米乃至五米の林内歩道を作り、其の兩側に各二〇米幅の危険物を整理して之に植樹し防火樹帯を造ること、せり。
- (ホ) 林内歩道は幅員一、二米を標準とし其の目的は造林の實行、林野の保護巡視並に山火に於ける活動に便ならしむるにあり。將來森林の利用並に造林の進捗と共に逐次其の施設地域を擴張せむとす。
- (ヘ) 既往造林事業の實行に就ては養苗、造林、保護施設等何れも確固たる基案の編成を困難とする事情の下に経過したるも、昭和十一年より全島の未立木地の分布状況、要急の順位、勞力の分布状況等を考慮し各管内適當各地に五ヶ年以上の繼續事業計畫を樹て實行を進むること、せり。

第四節 森林經營調査

一、調査概要

| 年度 | 調査事項 | 區域 | 備考 |
|-------------------|---------------------|--------------------------------------|--|
| 自明治三十九年 至明治四十年 | 森林概況調査 | 全島 | 當時の調査結果に依れば本島の蓄積は針葉樹二十億七千万石、闊葉樹二千万石と算せらる |
| 自明治四十一年 至大正四十年 | 利用調査、闊葉樹調査、其他局部調査 | 留多加、野頃、來知志、落帆、女麗、豊原其他 | 大學演習林殖民區劃地を除く |
| 自大正四十年 至大正四十五年 | 經營調査 | 全島 | 同時に野頃、多來加方面の經營調査を施行せり |
| 自大正四十五年 至昭和三年 | 第一回林地區分調査 | 野田、泊居、久春内、清水、豊原、小田寒、元泊、敷香、鶴城、長瀬、本斗其他 | |
| 昭和四年 | 町村豫定地調査 | 長瀬、本斗其他、大泊外三十九ヶ町村管内 | |
| 昭和五年 | 航空寫真による林地状況調査 | 落合、小能登呂以北全區域 | |
| 昭和六年 | 第二回林地區分調査並に土地利用基本調査 | 同右(幌内川以東を除く) | 土地の利用基本調査は昭和九年より別途に進められ其の一部は林地區分調査の再検討即第三回林地區分調査に該當す |
| 自昭和七年 至昭和十一年 | 施業案編成 | 全島 | |
| 自昭和十三年 | 施業案第一次檢訂案編成 | 全島 | |

大正十四年度を以て全島に亘る森林經營調査案の編成を一先完了せるも當時調査の一人當の擔當面積は三万町歩餘の廣範圍に及び従つて其の業績は河川の配置並に森林の區域蓄積の概査に止まり然も其後大正九年乃至大正十二年のマツケムシの被害に依る蓄積の變動、山火頻發に依る林況の激變等突發し資源の著しき減退を見るに至り加ふるに年期契約に依る處分等に影響せられ爲に森林經營の原則たる年伐量を確守し得ざりき。

其の後林地區分調査、航空寫眞に依る林況調査等の基礎的調査を遂げ昭和八年より施業案の編成調査を起し昭和十二年度を以て一巡編成を終了し之に基き事業を實行しつゝあり。

昭和十三年度以降に於ては其の第一次定期檢訂案の編成を續行しつゝあり。又昭和十五年度よりは從來施業案に於て利用困難として調査を差控へたる未利用林木の調査即ち未利用林調査を開始し極力森林利用開發の途を講じ需給關係緩和を圖る事となれり。

二、將來に於ける調査方針の概要

各事業區毎に其集約度に應じ五ヶ年又は十ヶ年を一期間として年々數事業區宛定期檢訂案の編成を續行の豫定なり。

因に施業案の要目は森林經營上適當なる區域（事業區林小班）の決定、改訂當該區域内の面積蓄積及地況林況の精査、伐期の決定各年度の伐採順序及數量、供給配分、跡地更新法、各種設備及工事計畫、保安林の設定、事業區の收支計算、その他營林に關する必要事項を洩なく調査説明し之等

の關係圖簿を調製する森林計畫案の作成にありて此の一貫せる計畫案の運用を俟つて初めて森林の利用は永遠に保續せられ併せて國土の保安竝に公益を保持せらるゝに至るなり。又林業に於ては假令精度高き施業案の編成一應完了後と雖も編成翌年度よりの造材伐採竝に山火、虫害、風害其の他の災害等による森林狀況の激變、地元産業の人口、地形、地籍等の變遷に依る林業への影響林業集約度の増進更に増伐、過伐等に依る林業經營上の一時的蹉跌等のため同一施業案を以てしては事業を進むる事に無理を生じ施業案編成方針即ち斫伐造林其の他に對する合理的計畫を確守すること能はざるに至る。

故に必然的に一定期間毎に森林の現況竝に最近情勢に最も適合したる計畫案の樹立を不可避とする事は林業上其の保續的經營の原則なり。

第五節 土地利用基本調査

一、本調査施行事由

國有未開地に對する利用上の區分は拓殖の第一歩に於て全管内に亘り最も合理的に之が實施を了すべき筈なりしも諸般の實情は容易に其の餘裕を與へず爲に農耕、牧畜、漁業其の他の用地何れも概して當面の必要に應じ調査處分せられたるを例とし、殖民區劃地及處分外の未開地は總て營林上

國有林の取扱を爲しつゝ今日に及べり。而して斯かる状態が國有林に對する施業案の編成並に其の運用を困難ならしめ、殖民適地の開發民有林の設定等拓殖に關する具体的計畫の樹立乃至進捗上支障を伴ふべきは言を俟たず。仍て拓殖十五箇年計畫の實施に當り多年の懸案たる他の幾多の要急施設を促進すると同時に全管内の未處分未開地に對して利用區分調査を施行し以て速かに土地利用計畫の大綱を確立せんとするものなり。

二、調査方針概要

- (イ) 本調査は集團的に發達せる農漁村又は其の機運に向へる地方より先づ着手し、逐次全管内に及ぼすものとす。
- (ロ) 農耕放牧用地は主として河流汪溢土より成れる肥沃地及市街又は部落に近接する緩傾斜地に選定するものとす。但し公益の爲又は營林上特に支障ある場合を除く。
- (ハ) 民有林豫定地は原則として耕作に必要ならざる未立木地を選定し且つ成るべく農耕放牧地等に介在若は接續せしむ。
- (ニ) 位置、氣候、地味、地貌等の關係上林業以外の用地又は民有林豫定地として不適當なる地域は概ね國有林とす。但し適地と雖も開發の急を要せざるものは現在の林況を善用せんが爲當分國有林とすることあり。
- (ホ) 本調査は林業、開拓の兩課協力して施行す。

三、既往概要

昭和九、十兩年度に於ては榮濱郡、敷香郡の一部及豊原郡、大泊郡、富内郡、長濱郡、留多加郡本斗郡、眞岡郡、散江郡の各全部に付區分を了し、昭和十一年度は野田郡、泊居郡、鶴城郡、久春内郡、名好郡、榮濱郡、元泊郡及敷香郡を踏査の上全島の調査を一應完了せり。

四、將來に對する方針

既述の如く一應完成せる土地利用區分の成果も其の後地元狀況の變動により局部的に之を改修するの要少なからざるを以て可及的速に實測確定せんとす。

第六節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡藏の觀を呈せしも、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず。何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として残されたり。爾來銳意研究を續けたる結果、バルプ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟つてこゝにバルプ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ操業の開始を見た。時恰も歐洲戰亂に際會し、バルプの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を擧げ、本

島バルブの名聲頼に昂まれり。

爾來打續く好況に伴ひ豊原、落合、眞岡、野田、惠須取、知取の各所に工場設立せられたり。之が經營は從來王子、富士及樺工の三社鼎立の状態なりしも昭和八年五月三社正式に合併し、王子製紙株式會社の經營に移り益々斯業進展の狀況に在り。尙本島バルブ工業の研究は漸次進歩し、製紙バルブ以外更に人絹バルブ製造に進出し、昭和七年四月日本人絹バルブ株式會社設立せられ、同年六月同社敷香工場の建設竣功を見、同月操業開始せり。

尙最近除間伐事業の開始に依り生ずる細徑木利用の爲昭和十二年六月泊居林務署管内珍内川畔に簡易曹達バルブ工場を新設し目下操業中なり。又國策バルブ増産計畫に付ては林力の關係上専ら燒枯損木、蟲害枯木及ヤナギ類を充てつゝあり。

大正八年より同十二年に於ける松毛蟲の森林被害の爲之が急速利用の必要上、大正十一年より同十五年に至る五箇年間に於て整理の計畫を以て官行斫伐を開始し急激に大量處分行はれたり。此の被害木處理は大部分一般用材として島外へ移出せられたるも時偶々關東大震災に遭遇し復興用材として其の安價なる點より大いに歓迎せられ一躍樺太材の需要を喚起し、被害木伐採整理完了後に於ても依然大量の伐採繼續せられ、一千百數十萬石の大量移輸出せられたるが漸次森林蓄積減少し本島林政上の將來寔に憂慮せらるゝ状態に至りたるを以て、昭和七年林政の一大刷新を行ひ、爾來企圖斷行せられたる各般の事項と共に森林の利用を島内消費本位と爲したるにより島外移輸出數量激減するに至れり。

又昭和十三年以來石炭礦業俄に勃興し、巨額の鑛業用材を必要とするに至れるを以てカバ類及北部多來加灣地方グイマツの利用開發に努めたるも、支那事變の擴大及大東亞戰爭の勃發に依り、石炭及木材の輸送に要する船舶の割當減少せられたる爲、豫定の増産遂行出來ず、従つて鑛業用材の需要も豫想の如く増加せざるにつき、北部グイマツ利用は一時中止の状態となれり。尙支那事變の進展に伴ひ軍需資材の供出方要請ありたるを以て、昭和十五年以來毎年相當數量伐採供出しつゝあり。

第七節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬ヘクタールを割きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後し北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。

今其の箇所、設置年月日を表記すれば次の如し

| 演習林名 | 所在地 | 設置年月 |
|--------------|----------------|---------|
| 東京帝國大學演習林 | 榮濱郡榮濱村大字相濱字小田寒 | 大正三年四月 |
| 京都帝國大學古丹岸演習林 | 敷香郡泊岸村大字泊岸字古丹岸 | 大正四年十二月 |

| | | | |
|------------|-------|----------------|--------|
| 同 | 亞屯演習林 | 敷香郡敷香町大字氣屯字亞屯 | 大正五年二月 |
| 北海道帝國大學演習林 | | 久春内郡珍内町大字珍内字珍内 | 大正二年六月 |
| 九州帝國大學演習林 | | 敷香郡敷香町大字保惠 | 大正三年四月 |

第八節 官行斫伐

概説

一、事業の開始

大正八年より同十二年に亘る松枯蠹蔓延の爲め森林面積約二十二萬ヘクタール、材積約二、四五六萬立方米の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に係る蟲害木の斫伐事業を計畫し、臨時森林作業所を設け、大正十一年度より事業を開始し昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

更に昭和二年度より恒久的官行斫伐事業を実施すること、なり、樺太廳森林作業所官制の公布を見たるが、昭和五年一月二十一日林務署開設と共に樺太廳森林作業所は廢止せられ斫伐事業の實行は林務署に移り樺太廳林業課に於て計畫並に監督を爲すことに改定せられたり。

而して本島森林の特異性及林型上の見地より擇伐更新法を採用し現在に於ては輪伐期九十年、東海岸一帯は回歸年二十年、伐採率三三%、西海岸地方は回歸年三十年、伐採率四〇%の弱度の擇伐を實施せり。

二、事業の計畫

昭和二年五月現行官行斫伐事業開始に當り年々エゾ、トド丸太五三五、七四三立方米(百五十萬石)を伐採する豫定の處種々の事情に依り既定計畫通り實現するに至らず年々伐採量を變更せしが昭和五年に至り經常部事業に編入せられ年々丸太一九六、三七〇立方米(五十五萬石)を伐採することに改變せられたり。

爾來右數量を實行し來りたるが昭和十一年度より漸次増産の氣運に向ひつゝあり。

昭和十七年度事業計畫を示せば次の如し

一、斫伐費豫算

三、二四九、一八八圓

二、事業箇所

| | |
|----------|---------|
| 豊原林務署管内 | 保呂 |
| 大泊林務署管内 | 落帆 |
| 留多加林務署管内 | 上大豊 |
| 本斗林務署管内 | 木歳、利良志内 |

林業

林業

眞岡林務署管内

逢坂

泊居林務署管内

小田洲、下大川

元泊林務署管内

新間、茂受

惠須取林務署管内

西柵丹、北名好、上惠須取

敷香林務署管内

初間、氣屯、内路、上新間、毛賣

野頃出張所管内

淺瀬、野頃

計

二十箇所

三、生産量

丸太

六五五、〇〇〇石

枕木

七八、〇〇〇丁

板數

三、〇〇〇坪

小角

二、〇〇〇本

木炭

八六、四八〇俵

四、處分價格

六、〇九一、三九九圓

事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツ、パルプ用丸太は總て丸太材末口直徑八糎以上、材長一・九二四、二・七及三・七米とし其の他用材は末徑一四糎以上材長は主に三・七米とす。グイマツ丸太は末口直徑一〇糎以上、材長は枕木、坑木、薪其の他の用途に應じ所要の長さに造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落とし及玉曳等により流送地點に運材卷立を爲し直に流送に付す。冬山は端乳櫓、四乳櫓等により流送地點又は海岸迄運搬し卷立を爲す。

搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下げ水中引渡或は水切卷立を爲す。

製炭 昭和十四年より官營製炭に着手し年々擴張の一途を辿り本年度を以て大方所期の計畫に達せり。製法は黒炭法とし原木はカンバを主とするも、一部グイマツを使用しつ、あり。一俵正量二五

疋とす。
製品處分 從來豫約公募による特賣又は公入札に付し處分し來りたるも現在はパルプ資材は王子製紙會社に用材は公用及礦業用等として、枕木は樺太廳鐵道に其の他木炭薪材は一般需要者に夫々特賣しつ、あり。

第十五章 水産業

第一節 總説

樺太に於ける鯨、鱒、鮭の漁業は遠く松前氏の蝦夷に封ぜられたる時代に於て既に邦人に依り行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、樺太が露領に屬したる後に於ても漁業は依然として邦人に依り經營せられたる歴史を有す。而して鯨、鱒、鮭のみならず其の他の魚族亦尠からざれば水産は樺太に於ける唯一の富源と目せられたり。故に明治三十八年樺太の邦領に歸するや水産行政は重要視せられ殊に主要魚族たる鯨、鱒、鮭に就ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の健全なる發達を期せんが爲建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め邦人の經營したる漁場は従來の經營者に免許し其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯨、鱒、鮭以外の漁業に於ては鯨、鱒、鮭の蕃殖保護に妨げなき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき樺太定住の漁業者にして其の漁業の収益は鯨、鱒、鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年以來數次に亘り漁業法規の一部を改正して樺太定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯨、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其漁業組合員をして一般

漁業に従事するの傍ら鯨、鱒、鮭の漁利に均霑することを得せしめ、鯨、鱒、鮭の定置漁業は鯨に就ては建網、鱒、鮭に就ては建網又は瓢網、専用漁業は鯨に就ては刺網及小建網又は地曳網、鱒、鮭に就ては小建網又は地曳網を使用せしめたり。

昭和十二年樺太に於ける漁業法施行規則並に樺太漁業取締規則を改正し、新に定置漁業中に鱒落網を加へ従來鯨、鱒、鮭の漁業は免許漁業として取扱ひ唯鯨流網漁業、鯨刺網漁業及鱒延繩漁業に就ては免許漁業に該當するもの、外は一般許可漁業と爲し、漁業取締の完璧、沿岸漁業の統制整備、資源の涵養、沖合漁業への進出等新時代に適應せる漁業制度の確立を見るに至れり。漁業制度の概要斯くの如しと雖も樺太に在住する土人に對して例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せずして漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き鯨、鱒、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て其の他の水族の採捕に付ては自由に之を放任せり。

第二節 漁業並に水産製造

本島に生産する水産物の主なるものは鯨、鱒、鮭、鱈、鰻、鰺、鰯、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、臘肭獸及昆布等にして其の漁業並に製造の概況を述べれば

鯨・鱒・鮭・鱈・鰻・鰺・鰯・鮫・蟹・海鼠・帆立貝・北寄貝・臘肭獸及昆布等にして其の漁業並に製造の概況を述べれば
鯨・鱒・鮭は其の産額漁業中の首位を占め、近時漁獲最も多き地方は西海岸各地にして亞庭灣及東

海岸は天災海況の變化等相踵ぎ昔日の如き漁獲なし。

本漁業中定置漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ一漁業權に付建網一統及曳網一統なりしが翌四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年七月漁業法規全般の改正に依り一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭と鯧とは別個の漁業權と爲し鯧漁業に對しては副網に代ふるに待網を以てし更に大正十一年漁業法規の改正に伴ひ待網に代ふるに建網を免許せり。又専用漁業に使用する漁具は大正四年に於ける制度改正に際しては刺網のみなりしが大正十一年更に之を改正して刺網の地曳網又は船曳網の併用を認め大正十五年更に刺網と小建網又は地曳網を使用せしむることに改正せられたり。

鯧は各漁業者に依り其の大部分は製造せられ製品の重なるものは搾粕なるも近時身欠鯧竝に鯧の製品次第に其の數を増加し各製品の品質改良に意を用ふるに至れり。鹽鯧は明治四十五年後數年間當該漁業者に依り製造せられ支那に試賣したりしも其の成績良好ならざりし爲、大正五年以後之を中止せるも昭和八年より滿洲方面輸出向として製造せらるゝに至れり。又近時燻製を爲すものあるに至りたるも其の産額未だ多からず。生賣は貯藏竝に輸送機關の完備に伴ひ年々其の量を増加するの傾向を示せり。

鯧漁獲高

(百石七五、〇〇〇疋)

| 支那出張所別 | 年度 | 昭和十四年 | 昭和十五年 | 昭和十六年 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 敷香 | 二、七八八、五〇〇 | 二、八八八、二五〇 | 五、四三九、〇〇〇 | |
| 元泊 | 三四二、〇〇〇 | 三三三、四五〇 | 四一九、二五〇 | |
| 豐榮 | 二、二二五、二五〇 | 四、五〇三、〇〇〇 | 五、四二五、五〇〇 | |
| 大泊 | 三三、六六六、二五〇 | 五七、一〇二、七五〇 | 七八、五二二、七五〇 | |
| 留多 | 一五、〇〇四、五〇〇 | 二二、八三三、五〇〇 | 二〇、一九三、七五〇 | |
| 本斗 | 四六、八五七、〇〇〇 | 六一、一二九、五〇〇 | 五三、〇五四、二五〇 | |
| 眞岡 | 一三五、八五五、〇〇〇 | 一二一、七五八、七五〇 | 一〇四、七四八、七五〇 | |
| 泊居 | 二五、九七四、七五〇 | 一九、〇五〇、〇〇〇 | 一六、〇四六、二五〇 | |
| 惠須 | 二、八七一、七五〇 | 一、四八七、二五〇 | 二、六六一、七五〇 | |
| 計 | 二六四、五八五、〇〇〇 | 二九〇、〇七六、四五〇 | 二八六、五四一、二五〇 | |

鯧製品及生賣

昭和十六年(單位ハ疋油ハ函)

(其ノ一)

| 支那出張所別 | 品種 | 敷香 | 元泊 | 豐榮 | 大泊 | 留多 | 本斗 | 眞岡 | 泊居 | 惠須 | 計 |
|--------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 鯧油 | 五〇七、一 | | | | | | | | | | |
| 鯧粕 | 一、八八五 | | | | | | | | | | |
| 身欠鯧 | 七、三六九 | | | | | | | | | | |
| 鯧鯨 | 〇〇三 | | | | | | | | | | |
| 胴鯧 | 三、三四 | | | | | | | | | | |
| 白子 | 一 | | | | | | | | | | |
| 笹目 | 一五〇 | | | | | | | | | | |

| 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 眞 | 泊 | 惠 | 計合 |
|--------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 價 |
| 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 額 |
| 四三三 | 五、〇〇七 | 六九、九五五 | 一三、八四三 | 一七、五二一 | 六七、八二九 | 一三、八九五 | 三、一八〇 | 二、六三三、〇二六 |
| 七八、三〇〇 | 一、〇八四、〇五〇 | 一六、〇六四、六四四 | 三、八九六、四六〇 | 五、六六〇、二七三 | 八、二五五、一三八 | 一、六八四、六三九 | 三六六、九七〇 | 一一、一一一、〇三九 |
| 一、一八五 | 七六、八七五 | 三五七、四一三 | 一四、六六三 | 一、三四七、〇七九 | 三、四七四、五五一 | 三四六、九〇九 | 一五、七八四 | 三、四二一、九四一 |
| 三九〇 | 二一、二八九 | 二、〇六三 | 一九九、八七九 | 三〇、九八〇 | 一一、八七六 | 二、一二六 | 五四八、九〇三 | 一、一八六、二八一 |
| 七三九 | 七、一九三 | 六、六三八 | 五、〇九三 | 一、〇四五、二四五 | 二、七七八、〇一五 | 三九九、一七三 | 三四、〇〇五 | 一、三二一、一五八 |
| 一、四四〇 | 一六、一一〇 | 一、二〇 | 一三三、一一〇 | 三二六、二六〇 | 三三、九五〇 | 八二〇 | 四八〇、八七〇 | 一、三九、四二五 |
| 六、九七五 | 一、七七五 | 三五五 | 九二、一七五 | 一五五、三三五 | 二〇、二五〇 | 六〇〇 | 二八七、六二五 | 六六、一九八 |

練製品及生賣 昭和十六年(單位ハ疋油ハ函) (其ノ二)

| 元 | 數 | 品 | 支 |
|-------|-------|---|---|
| 元 | 元 | 種 | 出 |
| 元 | 元 | 別 | 所 |
| 二、四五六 | 二、三三六 | 鹽 | 練 |
| | | 小 | 練 |
| | | 燻 | 練 |
| | | 生 | 賣 |
| | | 鹽 | 篩 |
| | | 其 | 他 |
| | | 計 | |

| 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 眞 | 泊 | 惠 | 計合 |
|--------|-----------|---------|------------|------------|---------|---------|------------|-----------|
| 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 價 |
| 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 元 | 額 |
| 一九、九九一 | 二九一、九〇四 | 八、一〇〇 | 一、六三三、〇四八 | 四、七八二、五二一 | 四六二、四九九 | 三、八二一 | 七、二二六、七〇六 | 一、二二六、一八三 |
| 一一〇 | 一一、八八四 | 七〇、三三四 | | | | | 八二、三二八 | 五四、一〇〇 |
| 一、九一三 | | | | | | | 四、五、七五一 | 二、八、〇九一 |
| 五七、三七五 | 七、一五三、八八三 | 三〇〇、七八八 | 一四、八八一、二五五 | 四一、二七三、七二一 | 五〇八、三九五 | 五七八、五八八 | 六五、〇四二、〇五三 | 四、三九四、七〇〇 |
| 二八、五七九 | 三〇、五〇六 | 二、〇〇〇 | 一、六八一、二三八 | 一、九九一、三二一 | 一〇五、二四八 | 二、四八三 | 三、八四九、一〇三 | 二、五四五、六八七 |
| | | | | | | | 一、三〇六、一三三 | |
| | | | | | | | 二九、三三三、〇一一 | |

鯿 鯿漁業は本島に於ける重要漁業の一にして其の漁業は西海岸及東海岸を主とす。本漁業中定置漁業に使用する漁具は従来建網に限られたりしが大正九年七月漁業法規の改正に伴ひ瓢網をも使用することを得るに至れり。又専用漁業に使用する漁具は大正四年には地曳網を使用せしめしが大正十一年の改正に際し漁場の状況に應じ地曳網及船曳網の内何れかを選ばしむること、なれり、大正十五年更に小建網を使用せしむること、なれり。

鯿は従来鹽藏を主とせしが晩近島内各地及冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの及冷蔵庫の設備と

相俟つて冷蔵原料に供するもの又は罐詰原料に供するもの次第に増加するに至れり。

鱒・漁獲高 (百石二〇、七〇〇疋)

| 支離出張所別 | 年度 | 昭和十四年 | | | | | | | 昭和十五年 | | | | | | | 昭和十六年 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|----|------------|---|---|---|---|---|---|-------|---|-----------|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|------------|-----------|
| | | 敷 | 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 真 | 泊 | 惠 | 計 | 敷 | 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 真 | 泊 | 惠 | 計 | 敷 | 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 真 | 泊 | 惠 | 計 |
| 香 | | 一三、九四二、〇七一 | | | | | | | | | 六七九、七八八 | | | | | | | | | | 三、六二一、六七二 | | | | | | | | | | 三、六二一、六七二 |
| 泊 | | 三三四、三六九 | | | | | | | | | 四三、四七〇 | | | | | | | | | | 三七八、〇五六 | | | | | | | | | 三七八、〇五六 | |
| 元 | | 五二、九九二 | | | | | | | | | 二八、三五九 | | | | | | | | | | 一三五、九二六 | | | | | | | | | 一三五、九二六 | |
| 豊 | | 九八一、三八七 | | | | | | | | | 二〇八、六五六 | | | | | | | | | | 一、〇三三、二八一 | | | | | | | | | 一、〇三三、二八一 | |
| 大 | | 二二、九九七 | | | | | | | | | 二〇七 | | | | | | | | | | 三三、九一九 | | | | | | | | | 三三、九一九 | |
| 留 | | 一、七六四、〇五四 | | | | | | | | | 六七〇、〇五九 | | | | | | | | | | 三、四〇一、七九四 | | | | | | | | | 三、四〇一、七九四 | |
| 本 | | 六、七五二、九六一 | | | | | | | | | 二、七七七、七三三 | | | | | | | | | | 一〇、五一三、九八六 | | | | | | | | | 一〇、五一三、九八六 | |
| 真 | | 二二三、四一七 | | | | | | | | | 一七四、九一五 | | | | | | | | | | 二八八、三七五 | | | | | | | | | 二八八、三七五 | |
| 泊 | | 三四六、五一八 | | | | | | | | | 五〇、九三二 | | | | | | | | | | 一六八、九三八 | | | | | | | | | 一六八、九三八 | |
| 惠 | | 二四、四〇〇、七四六 | | | | | | | | | 四、六三四、一〇九 | | | | | | | | | | 一九、五七三、九四六 | | | | | | | | | 一九、五七三、九四六 | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

鱒製品及生賣

昭和十六年(單位ハ疋、罐詰ハ函)

| 支離出張所別 | 品 | 種 | 昭和十四年 | | | | | | | 昭和十五年 | | | | | | | 昭和十六年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|-----------|---|---|---|---|---|---|-------|---|---|---------|---|---|---|-------|---|---|---|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | | 香 | 泊 | 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 真 | 泊 | 惠 | 計 | 香 | 泊 | 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 真 | 泊 | 惠 | 計 | 香 | 泊 | 元 | 豊 | 大 | 留 | 本 | 真 | 泊 | 惠 | 計 | |
| 敷 | 香 | 鹽 | 一、七九二、三八八 | | | | | | | | | | 四八八、一〇〇 | | | | | | | | 三六五、 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 元 | 香 | 鱒 | 二三四、〇三八 | | | | | | | | | | 四八八、一〇〇 | | | | | | | | 一八四、四三六 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊 | 香 | 筋 | 九〇、四二四 | | | | | | | | | | 五九九 | | | | | | | | 六七、七六六 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大 | 香 | 子 | 四八、二二三 | | | | | | | | | | 九、七三二 | | | | | | | | 五九、三三一 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 留 | 香 | 凍 | 五、八一三 | | | | | | | | | | 三三、〇六四 | | | | | | | | 二六、八八四 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本 | 香 | 鱒 | 一、六七九、六二五 | | | | | | | | | | 五〇、七四五 | | | | | | | | 二、一四三、九九九 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 真 | 香 | 水 | 四、三九三、八五六 | | | | | | | | | | 五二四、〇九九 | | | | | | | | 六、九二一、五八五 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 泊 | 香 | 詰 | 二九、二五〇 | | | | | | | | | | 二七、八七一 | | | | | | | | 一、二七、八七一 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 惠 | 香 | 煮 | 四四、六六三 | | | | | | | | | | 一〇、七三六 | | | | | | | | 一〇七、三五五 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 香 | 生 | 八、七八八、二七〇 | | | | | | | | | | 一〇、六六八 | | | | | | | | 一一、五〇一、七八二 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 香 | 賣 | 三、三六五、五〇二 | | | | | | | | | | 四七七、四七五 | | | | | | | | 二、二八四、〇七五 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 香 | 其 | | | | | | | | | | | 二七六、四四九 | | | | | | | | 一一三、五五八 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 香 | 計 | | | | | | | | | | | 四七七、四七五 | | | | | | | | 六、六七五、〇九四 | | | | | | | | | | | | | | | |

鮭 鮭は夏期と秋期との二期に漁獲せられ前者は夏鮭又は時シラズと稱し後者を秋アヂと稱す。鮭は多量漁獲を見る區域狭けれども豊凶の差大ならず夏鮭は東海岸敷香附近を主産地とす。本漁業に使用する漁具は鱒漁業と同一なり。

十月より翌年一月に至る秋冬漁は出漁日数等の関係上漁獲高春漁の半に達せず。近時發動機付漁船を使用するもの著しく多数となりたり、而して本漁業は専ら配繩を使用す。

鱈は主として棒鱈、鹽鱈に製すれども夏季温暖なる時期に於ては主に搾粕又は開鱈に製せられる。尙輓近島内各地竝内地へ生賣せらるゝもの増加するに至りたり。鱈の副産品たる鱈肝油は主として肝油製造業者に依り製造せられ主要なる鱈漁業地には其の工場を見ざるはなし。

鱈漁獲高 (東六四・五疋)

| 支離出張所別 | 年度 | |
|--------|-----------|-----------|
| | 昭和十四年 | 昭和十五年 |
| 敷香 | 一、四七七、四三七 | 二、〇三七、五五五 |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | 五、五〇四、〇四三 | 五、四九二、三六九 |
| 眞岡 | 三、〇八六、八四一 | 三、八一四、九一七 |
| 泊居 | 一八、三八三 | 八二、五六〇 |
| 計 | 一、二二一、四四九 | 一、二二一、四四九 |

| 支離出張所別 | 年度 |
|--------|------------|
| 敷香 | 四七六、九一三 |
| 元泊 | — |
| 豊栄 | — |
| 大泊 | — |
| 留加 | — |
| 本斗 | — |
| 眞岡 | — |
| 泊居 | — |
| 計 | 一〇、五六三、六一七 |

鱈製品及生賣 昭和十六年(單位ハ疋、油ハ匁)

| 支離出張所別 | 品名 | |
|--------|---------|-----------|
| | 開鱈 | 鹽鱈 |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | 二六九、〇四四 | 五、八三三、八一四 |
| 眞岡 | 一七二、六二二 | 一、八二〇、六六三 |
| 泊居 | — | — |
| 計 | 四六八、三一九 | 一、六五八、三〇五 |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | 二六七、七八八 | 四、三〇〇、三三三 |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | 二六七、七八八 | 四、三〇〇、三三三 |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | — | — |
| 本斗 | — | — |
| 眞岡 | — | — |
| 泊居 | — | — |
| 計 | — | — |
| 敷香 | — | — |
| 元泊 | — | — |
| 豊栄 | — | — |
| 大泊 | — | — |
| 留加 | | |

| 支産出張所別 | 年度 | 蟹製品及生賣 | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|---|----|---|---|---|---|--|--|
| | | 蟹 | 殻 | 生賣 | 蟹 | 其 | 他 | 計 | | |
| 元 敷 | 昭和十四年 | 五、二〇〇 | | | | | | | | |
| 豊 元 | | 一八、五〇〇 | | | | | | | | |
| 大 留 | | 一六〇、九八九 | | | | | | | | |
| 本 多 | | 三三七、八八九 | | | | | | | | |
| 眞 斗 | | 一三六、八六三 | | | | | | | | |
| 泊 岡 | | 一、二二四、九七〇 | | | | | | | | |
| 惠 須 | | 七二、六三一 | | | | | | | | |
| 計 取 | | 七三六、三五八 | | | | | | | | |
| 計 額 | | 二、五六二、三九九 | | | | | | | | |
| 元 敷 | 昭和十五年 | | | | | | | | | |
| 豊 元 | | | | | | | | | | |
| 大 留 | | | | | | | | | | |
| 本 多 | | | | | | | | | | |
| 眞 斗 | | | | | | | | | | |
| 泊 岡 | | | | | | | | | | |
| 惠 須 | | | | | | | | | | |
| 計 取 | | | | | | | | | | |
| 計 額 | | | | | | | | | | |
| 元 敷 | 昭和十六年 | | | | | | | | | |
| 豊 元 | | | | | | | | | | |
| 大 留 | | | | | | | | | | |
| 本 多 | | | | | | | | | | |
| 眞 斗 | | | | | | | | | | |
| 泊 岡 | | | | | | | | | | |
| 惠 須 | | | | | | | | | | |
| 計 取 | | | | | | | | | | |
| 計 額 | | | | | | | | | | |

蟹製品及生賣 昭和十六年(單位罐詰ハ函、殻ハ疋、生賣ハ尾)

| 支産出張所別 | 年度 | 昆布製品 | | | | | | | | |
|--------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| | | 元 敷 | 豊 元 | 大 留 | 本 多 | 眞 斗 | 泊 岡 | 惠 須 | | |
| 元 敷 | 昭和十四年 | | | | | | | | | |
| 豊 元 | | | | | | | | | | |
| 大 留 | | | | | | | | | | |
| 本 多 | | | | | | | | | | |
| 眞 斗 | | | | | | | | | | |
| 泊 岡 | | | | | | | | | | |
| 惠 須 | | | | | | | | | | |
| 計 取 | | | | | | | | | | |
| 計 額 | | | | | | | | | | |
| 元 敷 | 昭和十五年 | | | | | | | | | |
| 豊 元 | | | | | | | | | | |
| 大 留 | | | | | | | | | | |
| 本 多 | | | | | | | | | | |
| 眞 斗 | | | | | | | | | | |
| 泊 岡 | | | | | | | | | | |
| 惠 須 | | | | | | | | | | |
| 計 取 | | | | | | | | | | |
| 計 額 | | | | | | | | | | |
| 元 敷 | 昭和十六年 | | | | | | | | | |
| 豊 元 | | | | | | | | | | |
| 大 留 | | | | | | | | | | |
| 本 多 | | | | | | | | | | |
| 眞 斗 | | | | | | | | | | |
| 泊 岡 | | | | | | | | | | |
| 惠 須 | | | | | | | | | | |
| 計 取 | | | | | | | | | | |
| 計 額 | | | | | | | | | | |

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿岸殆ど産せざるはなし。然れども主なる産地は西海岸及亞庭灣にして産額最も多く、品質又優良なり。東海岸は一般に品質劣れり。昆布は漁業者各自に依り昆布の種類品質等に應じ反昆布、花折昆布、トロロ昆布、島田昆布等の製品に製造せられ食用に堪へざるものは沃度製造の原料として「ケルプ」に製せらる。

昆布製品 (昭和十六年)

| 支出品別 | 品種 | | 反昆布 | 花折昆布 | ト 口 布 | 猫足昆布 | 加工昆布 | 其 他 | 計 |
|------|----|---|-----------|--------|-------------|---------|--------|--------|-----------|
| | 敷 | 元 | | | | | | | |
| 敷 | 元 | 香 | 1,234,050 | 1,369 | 3,168 | | 19,875 | | |
| 元 | 香 | 泊 | | | 3,168 | | | | |
| 豐 | 元 | 榮 | | | 3,168 | | | | |
| 大 | 元 | 泊 | | | 3,168 | | | | |
| 留 | 多 | 加 | 1,031,793 | 1,059 | 111,635 | 3,077 | | | |
| 本 | 斗 | 岡 | 1,058,899 | 61,403 | 27,776 | 104,736 | 10,256 | | |
| 眞 | 岡 | 岡 | 548,453 | | 6,304 | | 11,925 | | |
| 泊 | 居 | 岡 | 106,163 | | 4,838 | | 750 | | |
| 惠 | 須 | 取 | 33,649 | 131 | | | 9,375 | | |
| 計合 | 價 | 額 | 1,999,937 | 55,292 | 104,256 | 26,208 | 70,845 | 10,151 | 2,104,389 |

第三節 水産増殖並に蕃殖保護

本島に於ける増殖事業の主なるものは鱒、鮭並に鯿人工孵化事業にして鱒、鮭孵化場は現在廳營十
 二、水産會經營四ありて何れも平水式を採用せり。晩近諸般事業の勃興に伴ひ鱒、鮭の天然蕃殖に障
 害を與ふるもの尠からざるを以て年々廳營又は民營の孵化場を擴張又は増設し、之が蕃殖を圖るの方
 針を採れり。

(昭和十六年度)

| 所屬 | 孵化場名 | 鱒 | | 鮭 | | | | | |
|----|------|------------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-----------|
| | | 採卵數 | 孵化數 | 採卵數 | 收容數 | | | | |
| 廳營 | 武意加 | 835,000 | 1,582,034 | 502,500 | 502,500 | | | | |
| " | 保惠 | 912,500 | 1,272,800 | | | | | | |
| " | 馬群潭 | 16,400,000 | 340,370 | 5,497,500 | 4,447,500 | | | | |
| " | 伊茶无 | 363,000 | 1,623,190 | 60,000 | 60,000 | | | | |
| " | 多蘭内 | 1,655,000 | 923,140 | 530,000 | 530,000 | | | | |
| " | 速淵 | 1,085,000 | | | 1,677,500 | | | | |
| " | 富岡 | | | | 342,500 | | | | |
| " | 來知志 | 1,885,000 | 1,600,500 | 342,500 | 342,500 | | | | |
| " | 阿幸 | | | 1,800,000 | | | | | |
| 計合 | 價 | 額 | 1,999,937 | 55,292 | 104,256 | 26,208 | 70,845 | 10,151 | 2,104,389 |

| 事業所名 | 採卵数 | 放流数 |
|-------|-----------|-----------|
| 眞帆 | 一、三九九、〇〇〇 | 一一、九八〇 |
| 落帆 | 一、二九〇、九五〇 | 九八五、六三五 |
| 大豊 | 一、〇五〇、〇〇〇 | 五、〇二三、四一〇 |
| 雨龍 | 一、〇五〇、〇〇〇 | 一七三、六〇四 |
| 豊原水産會 | 六、九一八、五〇〇 | 一、七九〇、七七五 |
| 眞岡水産會 | 一八五、二五六 | 一、九七七、七五五 |
| 大穂泊 | 三、四三三、二三五 | 三、〇五四、一六二 |
| 羽母舞 | 三、二〇二、五〇〇 | 三、二〇二、五〇〇 |
| 麻内 | 三、二〇二、五〇〇 | 三、二〇二、五〇〇 |
| 本斗水産會 | 三、二〇二、五〇〇 | 三、二〇二、五〇〇 |

鯿の人工孵化は昭和十四年度の調査試験に依り十五年度より事業を開始し本年度の事業左記の通り施行せり。

(昭和十六年度)

| 事業所名 | 採卵数 | 放流数 |
|------|---------|---------|
| 本斗 | 五〇、八〇〇 | 三五、六〇六 |
| 眞岡 | 五〇、六四〇 | 四八、〇九八 |
| 野田 | 五七、四〇〇 | 四九、五八七 |
| 計 | 一五七、八四〇 | 一二二、二九一 |

| 泊居 | 採卵数 | 放流数 |
|----|---------|---------|
| 計 | 九六、四五〇 | 七八、五五六 |
| | 二五五、二九〇 | 二一一、八四七 |

富内湖に於ける公魚人工孵化並に亞庭灣に於ける帆立貝採苗移植事業も年々成績の向上を見つゝあり。公魚の採卵數四〇、六〇〇萬粒にしてその中次の通り移植を施行せり。

(昭和十六年度)

| 移植地 | 卵数 | 備考 |
|------|--------|----|
| 多來加湖 | 四、〇〇〇 | |
| 白鳥湖 | 一 | |
| 來知志湖 | 三、〇〇〇 | |
| 池邊瀆湖 | 三、〇〇〇 | |
| 計 | 一〇、〇〇〇 | |

又帆立貝も垂下式採苗法に依り稚貝四九八、〇〇〇個を採取、遠淵湖並大泊沖に撒布、又多蘭内沖より親介四〇〇〇〇個を採取し、野田並に元泊沖に移殖せり。其の他湖沼、池中及淺海養殖に屬する

ものには遠淵に於ける寒天原藻たる伊谷草及牡蠣、來知志湖、富内湖に於ける虹鱒及鮭、南貝塚、鶴城の北寄貝の養殖事業、東西兩海岸に於けるタラバガニ人工増殖事業、廳營伊茶无鱒、鮭孵化場に於ける山女魚、虹鱒、河鱒の池中養殖、其の他各地に於ける鯉、鮒の池中養殖、竝に漁業組合の施設に屬する昆布其の他有要藻類、蕃殖保護の爲の投石、雜藻芟除、人工魚礁及魚類の移殖、海鼠、藤子の増殖等の實施を見るに至れり。

第四節 水産に關する組合

本島に於ける漁業組合制度の概要は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ、之に三十九の定置漁業權を興へたるに始まれり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ、二十八の漁業組合を設置し、鯨、鱒、鮭の定置漁業權の外更に専用漁業權を附與し、組合員をして直接鯨、鱒、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。越へて昭和九年改正に係る漁業法の實施に依り昭和十年全島漁業組合を一齊に保證責任に依る漁業協同組合に改組し、更に昭和十一年全島組合を一丸とせる漁業組合聯合會を組織し統制強化を圖り、之が指導獎勵と相俟つて晩近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎益堅實なるものあり。

其の主なる事業は漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、講習、講話、其の他蕃殖保護等なり、昭和十五年末現在組合數五一、組合員數五、〇九七名に達せり。更に昭和十六年

七月新に粒輕漁業協同組合の設立を見、現在五二の組合を數へ、組合員數五、一八四名に及べり。尙昭和十四年より共勵振興漁業村を指定、本島模範漁村育成に邁進しつゝあり。現在東海岸四箇所（泊岸、元泊、福濱、内濱）、亞庭灣内一箇所（胡蝶別）、西海岸三箇所（阿幸、久春内、鶴城）計八箇所を設置せり。

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合、眞岡町、本斗町、大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる海産物製造業水産組合竝大泊販賣業者を以て組織せる大泊海産物販賣業水産組合の五組合ありて現在組合員數三八〇名に及び水産業改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。

昭和十六年末現在全島漁業組合の狀況左の如し

| 支廳別 | 組合別 | 組合員數 | 出資口數 | 主ナル共同施設事業 | | |
|-----|-----|------|------|-----------|---------|----------------------|
| | | | | 販賣 | 購買 | 資金貸付 |
| 敷香 | 内濱 | 六四名 | 六九口 | 一三、九四三円 | 四五、四七九円 | 一、八二二円 |
| | 西野頃 | 二二 | 七三 | 四五、五七八 | 一、七六三 | 八、〇七三 |
| 敷香 | 多來加 | 四〇 | 九七 | 一五八、〇六〇 | 二四、〇四〇 | 一四、五三三 |
| | 敷香 | 八七 | 三三六 | 三三〇、九六七 | 五六、九六三 | 一、二六一 |
| | | | | | | 貯金ノ受 入斡旋 三、七九一 |

| | | | | | |
|----|-------|--------|------------|-----------|-------------------|
| 合計 | 五、一八四 | 二四、〇五六 | 三〇、二六一、一〇九 | 五、五八九、九二一 | 七、五六八、七五二、六六五、九一七 |
|----|-------|--------|------------|-----------|-------------------|

第十六章 鑛業

第一節 總說

本島の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭鑛、落帆炭鑛及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裡に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず、内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや軍令を以て先づ全管内鑛物の採取を絶対に禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の開封をも目睫の問題として鑛業は内地と同一制度となれり。

鑛業制度

現今本島に於ける鑛業制度は内地同様鑛業法、砂鑛法、鑛業登録令、鑛業抵當法、砂鑛區税法等鑛業法令の殆ど全部を施行し、手續規定も略内地の夫れに準據したるものを廳令を以て適用し居れり。只此の間に本島獨特の制度に據る所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て

明治四十五年樺太に於ける石炭の採掘に關する法律第二十三號の公布あり、此の法律に據り主務大臣の指定したる別項掲載の區域内に於ける石炭の採掘に付ては採掘料を徵收することとし、採掘料は特定資格者の間に於て、競争入札に附し落札者に石炭の採掘を許可し、鑛業法に基く一般の石炭採掘の出願を拒否す。

然るに時代の進展に伴ひ昭和十四年及昭和十六年該法律の一部改正が行はれ人造石油製造事業法に據り人造石油製造事業の許可を受けたる會社又は樺太開發株式會社は競争入札に據らずして封鎖區域内の石炭採掘の許可を受け得ることとなり。因に封鎖區域は左の如し。但し南部炭田中南名好川上流地方の一部分は昭和十五年省令の改正に依り除外せらる。

南部炭田

雨龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中部炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く川上川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路とその西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に亘り

鑛物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶對に禁止し、以て所謂鑛山師の爲に貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲に外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二三三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業税に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二三四號を以て樺太鑛業令を公布し、本令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權(採掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては本令第十七條に依り樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付し其の落札者に鑛業權を付與することとせり。爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも本島開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二一四號を以て鑛業

法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定（試掘に關する規定を除く）を施行し、其の範圍を擴張し採掘出願に關しては略内地同様の制度に改めたり。次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第一三七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少し現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止せり。然れども稼行鑛區は尙漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三〇八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二〇六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二三五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し次で明治四十二年勅令第一七八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行せり。

鑛務行政の狀況

本島に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に三十餘年にして其の間出願總件數昭和十六年末迄に約一六、四〇〇件に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の十件を初めとして爾來一般經濟界の盛衰に伴ひ年により多少の増減ありたるも大體に於て漸時増加し昭和十年六二六件、昭和十一年一、三三四件、昭和十二年に

於ては四、〇七九件の著しき増加を示せるも昭和十三年以降に於ては漸次減退の傾向にありたる處、昭和十五年十月施行の海軍省令に依る軍機保護法の適用竝に昭和十六年六月實施せられたる改正鑛業法は鑛業出願に大なる影響を及ぼし、これがために昭和十六年に於ける出願總計は僅か四百餘件なりしのみ。

昭和十六年末現在鑛種別鑛區數竝に砂鑛區數面積(坪)及延長

| 鑛種別 | 試掘 | | 探掘 | | 砂鑛 | |
|----------------|-----|-------------|-----|-------------|----|----------------|
| | 區數 | 面積 | 區數 | 面積 | 區數 | 面積及延長 |
| 石炭 | 六五七 | 四五二、四三三、二四七 | 一一五 | 一四七、四九五、四五七 | | |
| 石油 | 五一 | 四七、八九九、八〇八 | 一〇 | 八、七五五、一三三 | | |
| 石、銀、銅 | 二 | 一、二八五、九四〇 | 一 | 五五四、九六六 | | |
| 鐵 | 一三 | 一〇、九一一、四六〇 | | | | |
| 金、銀 | 三 | 一、七九一、三九〇 | | | | |
| 金、銀、銅、鐵 | 六 | 二、八五三、七一〇 | | | | |
| 金、銀、銅、硫化鐵 | 一 | 九五五、九〇〇 | | | | |
| 金、銀、銅、鉛、亞鉛、硫化鐵 | 一 | 四〇〇、〇〇〇 | | | | |
| 砂 | | | | | 八四 | 二四五、九〇〇 一六里 |

發達し、南下して豊眞山道、留多加川流域に至れば一度中絶するも南方に至りて再び雨龍川流域地方より能登呂半島の分水嶺の兩側に沿ひ、南北に長く發達せり。本層の厚さは七百米を降らず。三層乃至十六層の稼行炭層を挾有し、豊富なる埋藏炭量を有するを以て、本島石炭鑛業上重視される可きものなり。

上部夾炭層 本層は東海岸上部夾炭層及西海岸上部夾炭層に分つことを得

東海岸に於ては北は國境より南は白浦に至る約二五三籽の間及中知床半島皆別地方に發達し、就中北部封鎖炭田中の内川地方に在りては厚層の炭層を挾有せり。

西海岸に於ては更に之を北部、中部及南部の二群に大別することを得。北部の夾炭層は北は親鶴地方より南は幌岸川上流地方に至る約一二〇籽の間に發達し、厚さ四百米に及び、最も能く發達せる處に在りては十三枚の稼行炭層を挾有し炭層は一般に厚層にして厚さ十八米に達するものあり。中部の夾炭層は珍内附近にして、炭質稍低度なれども南北に連絡して四十籽に及ぶ。南部の夾炭層は野田地方に局部的に存在する外、本斗より十和田に至る約七五籽の間に發達し層厚約三百米に及び。

一般に上部夾炭層は東、西兩海岸地方に於て其の分布廣汎にして炭層概して厚く本島石炭鑛業上重視すべきものなり。炭質は西海岸北部に屬するものは良好にして發熱量大にして灰分少けれど東海岸及西海岸南部に屬するものは何れも水分多く發熱量小なり。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の四種に區別することを得。

- 第一種 硫黄分、揮發分少く漆黑色の無煙炭
 - 第二種 灰分、硫黄分少く、強粘結性、發熱量大、漆黑色の高度瀝青炭
 - 第三種 灰分、硫黄分少く、不粘結性、揮發分多く、發熱量大、漆黑色の普通瀝青炭
 - 第四種 水分多きも灰分、硫黄分少く、不粘結性の低度瀝青炭
- 左に樺太廳にて行へる島内石炭分析の結果を掲ぐ

| 種別 | 炭礦名 | 炭層及炭種名 | 水分 (%) | 灰分 (%) | 揮發分 (%) | 固定炭 (%) | 全硫黄 (%) | 發熱量 (kcal) | 灰化點 (°C) | 軟灰點 (°C) | 熔點 (°C) | 粘結性 | 炭質 | 適性用途 |
|-----|------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|------------|----------|----------|---------|-----|-----|------|
| 第一種 | 豐畑 | 無煙炭 | 一・七三 | 一五・九三 | 七・七〇 | 七四・六五 | 〇・三三 | 六、七〇〇 | 1,100 | 1,140 | 1,140 | 不粘結 | 無煙炭 | 煉炭 |
| 第一種 | 三福無煙 | 塊炭 | 二・三四 | 五・六九 | 九・七三 | 八二・三四 | 〇・三〇 | 七、七〇〇 | | | | " | " | 代燃 |
| 第一種 | 諸津無煙 | 洗粉炭 | 一・五五 | 一〇・四三 | 八・四二 | 七九・六三 | 〇・五〇 | 七、四一〇 | | | | " | " | 代燃 |
| 第二種 | 安別 | 粉炭 | 一・六八 | 二二・一九 | 三四・五六 | 四二・五七 | 〇・二〇 | 六、三〇〇 | 1,170 | 1,210 | 1,210 | 粘結 | " | 原料用 |
| 第二種 | 興南 | 一號粉炭 | 一・〇六 | 二二・九五 | 三一・五九 | 五四・四〇 | 〇・五五 | 七、二八〇 | 1,110 | 1,170 | 1,170 | " | " | 原料用 |
| 第二種 | 北榮 | 粉炭 | 一・五八 | 一九・〇六 | 二七・九六 | 五一・四〇 | 〇・六六 | 六、八一〇 | 1,130 | 1,110 | 1,110 | " | 粘結性 | 一般用 |
| 第二種 | 西柵丹 | 切込炭 | 三・九六 | 五・七六 | 四三・六三 | 四六・六五 | 〇・一九 | 七、四三〇 | | | | " | 高度 | 原料用 |
| 第二種 | 豐畑 | 洗粉炭 | 一・七五 | 二二・一五 | 二九・一四 | 四七・九六 | 〇・六二 | 六、四三〇 | | | | " | 瀝青炭 | " |

石灰石は散江郡敷香郡の郡境に亘り散在するも沖見山を中心とせる山塊は全山石灰石より成り埋藏量は無盡蔵と云ふを得べく、但し現状は交通不便山嶽地にあるを以て之が搬出に考究を要す。石灰石の用途は漆喰、セメント、肥料其の他製紙原料として廣汎なるものなり。

金屬鑛物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖も、豊原市の東部より榮濱村の南部に連亘する鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且西海岸鷓城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生界地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、鳥居澤に水銀鑛即ち辰砂礫存在し現下緊急なる需要の爲め其の鑛床の本體を發見すべく探鑛中なり。

第三節 鑛業

現今本島に於ける唯一の鑛業は石炭鑛業にして、年々産額増加を示しあるも、從來需要炭の一部は之を島外に仰ぎつゝ、ありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部(自北内幌澤至白牛川面積一七、

七一八ヘクタール)(北部炭田の一部(自内川面積一八、七七六ヘクタール)中部炭田の一部(川上村地内三八、三六五ヘクタール)を開放し自給自足を計り又稼行炭鑛の増加の結果、近年内地方面に多量に移出するに至り、特に時局下石炭需要の増加は必然的に樺太の石炭鑛業界にも反映し、本島に於ける産出炭の地位は愈々重大なりと謂ふべし。

稼行炭鑛の現況

最近に於ける樺太の石炭鑛業は漸次大企業としての形態を具ふるに至り、一時的試探掘を目的とせる小炭鑛は何れも影を潜めたる一方、將來相當の大企業を目的として豊富なる資本の下に新規着手せる炭鑛多く、尙既稼行の炭鑛に於ても極力増産に努めつゝあり、従つて各種機械の新增設、坑内外運搬施設の整備、選炭及發電設備の改良擴充、採炭方法の改善等大いに見るべきものあり、各方面に亘りて面目を一新しつゝあるの状態にして昭和十六年中に出炭せる炭鑛三十五を算す。

各炭鑛に於ては何れも未だ十分の探鑛を施行し居らざるを以て起業の進捗に努むる一方試錐、探炭坑道掘進或は地表調査により新炭層の發見、地層の變化、炭層の賦存狀況を調査しつゝあり。

樺太に於ては從來各炭鑛共坑口水準上を主として稼行せるも事業進捗に伴ひ漸次水準下探掘に移行するもの多く、水準下探掘を爲せる炭鑛數十四、何れも斜坑に依るもの、みにして未だ豎坑の開鑿を見ず、現在主として採用せらるゝ採炭法は全充填長壁式及局部充填長壁式にして無充填長壁式及柱房

式又は殘柱式採炭法を採用せるは一部分に過ぎず、坑内掘進及採掘用としては鑿岩機、截炭機、コー
ルピック等を使用し原動力として壓搾空氣使用増加の傾向にあり。

坑内運搬設備に於ては斜坑運搬機として捲揚機その他ベルトコンベヤーをも使用し、主要水平坑道及
片磐運搬機としても電車、メインテール捲機、エンドレス捲機等の外にベルトコンベヤーを使用し、
切羽運搬機としては主としてチェーンコンベヤーを使用し此方面に於ける機械化大いに促進せられた
り。坑内運搬設備に於ては各炭礦共増産遂行の爲順次線路の敷設、重軌條の使用、機械運搬への移行
の傾向を示し着々整備に力を注ぎつゝあり。車輛設備に於ては運搬能率の向上を圖る爲鐵製炭車を使
用する炭礦著しく増加し、坑内に二軸鐵製炭車、坑外に五軸鐵製炭車を使用するものあり。

排水設備としては電動タービン唧筒を使用するもの多く、通氣設備としては機械通氣一般に行渡ら
ず主要扇風機を備ふる炭礦比較的少なきも局部扇風機は甚だ多く使用せらる。坑内照明としては電氣
安全燈を使用する炭礦益々増加し、油安全燈を使用せる炭礦も何れも電氣安全燈に移行の傾向を示せ
り。

從來機械選炭設備を有せしは十二炭礦に過ぎざりしも選炭の必要性愈々加重せらるゝに至り、機械
選炭設備を有せる炭礦二十に達し、内水洗設備を有する炭礦十四に達せる状態にして、樺太に於ける
選炭も茲に漸く舊套を脱し、炭質の向上を見るに至れり。

尙動力供給用の自家發電所の新設増設も甚だ多く現在發電設備を有する炭礦數は二十一に達す。

石炭低溫乾溜工業

現在西海岸内幌に三菱石炭油化工業株式會社經營の石炭低溫乾溜工場あり。同工場は昭和十年四月
より操業を開始せるものにして、同社經營の内幌炭礦に隣接して建設せられ、内幌炭を原料として、
各種製品を製造するものなり。尙東海岸内淵に於ては樺太人造石油株式會社經營の内淵工場は昭和十
八年四月より操業開始の豫定なり。

鑛業の將來

本島に於て現在採掘稼行せられつゝある鑛物は殆ど石炭のみなり。然りと雖も將來探鑛調査の進展
に従ひ石油は勿論其の他の鑛物も亦發見せらるゝに至り、それ等の有利に採掘稼行せらるゝ時期の到
來すべきことに就ては大なる期待を有するを得べし。

石炭鑛業にありては稼行炭礦數少く一箇年の出炭量は未だ本島に於ける埋藏炭量の千分の二に達せ
ざる状態にあり、本島の石炭鑛業は前途洋々たるものと謂ふべし。而して島内の炭田分布状態を見る
に各地に散在し適當に集合せりと雖も、炭層の膨縮、炭質の變化及斷層又は褶曲作用の影響等比較的
頻繁なるのみならず、炭田地域の地勢狹隘なるを以て、内地に於けるが如く多數の炭礦相隣接錯綜し
別個に採掘稼行を開始するに至らば各炭礦相互間の諸施設及び操業上の不利、不便は勿論鑛利の損失

も亦甚大なるものあるべく殊に港灣築設の關係上將來に於ける石炭の移輸出に圓滑を缺くに至るべし。仍て將來は各炭礦の合理的經營をなさしめ、秩序整然たる科學的管理法の下に企業及採掘の統制を圖り大量生産に依る石炭生産費の遞減に努力せしめ以て島外移輸出の増進と島内に於ける石炭油化工業の勃興を圖るは本島の石炭を現在の地方的のものより國家的産業として發展せしむることを得べきものと謂ふべし。故に燃料國策の重要性に鑑み石炭の液化工業を獎勵し以て我國液體燃料の一助たらしめんとし、西海岸内幌炭礦に於ては昭和九年六月より石炭低溫乾溜工場の建設に着手し昭和十年四月より操業を開始し更に十五年末に能力倍加せり。然して其の成績は甚だ良好にして順調に操業をなしつゝあり。尙昭和十八年四月よりは樺太人造石油株式會社内淵工場に於て操業開始の豫定にして本島に於ける此種工場の建設に將來益々發展を豫想し得らる。

而して石油鑛業に就ては我國に於ける石油資源は敢て豊富なりと言ふを得ざるべしと雖も、油脈は南は臺灣より本州裏日本を経て北海道に亘り遂に本島に及び尙含油層の分布状態は前述せる所に依りて明かなるが如く相當有望地域として大いに期待せらるゝに拘らず、未だ出油を見るに至らざるは畢竟するに試掘事業の不振なるに基因するものなりと斷ずるを得べし。

今や高度國防國家建設の緊急なるの秋に當り、吾人の最も關心を有するは動力資源としての石油資源の開発は本島に於ても、過去の實績を基礎に精査をなし、有望なる地域に對しては試掘油井の開坑を期するものなり。

第十七章 工業

概 説

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡藏と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く、工業の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和十五年に於ける各種生産物總額四〇一、六七五、一九二圓中、工産物は二〇七、四九七、〇一六圓にして其の五割を占む。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する本島に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず。最近本島の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富裕なる天産物殊に林産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘し調査研究を爲したるも、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油及樟腦製造、木材乾溜、割箸製造及パルプ製造等の試験研究を爲し、他方明治四十四年豊原に乾溜工場を設け潤葉樹材を乾溜し醋酸、石灰、木精及タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵

工業

三三四

| | | | |
|-------|------|-----------------|----------|
| 惠須取工場 | 惠須取町 | バルブ、洋紙 | 大正十四年十一月 |
| 落合工場 | 落合町 | サルファイトバルブ、クラフト紙 | 大正六年四月 |
| 知取工場 | 知取町 | バルブ、新聞紙、マニラボール | 大正十三年五月 |

醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、氣温の低下に對する設備の不完全等に起因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料米の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進都市に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むる事を得たり。本島は殖民地にして加ふるに沍寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加しつゝあり。本島開發の進展竝に斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、焼酎及酒精含有飲料等は益々品質向上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝあり。

昭和十五酒造年度に於ける製造高を示せば次の如し

醸造場數

酒造高

四九

一一五、〇六六^箱

一一、六六六、六一八^円

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料其の他

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

罐詰業

本島に於ける蟹罐詰業は明治四十二年以來事業勃興し一時工場數一二三、産額十二万餘函、價額三百十六万餘圓を算し、本島輸出水産物の首位を占むるに至りたるも蟹漁獲の結果著しく其の數を減少せるを以て大正九年蟹罐詰工場の合同を行はしめ、工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果製産額減少せるも其の後斯業は漸次堅實なる發達を遂げつゝあり。

其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二八八、生産額四四、四四一圓に達したり。然るに大正十三年には製造戸數四七三に漸増せるも製産額は七、二一五圓に激減し、爾來漸次不況となりしかば昭和五年斯業の統制を圖りたる結果、昭和十六年末に於ては製造場數一〇、價額四三、八八五圓に達せり。

工業

三三五